

平成30年第3回定例会

一宮町議会会議録

平成30年9月18日 開会

平成30年9月19日 開会

一宮町議会

平成30年第3回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月18日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
一般質問	16
刈場博敏君	16
志田延子君	31
藤乗一由君	33
袴田忍君	50
鵜野澤一夫君	57
鵜沢一男君	65
藤井幸恵君	70
鵜沢清永君	78
渡邊美枝子君	81
散会の宣告	90

第 2 号 (9月19日)

出席議員	91
欠席議員	91
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	91
職務のため出席した事務局職員	91
議事日程	91
開議の宣告	93
議事日程の報告	93
認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
報告第1号及び報告第2号の上程、説明、質疑	128
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
閉会の宣告	145
署名議員	147

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

9 月 18 日 （ 火 ）

平成30年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成30年9月18日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鶴沢清永
5番	鶴沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鶴野澤一夫	10番	志田延子
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	炆場博敏
15番	藤井敏憲	16番	吉野繁徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計管理者	鶴岡治美	教育長	町田義昭
総務課長	大場雅彦	秘書広報課長	渡邊高明
企画課長	塩田健	税務課長	秦和範
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	鶴岡英美
都市環境課長	土屋勉	産業観光課長	小関秀一
オリンピック推進課長	高田亮	保育所長	小安栄子
教育課長	峰島勝彦		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	関谷智香子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 諸般の報告

- 日程第四 町長の行政報告
- 日程第五 請願第 1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象と
る意見書の千葉県への提出を求める請願書
- 日程第六 承認第 1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第5次）の専決処分
につき承認を求めることについて
- 日程第七 承認第 2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第6次）の専決処分
につき承認を求めることについて
- 日程第八 一般質問

開会 午前 9時02分

◎開会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 皆さん、おはようございます。

残暑厳しい中ではございますが、早朝よりご参集願いまことにありがとうございます。

本定例会は、我々議員任期の最後の定例会となります。いろいろな議論等あると思いますが、何とぞスムーズな議会運営にご協力をお願いいたし、有終の美を飾りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本定例会も6月議会定例会に引き続き地球温暖化対策、節電対策を目的にノーネクタイで議会を開催いたしますので、またなお暑い方は上着等を脱いでいただいても結構でございます。

ただいまより平成30年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（吉野繁徳君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申し出がありました。これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして請願1件、専決処分の承認2件、各会計の決算認定5件、健全化判断比率等の報告2件、条例の一部改正1件、一般会計及び特別会計合わせて5件の補正予算であります。

また、一般質問は、9名の方から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日と明日の2日間としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野繁徳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長によって指名いたします。

11番、島崎保幸君、12番、秦 重悦君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（吉野繁徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日18日と明日19日の2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、したがって本定例会の会期は本日18日、明日19日の2日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、平成29年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、平成29年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会にあたり、行政報告を行いたい旨の申し出がありました。これを

許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年第3回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会では、専決処分に付した補正予算に対する承認案など、15の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

まず、総務課所掌の業務からであります。

初めに、平成29年度決算の関係であります。

一般会計を初め、全ての会計の出納を5月31日に閉鎖いたしました。決算規模につきましては、一般会計と特別会計を合わせ、歳入額80億3,655万円、歳出額75億6,813万円、歳入から歳出を差し引いた額は4億6,842万円となりました。

本定例会において、それぞれの会計について決算認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、本定例会で報告いたしますが、算定の結果、全ての指標は基準値を下回り、健全な財政状態を保つことができました。

次に、防災関係であります。

今年度の防災訓練につきましては、11月18日、日曜日に千葉県との共催により津波避難訓練を実施いたします。詳しい訓練内容は、9月30日、日曜日に自主防災会の代表の方々や区長の皆様など、関係する方々にお集まりをいただき、ご説明いたしますが、例年実施している避難訓練の後、一宮中学校において千葉県が主体となり防災フェアを開催する予定であります。防災フェアでは、東日本大震災の語り部講演をはじめ、起震車への体験乗車、関係機関における防災への取り組み展示など、さまざまなイベントが開催されますので、皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

続きまして、秘書広報課所掌の業務についてでございます。

町のキャラクター、一宮いっちゃんの関係であります。

東京2020オリンピック大会サーフィン競技を盛り上げるため、一宮いっちゃんのお友だちキャラクターを募集いたしました。75点にも及ぶ多くの応募をいただき、7月18日、水曜日に審査委員会において審査した結果、東浪見小学校5年生の平山瑠々さんの作品、こなみち

ゃんが最優秀賞となりました。入賞された作品につきましては、明日19日、水曜日発行の広報一宮でご紹介いたします。また、応募いただいた全ての作品につきましても、町ホームページへの掲載を予定しております。

続きまして、企画課所掌の業務についてであります。

上総一ノ宮駅東口開設の関係でご報告申し上げます。

本定例会の補正予算に事業費8億1,000万円の債務負担行為を提案いたしました。現在のところ事業費は確定しておりませんが、JRと協議した結果、オリンピックが開催される2020年7月までに東口を完成させるためには、工事期間の関係などから、本定例会での予算承認がどうしても必要であることがわかりましたので、提案するものであります。詳細な事業費、設計額は9月下旬までに積算される予定であります。その後、JRで行う入札により、さらに事業費が変更となることが予想されますので、概算ではありますが、事業費8億1,000万円を債務負担行為の上限とさせていただきました。

また、上総一ノ宮駅の東口開設にあわせ、駅東側広場の整備も必要となってまいりますので、基礎調査や基本構想を作成するための委託費を本定例会の補正予算に提案しておりますので、あわせてご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、オリンピック推進課所掌の業務についてであります。

東京2020オリンピック競技大会の関係であります。

オリンピック開催2年前を記念して、7月24日、火曜日に釣ヶ崎海岸広場においてイベントを開催いたしました。当日は森田県知事のほか、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から、元五輪競泳日本代表の伊藤華英さん、日本サーフィン連盟の酒井理事長、タレントの宍戸開さんにご参加をいただき、大会成功に向けての機運を盛り上げたほか、町内の子供神楽やダンス、一宮商業高校生徒たちによるステージイベントも催し、会場に花を添えたところであります。

また、聖火リレーの関係であります。7月12日、木曜日に日程が発表され、千葉県につきましては、2020年7月2日、木曜日から3日間が割り当てとなりました。具体的なルートにつきましては、今後検討が進められますが、当町を含めた近隣の市町村を選定していただくため、長生郡市・夷隅郡市サーフィン競技応援連絡協議会に参加の全市町村長をはじめ、東金市、大網白里市、九十九里町、芝山町の各首長、さらには酒井県議や関係郡市選出の県議会議員の皆様と合同で、8月17日、金曜日に森田県知事にルート選定に関する要望書を手渡すとともに、ぜひとも聖火リレーが当地域を通るようお願いしてまいりました。

また、8月26日、日曜日には千葉市内で開催されたパラリンピック開催2年前イベントにご招待をいただき、森田県知事、熊谷千葉市長とともにステージに上がり挨拶を申し上げてまいりました。開催自治体の3人が初めて公の場にそろいましたので、機運の醸成に向けよい機会になったことと思われまます。

また、オリンピックに係るボランティアにつきましては、当町が選考と運営に携わる都市ボランティアについて、9月12日、水曜日から募集が開始されました。当町では、9月30日、日曜日と10月27日、土曜日に募集に関する説明会を行い、ボランティアへの理解を深めていただくとともに、多くの方に応募していただけるよう努めてまいります。

続きまして、福祉健康課所掌の業務についてであります。

まず、保育所の関係であります。

いちのみや保育所の増築事業につきましては、7月に地質調査を行い、8月からは基本実施設計に着手しております。今後、現場の保育士からの意見を取り入れながら、平成31年度中の完成に向けて事業を着実に進めてまいります。

次に、健康事業の関係であります。

昨年度から開始した30歳代の健康診査につきましては、今年度から特定健診と同様に受診者全員に心電図、眼底検査を実施いたしました。63の方が受診され、7月末には検査結果を通知したところであります。健診結果につきましては、異常なしの方が24人、生活習慣改善のため、保健指導が必要と判定された方が24人、医療機関の受診が必要と判定された方が15人でありました。

保健指導や医療機関の受診が必要な方につきましては、8月上旬に個別面接を行い、受診勧奨や生活習慣の改善を促したところであります。30歳代の方が早期に自身の健康状態を知り、生活習慣の改善に取り組むことは、病気の重症化予防につながります。今後とも周知を徹底の上、30歳代の健診を継続してまいります。

また、今年度から新たに開始した子供の虫歯予防対策、フッ化物洗口につきましては、既に取り組んでいる東浪見こども園、愛光保育園、いちのみや保育所に加え、どろんこ保育園におきましても、10月からフッ化物洗口に取り組む体制が整ったとの報告を受けました。本定例会の補正予算に必要経費を提案しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に、介護保険事業の関係であります。

各種サービスを利用した場合の自己負担につきましては、所得の状況に応じ1割、または

2割となっておりましたが、制度改正が行われ、現役並みの所得がある方は8月から自己負担が3割となりましたので、介護保険認定者には7月下旬に負担割合証を交付したところがあります。

続きまして、産業観光課所掌の業務であります。

まず、農業関係であります。

千葉県の防災重点ため池に指定されている雨竜湖のハザードマップ作成業務につきましては、今月の入札により受託業者が決まり、業務委託契約を締結いたしました。今後、関係する地域を対象とした住民説明会を行うとともに、ハザードマップを配布し、危機管理意識の向上を図ってまいります。

また、16区にあります湛水防除施設の一宮排水機場であります。モーターポンプ補修工事を国・県補助を活用した土地改良施設維持管理適正化事業により、7月3日に着手いたしました。工事期間につきましては、平成31年3月15日としております。また、工事期間中の仮設ポンプにつきましては、既に設置が完了し、ポンプ場としての排水能力は維持された状態となっております。

次に、商工振興の関係であります。

町内の消費喚起と地域活性化を目的としたプレミアム商品券事業につきましては、町内約200店舗でご利用いただけるプレミアム10%つき商品券を一宮町商工会で7月6日、金曜日から販売したところ、大盛況のうちに完売となりました。今後は購入された方が期限内に利用していただけるよう、引き続き関係機関と連携してまいります。

次に、観光振興の関係であります。

海水浴場につきましては、7月14日、土曜日から8月20日、月曜日まで、38日間開設いたしました。海開き当日には、毎年好評をいただいている南九十九里はまぐり祭りを催し、ハマグリの販売やハマグリ拾いを行ったほか、地元産の新鮮野菜を販売したところ、県内外から約3,000人もの方々がお見えになり、大変なにぎわいでありました。

なお、今シーズンの海水浴場入り込み客数は約1万4,000人となり、昨年からは約7%の減少となりました。

また、恒例の納涼花火大会につきましては、8月4日、土曜日に好天の中行うことができました。昨年と同様に君津市の福山花火工場に打ち上げを依頼いたしました。中でも海上での水中花火などは、その優雅さに目を見張るものがあり、訪れた来客者約4万5,000人からは歓喜の声が上がるなど、大変好評でありました。厳しい経済状況の中、町内外の皆様から

は多額のご寄附をいただき、改めて感謝を申し上げます。

また、8月16日、木曜日にはお盆の伝統的な風物詩、一宮川灯籠流しが2年ぶりに開催されました。一夜の夕涼みを兼ね、幻想的な灯を放つ1,000灯にも及ぶ灯籠の観覧に約2,000人もの観客が来場されました。灯籠を作成された皆様や流す作業にご協力いただいた皆様に感謝を申し上げます。

また、第43回上総国一宮まつりにつきましては、9月8日、土曜日に駅下で開催いたしました。当日は、上総おどりに加え、町内の小中高の児童生徒による東浪見甚句や一輪車の演技、マーチングバンド、中学校と商業高校合同による演奏などが披露されました。また、各団体によるよさこいソーランや和太鼓の演奏、空手演武なども繰り広げられ、一体感のある祭典を開催することができました。これらの事業が無事開催できたことは、警察・消防を初め、各関係団体の皆様のご協力のたまものであり、深く感謝を申し上げます。

続きまして、都市環境課所掌の業務についてであります。

まず、町道の工事関係であります。

例年行っている新設改良工事と維持補修工事につきましては、9月初旬に第4回目の発注を終えました。また、国庫補助事業を活用した町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの改良工事につきましても、9月に発注を終えました。これにより、町道1-7号線につきましては、今年度中に第1工区が完了する予定となっております。また、交通安全対策の関係であります。町内全域を対象として行う交通安全対策工事につきましても、順次発注を進めてまいります。

次に、千葉県による一宮川の津波対策であります。新一宮大橋から上流の区間において、順次かさ上げ工事が発注されているところであります。

続きまして、環境の関係であります。

9月1日、土曜日に、ボランティアの皆様や一宮川流域の関係企業、団体、市町村の合同により、一宮海岸の清掃を実施したところ、747人ものご参加をいただきました。おかげさまで可燃ごみ1,520キロ、不燃ごみ20キロを回収することができました。

また、11月11日、日曜日には一宮川堤防の草刈りをボランティアの皆様にご協力をいただき実施する予定であります。

次に、有害鳥獣対策の関係であります。

昨年度から大型獣の捕獲のほか、止め刺しや死体の処理に対する報奨金制度を開始いたしました。その結果、昨年度の大型獣捕獲実績はイノシシ33頭、キョン1頭、ニホンジカ2頭

となりました。今年度におきましても、既に大型獣用の箱わなを5基購入しており、引き続き、有害鳥獣の捕獲・駆除を強化してまいります。

続きまして、教育課所掌の業務についてでございます。

まず、学校教育の関係であります。

今年で6回目を迎える一宮町、長生村、白子町合同による中学生海外交流研修事業であります。7月30日、月曜日から8月8日、水曜日までの10日間、オーストラリアのゴールドコーストにおいて、ホームステイによる研修が行われ、一宮町からは8人、長生村からは11人、白子町からは8人の合計27人の生徒が参加いたしました。

出発日には空港トラブルに巻き込まれ、出発が大幅に遅れるというアクシデントもありましたが、子供たちは、そうしたアクシデントをものともせず、大変元気に現地の学校での交流やホストファミリーとの生活を通じた貴重な語学体験ができ、大変有意義な研修であったとの報告をいただきました。

また、2つの小学校では、夏休み中における児童の学力向上と学習習慣確立の一助を目的としたサマースクールを開催いたしました。東浪見小学校では7月23日、月曜日から7月26日、木曜日まで、一宮小学校では7月27日、金曜日から8月6日、月曜日まで、それぞれ4日間開催し、学習指導には、教職員のほか一宮商業高校、大多喜高校、茂原高校の生徒たちにもご協力をいただきました。参加した児童は、1年生から6年生まで2校合わせて142人にも上り、大変充実した取り組みとなりました。

その他、8月8日、水曜日には新しい外国語指導助手として、イギリスからピッケン・オリバー・ジェームスさんを迎え、2学期から中学校及び両小学校において英語を指導していただいております。これにより、外国人指導助手は2人となりましたので、英語教育の一層の充実を図ってまいります。

次に、社会教育の関係であります。

7月1日、日曜日から7月22日、日曜日にかけて、白子町をメイン会場に第59回長生郡民体育大会が開催されました。当町の選手たちは、日ごろの練習成果を十分発揮し、大会に挑んだ結果、バドミントン男女、卓球男子、空手道、インディアカの5種目で優勝したほか、6種目で準優勝と健闘いたしましたが、総合順位では惜しくも準優勝となりました。

また、文化財保護事業につきましては、8月11日、土曜日に親子のきずなを深める家庭教育の支援を目的に、親子地びき網体験を開催したところ、町内の小学生と保護者を合わせて125人の参加がありました。江戸時代から伝わる町無形文化財指定の地びき網漁を体験いた

だいたところであります。

また、平成31年2月には、一宮藩最後の藩主加納久宜公の没後100年を迎えるため、文化財普及事業といたしまして、連続講座「加納家と一宮」を全6回開催いたします。第1回は、「幕末・明治の一宮と加納家」と題し、5月26日、土曜日に中央公民館大会議室で開催したところ48人の参加がありました。引き続き講座を開催してまいります。

終わりに、この定例会には専決処分の承認案2件、決算の認定案5件、健全化判断比率など、報告2件、条例の改正案1件、補正予算案5件を提案させていただきましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

ここで会議進行中ではございますが、議場内の皆さんにお願い申し上げます。

通信機器等の電源を切るか、マナーモードに切りかえるか、音の出ないようにご配慮願います。今後、また電話等の着信音が鳴った場合は退場等々、対応する所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。

会議に戻ります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第5、請願第1号 「精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書」を議題といたします。

本定例会までに受理した請願は、お手元にお配りいたしました請願文書表のとおりです。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 「精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意

見書の千葉県への提出を求める請願」について、紹介議員として説明をいたします。

現在、千葉県の重度心身障害者医療費助成制度の対象者は、（１）身体障害者手帳１級及び２級の身体障害者、（２）療育手帳の㊤からＡの２までの知的障害者となっており、精神障害者は対象外です。

日本でも国連で採択された障害者権利条約を批准し、平成28年４月１日には、障害者差別解消法が施行されました。医療費助成制度において、精神障害者を対象外にしたままであることは、差別と評価されてしかるべきものです。精神障害者の多くは、著しく立ち遅れた精神医療保健福祉制度との関連から、非常に劣悪な社会環境のもとで生活し、体調を崩しやすい状況に置き去りにされています。千葉県精神障害者家族会連合会が、平成28年に行った当事者及び家族へのアンケート調査結果においても、手帳の等級にかかわらず、ぎりぎりの生活を強いられており、一般医療の受診を控えている実態が明らかになっております。

よって、障害の種別を問わず、精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象とすべきであります。

つきましては、貴議会において、精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書を、千葉県に提出してくださるよう請願をいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第５、請願第１号 「精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願」を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第6、承認第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第5次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 承認第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第5次）の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ43億5,423万6,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。9ページをごらんください。

海水浴場開設事業191万2,000円の増額につきましては、海水浴場の監視詰所の借り上げ料でございます。

当初予算につきましては、例年お願いしている業者から適正に見積もりを徴しまして、86万4,000円計上してございましたが、会社の方針ということで、今後はこのような物件を貸し出さないという方針が示されました。この業者とはこれ以降交渉してまいった訳ではございますが、応じてもらえず、やむなく新しい業者数社から見積もりを徴しまして、一番安い業者と賃貸契約を結ぶため、専決処分させていただいたものでございます。

歳入につきましては、7ページをごらんください。財源につきましては、前年度の繰越金から充てるものでございます。

以上につきまして、地方自治法第179条第3項の規定に基づき承認を求めるものでございます。

説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければこれをもって討論を終結いたします。

日程第6、承認第1号 平成30年度一宮町一般会計補正予算(第5次)の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第7、承認第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算(第6次)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) 承認第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算(第6次)の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

12ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ43億5,639万6,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。19ページをごらんください。

都市下水路維持管理事業216万円の増額につきましては、中央ポンプ場関連でございます。都市下水路集水ます改修工事に伴う設計委託料でございます。この6月12日に田町地先で道路の陥没がございました。JR東日本及び長生土木事務所立ち会いのもと、緊急に掘削工事を行ったところ、危険性が高いということが確認されたことから、工事費を算出するための設計委託料について専決させていただいたものでございます。

歳入につきましては、17ページをごらんください。この財源につきましては、前年度の繰越金から充てるものでございます。

以上につきまして、地方自治法第179条第3項の規定に基づき承認を求めるものでございます。

説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） この件は工事のための設計費ということですが、6月12日の道路陥没、その後の対応、現状について、ちょっと説明していただきたいんですが。

○議長（吉野繁徳君） 都市環境課、土屋課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） ただいまの質問ですが、8月の当初に現地の方、私どもと業者の方で立ち会って、集水ますの調査を行いました。それで、その後今月の終わりには書類の方が上がってくる予定になっております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

質問の趣旨は、その後さらに陥没したりとか、そういう心配はないのかどうかということ、現状の対処について、ちょっとお伺いしておきたいというところなんですけれども。

○議長（吉野繁徳君） 都市環境課、土屋課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 定期的に現地の方を巡視しまして、測量機械等で高さのチェック等を行った結果、多少の吸い出しがございましたが、土の方をまた追い土いたしまして、補修している状態ですので、今のところ危険性はないと判断しております。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

日程第7、承認第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第6次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

◎一般質問

○議長（吉野繁徳君） 日程第8、一般質問に入ります。

一般質問については、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられるよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のために申し上げます。

◇ く 場 博 敏 君

○議長（吉野繁徳君） それでは通告順に従い、14番、畑場博敏君の一般質問を行います。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 日本共産党の畑場です。

今議会は、私たち議員の任期の最後の議会であり、町民から寄せられた声を中心に大きく4点、15項目の質問をいたします。明快な答弁をよろしくお願いいたします。

1点目は、防災対策上での町長の政治姿勢について伺います。

東日本大震災で福島第一原発が重大事故を引き起こし、多くの人々が7年たった今でもふるさとに帰れずに避難生活を送っています。原子力発電は安全で安上がりの電力だと政府は言ってきましたけれども、その安全神話が嘘であったことが明らかになっております。

当時、より千葉県に近い東海第二原子力発電所も被災し、自動停止し、外部電源を喪失し、高さ5.4メートルの津波に襲われ、非常用ディーゼル発電機の一部が使えなくなり、残りの発電機で辛うじて原子炉を冷却したとのことであります。この東海第二原発が新規制基準をクリアすれば、再稼働し、これまで40年経過した老朽化の原発ですが、さらに20年運転を認めるというもので、近隣市町村だけの問題ではなく、千葉県も重大事故の際には大きな影響を受けるというものであります。一宮町は同原発から130キロメートル離れておりますけれども、風向き等によっては大変な被害を受けかねません。

そもそも原子力発電は、トイレのない高級マンションと言われ、原子力発電で出た使用済み核燃料や高濃度の放射性廃棄物は、いまだに再処理もできずに溜り続けています。この技

術は確立されておらず、この点だけ見ても、再稼働などすべきでないことは明らかであります。脱原発をめざす首長会議メンバーである馬淵町長の見解を伺うものであります。

防災対策の2番目は、災害時避難場所となる町施設のエアコン設置を計画的に進めてほしいという問題であります。

災害はいつ起きるかわかりません。最近の異常気象は、例外的でなく恒常的とも言えるように発生をしております。今年の猛暑は命の危険を感じる暑さとも言われました。災害時避難場所となる町施設へのエアコン設置について、どう受けとめ、どう対処するのか、見解を伺いたいと思います。

関連しますが、中学校普通教室へのエアコン設置が先延ばしされたと伺いましたが、愕然といたしました。理由は近々大規模改修工事をしなければならない。その工事とあわせてということで先延ばしをしたということでありました。しかし、その大規模改修は新年度やるとの見通しは立っておりません。これでは最近の異常気象、猛暑続きを考えれば、生徒の安全確保最優先の観点から、来年夏から使える設置を強く望むものであります。教育委員会任せでなく、喫緊の行政課題として取り組む町長の姿勢を伺いたいと思います。

ちなみに、学校にエアコン設置を進めるに当たって活用できる財政措置の情報が共産党国会議員団より寄せられましたので、学校教育課に提供しておきました。精査をしていただきたいと思います。

1つとして、教室、体育館などに活用できる大規模改造事業（空調整備）、対象は公立の小中学校などで児童や教職員が使う全ての部屋であります。教室や体育館などあります。補助率が3分の1、対象工事費は下限額が400万円、上限額は2億円、地方財政措置として起債充当率が75%、うち元利償還金の30%を交付税措置、文科省の学校施設環境改善交付金で、新年度予算に2,432億円を要求しているということであります。

国の補正予算の場合には、自治体の建設事業は補正予算債を使えるということであります。起債充当率は100%、元利償還金の50%が交付税措置をされるというメニューもあります。国の補正予算編成の動向も注視してくださいということでもありますので、よろしくお願いたします。

また、2つ目として体育館へのエアコン設置に活用できる緊急防災・減災事業債、これは指定避難場所に指定された施設が対象になります。起債充当率は100%、うち元利償還金の70%が交付税措置をされます。総務省の緊急防災・減災事業債で東日本大震災を受け、2012年度に創設された制度で、2017年度から熊本地震の教訓から、指定避難場所のエアコン設置

も対象となったものであります。2020年度までの制度なので、注意してくださいという留意点がついておりました。よろしくご検討願いたいと思います。

2点目の質問に移ります。

ヒマワリでおもてなしを、そしてまちおこし、こういうテーマでの質問であります。

東京オリンピックに向けて、町中にヒマワリの花を植えて、来訪者のおもてなしをしようと、こういう県の事業が始まっておりますけれども、花を咲かせて終わりではなくて、一歩進めて景観花として楽しんだ後、健康によいヒマワリ油を搾油し、健康力アップや地域の特産品づくり、ひいては遊休農地の対策の一助として発展させる取り組みを提案したいと思います。

ヒマワリは夏の花で、緑と海と太陽の町によく似合う、元気の出る花であります。ヒマワリを使ったまちおこしは全国各地に取り組みされており、ヒマワリ迷路は有名です。私たち長生郡市の共産党議員団は、8月6～7日と視察を行い、7日に茨城県取手市にあるNPO法人バイオライフの搾油所を見学し、菜種油やヒマワリ油についてお話を伺ってまいりました。これがヒマワリ油です。

一宮町で取り組む目的として、町総合計画の町民アンケートの中に、今後10年間で力を入れるべき取り組みとして、観光資源を生かしたまちづくりが1位でありました。望まれる将来のまちづくりでは、自然や景観を大切にし、自然と共生するまちづくりが、これまたトップであります。

また、なぜヒマワリ油かという点、非常に健康によいという点を挙げられます。ビタミンEが豊富だという点があります。ビタミンEは油の中にあっては酸化による変質を防ぎ、体内では抗酸化作用により病気を予防する。そして、老化を防止、若さを保つ効果があるそうであります。この含有量がオリーブ油の約11倍、100グラム中85.9ミリグラムあります。ほとんどの食用油に多く含まれ、その過剰摂取が問題となっている生活習慣病の原因となるリノール酸が少ないという点も健康に優しい点であります。

花で楽しみ、その後、健康によいヒマワリ油を搾油し、町の特産品に育てる取り組み、夢のある取り組みではないでしょうか。さらに発展すれば、遊休農地対策の一助になる、こういう貢献もできると思います。ちょっと欲張った話でありますけれども、まずはできるところから実践することを提案いたします。当局の見解はいかがでしょうか。

まずは町民に呼びかけ、ヒマワリを植えてもらえる人の募集、そして受け皿づくりが必要であります。種をとって搾油してみたいという人がいれば、当面取手の搾油所に送るだけで、

1 キログラム130円で搾油してくれるそうであります。栽培指導もしてくれるので、先進地に学び、視察もいいと思います。種の25%が油になるというお話でありました。提案に対する答弁を求めたいと思います。

3点目の質問に入ります。

日本共産党一宮支部が今年6月から7月にかけて実施した町政アンケートに、あなたの町政に望むことは何ですか、こういう設問があります。たくさんの方が寄せられました。その中から8点に絞って、それぞれ町の対応を伺いたいと思います。

1つ目、釣ヶ崎のオリンピック会場予定地から100メートルほど南の海岸に漁網の不法投棄があり、景観を汚しているという声がありました。現場を確認し、誰が投棄したのか、調査をし、速やかに撤去を求めたいとも思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

2つ目、通学路の歩道整備や危険箇所の指摘が数点ありました。危険なブロック塀や防犯対策など、総点検をし、順次改善を求めたいと思いますが、この点について伺います。

3点目、雨水排水が悪いという苦情が複数寄せられております。町でも排水不良地域は掌握して対応を進めていると思いますけれども、抜本的には排水整備総合計画をつくり、緊急性の高いものから順次改修を望みたいと思いますが、この点についてお願いいたします。

4点目、津波の防災対策については、6月議会に南川尻への対策を求めましたが、町全体の避難道路計画をつくり、整備を進めてほしいとの要望が上がっております。見解を求めたいと思います。

5点目、東野地区には公園が2つできましたけれども、海岸方面にも子供が安心して遊べる身近な公園をつくってほしいという声があります。この点での見解を求めます。

6点目、一ノ宮駅下の駐輪場が夜間暗くて困っています。街灯の設置で明るくし、きれいに管理してくださいの声があります。現場を見ると駐輪場側には街灯が1本もなく、手元が暗い状態でした。対応を求めたいと思います。

7点目、町に小児科の先生が欲しいという声がありました。小さい子供をお持ちのご家庭では切実だと思います。また、移住定住促進の町として、子育て支援策の面からも機会あるごとに訴えていただきたいと思います。この点はどうでしょうか。

8点目、海岸有料駐車場には町民が無料だが、毎回免許証を出すのが面倒だ。役場で通行証の発行ができないか、こういう声がありました。小さいことですが、こういうサービスができないのか、伺いたいと思います。

以上、8点の回答をよろしくお願いいたします。

最後に4点目、一宮版サーフォノミクス推進事業について伺います。

一部新聞報道、これは6月29日付毎日新聞に、一宮町サーフタウン断念と大きな見出しの記事が出て、びっくりした町民も多いと思います。これまで地方創生加速化交付金等、交付される中で、調査事業、基本構想、策定事業、国際サーフィン大会誘致事業、観光客町内循環運行実験事業、空き店舗リノベーション事業、シティーマネジャー人材確保事業、小中学校のロボットプログラミング事業や保育所の絵本教室など、取り組んできた経緯があります。

そして、サーフィンモニタリングハウス計画やサーフィンセンター計画を行う中で、サーフィンでまちおこしにつなげる一連の構想が完成する、いわゆる一宮版サーフォノミクス推進構想であったはずであります。このサーフタウン断念は事実かどうか、伺いたいと思います。事実とすれば、そのような決定に至った経過と町民、議会への説明が一切ないけれども、その点はどういうことでしょうか。

そして、また6月議会で大場総務課長が臨時職員の人件費削減の議案の説明の中で、「モニタリングハウス分譲計画が不採択となったことから、地方創生推進交付金の申請を取り下げたもので」という説明がありましたが、造成工事費が補助対象外になったために申請しなかったというのが正確な表現ではないのでしょうか。モニタリングハウス分譲計画は、もともと町が土地を造成をし、官民共同の会社が借り受け、建物の建設、お試し入居者の募集を行う計画だったはずであります。この辺の表現の問題について、もう一度ご答弁を願いたいと思います。

町は既に地方創生加速化交付金の交付決定を受けて、7,600万円でモニタリングハウス予定地の測量を初め、各種事業を執行しています。モニタリングハウス建設の基本構想策定も行っていると思いますが、交付金との関係でこれまでの補助金の扱いが不都合が生じるのではないかと、こういう危惧があります。不正支出とか、補助金返還だとかならないように、扱いについて答弁を願いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 舛場博敏議員からいただいたご質問の1番、そして4番についてお答えを差し上げたく存じます。

まず、1番でございますけれども、1、2と分かれておりまして、1として東海第二原発

再稼働問題について私の見解をとということでご質問をいただきました。お答えを差し上げたく存じます。

原発というものは、地震や津波などによりまして炉心溶融などの重大事故が起こったとき、被害が極めて甚大なものであります。そこで、首長としては、みずから預かる自治体への影響を考慮しつつ、各原発の稼働についての賛否を判断すべきものと考えております。東海第二原発の場合も、2011年に福島第一原発で発生したレベルの深刻な事故が起こったとき、一宮町がどのような状況に瀕するかを考えて判断すべきであると考えております。

東海第二原発と一宮町は、約130キロと距離はある程度あります。しかし、さらに遠くに立地する福島第一原発の事故時の経験を踏まえて申し上げれば、風向きなどによって放射性物質が大量に降下する可能性がありますので、私は一宮町長として再稼働しないことを望みます。

東海第二原発をめぐる客観的情勢であります。同原発については、2018年7月4日に原子力規制委員会が再稼働へ向けて、安全対策の基本方針が新規制基準を満たしていると認めています。しかし、同原発は半径30キロ内に全国の原発で最多の96万人の方が住んでいらっしゃるということを前提に、2018年11月までに、20年の運転延長の認可を規制委から受けた上で、茨城県や周辺6市村の事前了解、同意を得なければ再稼働できないということになっております。

現在の時点では、本年6月に水戸市議会が再稼働に反対する意見書を可決したところであり、再稼働の見通しは立っていないと私は理解しているところであります。総体的に遠い一宮町としては、まずは同原発に直接的利害関係を有する近隣自治体の判断に注目していきたいと考えている次第であります。

続きまして、2つ目のご質問、災害時避難所となる町施設へのエアコン設置を進めてほしいということで、幾つかの補助金についてのアドバイスも頂戴した上でのご質問でございます。

避難所となる町施設にエアコン設置ということについては、今年度台風による西日本での災害、あるいは北海道での地震災害といった巨大な災害の発生により、新たな課題として大きくクローズアップされてきたものであります。今年度は特に猛暑による熱中症というところが大変死者の発生ももたらし、非常に大きな課題となった状態であります。

私どものみならず、避難所につきましては、全国的に体育館を避難所に指定している自治体も多いということで、どちらでも体育施設の避難所としてのあり方について、これを大き

な課題として受けとめているというところだと思います。私どもといたしましては、ここに空調のケアは必要であると考えております。現在、レンタルでの移動式エアコンの設置など、検討するように、既に担当課のほうに私から指示を出してあるところでもあります。

引き続いて、中学校へのエアコン設置ということで、ここにまた的を絞ったご質問をいただきました。

昨年度、小学校の普通教室と特別教室、また中学校の特別教室にエアコンを設置させていただきました。中学校普通教室棟につきましては、先ほどおっしゃっていただいたとおり、南校舎普通教室棟の大規模改修計画があったために、設置については先送りとさせていただいたわけでありまして、先ほどおっしゃっていただいたとおりであります。今年の夏は、日本各地において記録的な猛暑が続きました。7月には愛知県の小学生が熱中症で亡くなるという大変痛ましい事故も起こったわけでございます。

私どもの中学校におきましては、連日の酷暑に対し、扇風機の増設、特別教室を活用した授業などで対策は講じておりますが、いまだ決して十分ではありません。健康面での不安を解消し、集中して学習できる環境づくり、ここへの取り組みは、今後さらに必要であると考え次第であります。

つきましては、将来の一宮町を担う子供さん方、この皆さんの命を守ることを第一に考えまして、普通教室へのエアコン整備につきましては、先ほどご案内いただきました国からの補助金の情報もつぶさに確認をした上で、今年度は導入方式の検討や費用を試算した上で、財政サイドとの協議を行い、スケジュールを決めて、来年度の夏季から稼働できるように努めてまいりたいと考える次第であります。

続いて、4番目のご質問、サーフォノミクス推進事業について、新聞記事についてのご質問にお答えいたします。

1つ、非常勤職員の雇用につきましての問題については、担当課のほうから回答を差し上げますが、全般にいただいたご質問に私のほうからお答えを差し上げたく存じます。

この6月29日付毎日新聞の新聞記事につきましては、先般議員説明会に際して皆様からご質問をいただきまして、経緯をご説明申し上げたところでもあります。再度ご質問いただきましたので、改めてになりますが、ご説明を差し上げたく存じます。

サーフタウン断念という見出しで毎日新聞に記事が掲載されておりますが、これはモニタリングハウスの土地造成工事費は、地方創生推進交付金の対象ではなくなったということでもあります。新聞記事を詳しくお読みいただければ、そのように書いてあるとおりでござい

す。

一宮町では人口減少対策の一環として、保安林となっている町有地を造成し、お試し住宅として整備していくという計画を立て、平成28年度に地方創生加速化交付金の申請をいたしましたわけでございます。この内容につきましては、議員説明会を開催してございます。また、年度当初予算の審議委員会におきまして、地方創生事業については国の交付決定がなければ実施しないことをご説明差し上げております。

モニタリングハウスの事業計画では、平成28年度に基本構想の作成と町有地の測量調査を行い、平成29年度に造成設計を行う予定でありました。平成28年度は、国からの交付金決定があり、予定どおり測量調査まで実施したわけでございます。ところが平成29年度に関しては、内閣府から通知があり、土地造成に関しては地方創生推進交付金の対象外となったというわけであります。このため、モニタリングハウスの事業についてはストップがかかっているところであります。

この件に関して、これまでの交付金の扱いに不都合が生じるといった国からの通告や指導は特にありません。モニタリングハウスに関しまして、地方創生交付金にかわる新たな財源を探すなど、各省庁の助成金などの動向を注視してまいりたいと考えている次第であります。

なお、全般といたしまして、町の考えには新聞記事見出しにあるようなサーフタウン構想断念などということは全くございません。今後も引き続きサーフィンを町の経済、文化を支えるかけがえのない大きな柱の一つと位置づけて、サーフォノミクス構想を一層充実させていこうと考えている次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） 私からは、2つ目のひまわりでおもてなしとまちおこし、そして、3つ目のうちの海岸駐車場、この2点につきまして答弁させていただきます。

まず、ヒマワリでまちおこしをという件でございますけれども、県では「おもてなしC H I B Aプロジェクト i n 九十九里・外房～ヒマワリと笑顔で結ぶオリンピック～」と銘打ち、その一環として本町のいちのみや保育所で収穫されたヒマワリの種を九十九里・外房地域16市町村の保育所や小中学校等は無償で配布し、学校の花壇などで育てて種を収穫し、そして次年度以降さらに活動の輪を広げていくという取り組みを行っております。さらに、町の事業としては、町民の方にも無償配布し、オリンピックの機運醸成を図っているところでございます。

そうした中、農業部局といたしましても、これからの活動をさらに発展させるため、遊休農地を活用したヒマワリ栽培のための種の無償配布を考えております。今後、広報等で周知した上で需要を取りまとめ、来年度の予算計上を検討してまいります。また、搾油につきましては、次のステップといたしまして、永続し得る営農体制がつくれるよう検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

次に、海岸駐車場で通行証の発行ができないかというご質問でございますけれども、海岸有料駐車場につきましては、一宮町に在住の方は無料としており、その確認のために駐車場入り口で免許証の確認をさせていただいております。

通行証の発行ができないかということでございますが、通行証を車のフロント部分に置くことにより利用者の利便性は向上するものと思われませんが、一方で通行証の使い回しという不正行為も考えられますので、今後十分検討した上で対応していきたいと思っております。現在のところ、免許証での対応が最善だと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 漁網の不法投棄についてですが、平成16年ごろから地元の元サーファーが養浜と称し流し始めました。旧長生県民センター、長生土木事務所、一宮幹部交番で撤去を文書等で勧告しましたが、本人は養浜に効果があると話は平行線のため、千葉県で平成25年ごろ一度任意撤去した経緯がございます。その後にもまた自説の効果を証明するため、漁網を流し始めたと聞いております。今後は危険性もありますので、本人を含めて関係機関の方々と協議を重ね、オリンピックに向けて景観の改善に努めてまいります。

続いて、ブロック塀についてですが、現在県の指導により、一宮小学校と東浪見小学校の中心から半径500メートルの範囲にある通学路を図面に記し、そこに既存のブロック塀を落とし込み、県とともに危険箇所の点検を行う予定になっております。点検後は、関係機関の指導を仰ぎながら対応策を協議、検討してまいります。

次に、雨水排水についてですが、町道の雨水排水については、地元区長からの要望により、順次改修を行っております。また、町で把握している排水の悪い箇所についても緊急に改修を行っております。排水計画については、排水機場の能力、国道、県道との取りつけ、農業排水路の流入など、複雑に関係しており、計画策定にまでは至っておりませんが、今後は関係機関との調整を図りながら、策定に努力してまいります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、畑場議員の3の2の通学路の安全対策につきましてお答えいたします。

平成26年度から、町内各小学校の通学路の安全確保に向けた取り組みとして、一宮町通学路交通安全プログラムを策定しております。本プログラムは、各学校から要望される通学路の危険箇所について、茂原警察署、長生土木事務所、各小学校安全担当主任、各小学校PTA代表者、町の都市環境課、教育委員会による合同点検を毎年実施し、検証や改善等を行うものです。

なお、本年度は8月27日に実施し、東浪見地区では3カ所、一宮地区で7カ所、合計で11カ所の危険箇所について現場踏査のほうを行いました。改善できる箇所については、各関係機関と連携し、対応を図ってまいります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 通学路の防犯対策につきまして答弁申し上げます。

通学路の防犯対策につきましては、集団下校、学校ボランティアによる登校の見守り、防犯パトロール、防犯教室、子ども110番、また今後始めていただきます、つくも会による下校時の見守り、防災無線による見守り依頼、通学路における防犯カメラの設置など、学校、教育委員会、町で連携を図った対策を講じておるところでございます。

続きまして、津波防災から避難道路計画をつくり、整備を進めてほしいというものについてお答えいたします。

現在、町の津波避難計画では、千葉県から公表された10メートルの津波浸水予想区域を基本とし、主要な避難路に町道1-7号線、町道一宮停車場線、町道2-8号線、町道1-12号線の4路線を位置づけているところでございます。

町政アンケートでは、避難路の整備を望む声がたくさん寄せられたとのことでございますが、当町を含む南関東地域では大地震発生の切迫性の高さが指摘されるなど、町といたしましても、防災、減災への取り組みの必要性は十分に認識しております。しかしながら、ハード整備に依存した防災対策には限界があることも事実でございますので、住民自身による自助、自主防災組織を中心とした住民組織の共助の推進にも力を入れ、ハード、ソフトを織り

交ぜた総合的な防災・減災対策について、今後立ち上げる検討会の中で協議してまいります。

次に、駅下の駐輪場に街灯を設置することにつきましてお答えいたします。

無料駐輪場につきましては、JR上総一ノ宮駅周辺の放置自転車が歩行者等の通行の妨げや景観を損なうなどの深刻な問題となっていたことから、その対策として駅下資材置き場有効活用に伴う意見聴取や駅前有料駐輪場を営まれる方々への訪問聞き取り調査の結果を踏まえ、最低限の駐輪施設として平成27年10月に開設したものでございます。

現在は平成29年度実施の路盤整備事業により、降雨時に水たまりが数多く発生していた駐輪スペースを整備したほか、職員による定期的な草刈りやごみ収集作業などにより、利用者の安全性、利便性の確保に努めておりますが、昨今の利用状況を見ますと、利用台数の増加、夜間は駐輪場内が暗いことから、駐輪箇所までの距離を嫌悪してか、所定の駐輪箇所以外へ乱雑な駐輪が見受けられるケースもございます。こちらにつきましても、適切な駐輪を促す看板設置や注意シールの張りつけを行うなど、策を講じておるところでございます。

要望のございました駐輪場内への街灯の設置につきましては、夜間における利用者のさらなる安全性、利便性の確保と駐輪場としての機能強化を図るため、設置に向けて前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁ありますか。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、私のほうからは町政アンケートに関する5点目と7点目についてお答えをいたします。

まず、5点目のほうでございますが、海岸方面に子供が安心して遊べる身近な公園をつくってほしいという対応についてお答えをいたします。

現在、町内には望洋公園、舞台公園、東野公園などの都市公園のほか、4区、10区、新熊区、新地区、宮原区、白山地区に6カ所の児童公園などがあります。ご質問の海岸方面には、国民宿舎跡地に一宮海岸広場があり、トイレや駐車場のほか遊具も設置しております。海岸方面への公園の設置については、今年度実施いたします子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の結果も踏まえて、今後の町の計画の中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、7点目でございますが、町に小児科の先生が欲しいということの声が寄せられたことについてお答えいたします。

現在、町内で診療を行っている内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻科の先生方は、小児の

診察にも対応していただいております、必要な場合は専門の病院に紹介していただいております。
また、公立長生病院には常勤の小児科医師が2名おり、月曜日から金曜日の毎日診療をしております。

町といたしましては、かかりつけ医を持つこと、また夜間に利用できる、こども急病電話相談、#8000、これを周知する等、子育て中の保護者の方の不安軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁、追加ございますか。

塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） それでは、畑場議員、4点目のサーフォノミクスの最後の点についてお答えいたします。

人件費のところでございますが、町長の答弁にあったとおり、平成29年度に土地の造成が対象外となりましたが、交付金上は臨時の人件費につきましては交付対象となっており、29年度につきましては、他の町有地等を活用できないか、いろいろ議論も模索するというところで29年度は交付申請を行ったものでございます。

しかしながら、平成29年度中に30年度の予算を作成するに当たり、一応人件費だけは乗せておいたわけでございますが、結果的に臨時人件費は交付対象となりましたが、30年度は新たな事業を行う予定もございませんので、交付申請を行わず、町の予算だけ削除したものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 質問に対する答弁を終わり、再質問ございますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） いろいろありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の質問の中で、体育施設の避難所の空調関係の問題であります。

レンタルでの設置等を検討するよう、既に担当課に伝えておりますという答弁でありましたけれども、具体的にどのようなことが想定されるのか、もう少し説明を願いたいと思います。災害発生時にレンタルを対応なのか、それでは間に合わない場合も当然ありますし、体育施設に恒常的にレンタルで設置なのか、その辺の具体的な説明をもう一度お願いしたいというふうに思います。

それから、3番目の漁網の関係です。

答弁では投棄した人が特定されているようでありますが、これは速やかに撤去をお願いしたいというふうに思います。説得し、納得をして撤去していただくということが最善であります。2020年のオリンピック会場の近くということもあるので、年々来町者が外国人の方も含めて多くなるというふうに思われます。期限を切った対応を求めたいと思いますけれども、この辺の答弁をよろしくお願いします。

それから、駐輪場の関係なんですが、答弁の中で駐輪場への街灯設置が民業圧迫の懸念ということが述べられておりますけれども、これはちょっと余りにも利用住民の実態を無視したのではないかなというような感じがいたしました。通学や会社の帰りが夜になったときに、暗くて自分の自転車の見分けとか鍵穴がよく見づらいと、こういう要望で出てきた問題でありますので、このくらいのサービスは設置者としてやって当然ではないかと思えます。すぐにの改善をすべきでありますけれども、再度答弁をお願いしたいと思います。

それから、一番最後のサーフタウン構想の問題での再質問をさせていただきたいと思えます。

町長の力強い答弁がございました。サーフォノミクス構想を一層充実させていきたい、こういう回答でありました。この事業は5年間の事業と聞いております。今、サーファー向けのモニタリングハウスの造成工事がストップしておりますけれども、サーフォノミクス構想の柱をなす事業は、町の造成した土地の上に官民共同の会社、一宮町の場合ではリアライズ、これがモニタリングハウスを建設し、お試し入居者を募集し、家賃収入を得る。そして、またサーフィンセンターを造って、サーフィン教室やサーファーの交流センターとしてまちおこしに繋げていく、こういうことがその柱をなすものというふうに私は認識をしておりますけれども、この構想は予定どおり実施されていくのか伺いたいと思えます。

リアライズは、SUZUMINEは引き続き関わるけれども、その他の事業からは手を引くのではないかと、こういううわさがありますけれども、これは事実でしょうか。事実でなければいいのですが、事実とすればサーフタウン構想そのものが立ち行かなくなってしまうのではないのでしょうか、なぜそうなったかもお答えください。町長のサーフォノミクス構想を一層充実させるとはどのような展望を持っての発言か、いま一度詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 再質問終わりました。

答弁求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） では、1つ目と4つ目の総論のところを私からお答えいたします。

この空調について、移動式というのは、最近新しいタイプのものがさまざまに開発されておりまして、現在のように壁にくっつけて、そして外に室外機を固定してという形ではなくて、持ってきて、冷風機じゃないんですけども、そこで冷やすということが出来る機器も開発されているやに伺っております。

そうしたものがまずどこまで技術開発が進んでいるのか、その市場調査をした上で、私どもものところで平時、体育授業での体育館の使用時、そういったときも暑い時期はできれば冷房があったほうがいいわけです。そういったことの可能性も含めて、今はどういった新しい便宜が生み出されているのか、その調査をまずして、私どもものところに具体的なニーズを踏まえて、いかに落とせるかを検討するということでもあります。

それから、サーフォノミクスのさらに充実していきたいというのは、この構想そのもの、これを全て形どおり踏襲するかどうかについては、さまざまな諸事情の中で勘案せざるを得ないところもあるわけでありまして。私が申し上げたいのは、そうした特定の形、そのところにのみ固執するというのを申し上げたのではありません。このサーフィンというものを全体として我が町のオリンピックという大きな、これは世界で初めてオリンピックのサーフィン競技を行うという榮譽に浴しますので、他の自治体には決してまねのできない一つの輝きを我が町に、そのサーフィンの競技が行われるということで、つけ加えていただくことでもあります。

そうしたことを踏まえて、私どもの町で次の戦略、そのさらに次の戦略、こうしたものがこのサーフォノミクス、地方創生でつくったプラン、これを前提にしつつ展望できるのか、そうしたことを引き続いて考えていきたいということでもあります。

あくまで国のほうから、例えば残念ながらこの造成費は認められなかった訳ですけども、その後でももちろんこれは資金の調達ができれば、ここへ進む訳ですけども、構想そのものとして修正を余儀なくされるということもあり得るわけです。そうした中で、私は個々の案件について、必ずこれを移行するとまでは今申し上げることはできないと思います。状況の中で、今申し上げたようにベストの道を常に探っていくということで私は考えております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁ございますか。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 駐輪場に街灯をつける件についてでございますが、あの駐輪場に街灯をつけると民業圧迫になるという答弁はしてございません。要望のございました駐輪場内への街灯の設置につきましては、夜間における利用者のさらなる安全性、利便性の確保と駐輪場としての機能強化を図るため、設置に向けて前向きに検討してまいります。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁ございますか。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 漁網の不法投棄の件でございますが、まず本人の意見をよく聞き取りまして、本人を交えまして、関係機関とともに期限も含めまして、今後また協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

炆場博敏君。

○14番（炆場博敏君） 要望であります。

一番最後の問題のサーフォノミクス構想の問題で、町長の答弁、ちょっと微妙で、リアライズとの関係がよく聞けなかったんですけども、構想そのものの線に沿っていくけれども、固執するものではないと、特定の形に固執するものではない、ベストの道を探っていくというような答弁でありましたが、この点は今までの構想、それから計画、そういうものの変更という形になるのか、またもしなるようであれば、これはきちっとそういう手続を踏んで、説明も願ってということをお願いしたいと思います。

リアライズの問題については、うわさをちょっと提起したんですが、これはどうなのか、もしお答えいただければお願いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 要望の中のお答えでいいですか。

塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） 最後のリアライズの件でございますが、現状にて全ての事業に手を引くということは確認してございません。今後もしできれば引き続き一緒になって事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、炆場博敏君の一般質問が終了いたしました。

会議開会后1時間35分経過いたしました。ここで15分ほど休憩をとりたいと思います。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時53分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、10番、志田延子君の一般質問を行います。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田です。よろしくお願いいたします。

それでは、一問一答方式でお願いしたいと思いますので、まず1点目、南総一宮線のその後の経過についてということでお伺いしたいと思います。

6月の定例会において、南総一宮線の早期完成について、一般質問いたしましたが、町ではその後事業の早期完成に向けた要望を国・県等に出されたと伺いましたので、その後の進展についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 南総一宮線のその後の経過についてということで、ご質問いただきました志田議員のご質問にお答えを申し上げます。

先月、8月2日には副町長とともに千葉県県道整備部の河南部長にお目にかかりまして、南総一宮線を含む神門踏切の拡幅、一宮川堤防かさ上げと、当町が関係する事業の推進をお願いしてまいった次第であります。

また、8月26日、同じ月でございますが、国土交通省の道路局長、池田局長のもとへ道路整備促進に係る要望活動として、関係町村の首長、睦沢町、長生村、御宿町とともに訪問し、またこの方面についてもグリーンラインにあわせてお話を差し上げさせていただきました。

今後も折に触れて、機会があるたびに強く要望を重ねていくつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） ありがとうございます。どのようになっているか、詳しくお伺いしたいと思います。一般質問させていただきました。

特に南総一宮線は、これから避難道路としても非常に重要な路線になると思いますので、これからもどうか、グリーンラインと南総一宮線と両方早期完成できるように、これからもよろしくお願いいたします。

では、1点目の質問はこれで。

続いて、2点目、旧一宮保育所跡地の利用についてですが、旧一宮保育所跡地は7月1日より地域での利用が可能となるということを6月議会でお伺いしました。そして、利用を開始してどの程度の利用があるのか、利用状況をお伺いしたいと思います。

また、長南町西小学校の跡地利用を視察するなど、民間活用についても検討されているようですが、特に長南町の西小学校は非常に大きなところで、あのようなことは一宮保育所ではできないと思いますので、あそこは宿泊施設だとか、いろいろなことをやって、地域の住民にとっては非常に今大事なところとなっておりますが、一宮の保育所ではそのようなことはできないと思いますが、もし民間からの活用のオファーがあるのか、またオファーがあった場合、引き続き地域住民が利用できる場は確保されるのか、それについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 旧一宮保育所の利用状況等につきまして、答弁申し上げます。

旧一宮保育所につきましては、管内清掃業務や消防設備、浄化槽などの各種点検業務、AEDを完備するなど、集会施設として貸し出しできるよう環境整備を実施し、7月1日から無料での貸し出しを開始しております。貸し出し可能なスペースといたしましては、1階は管理室と地域交流室の2部屋、2階は会議室として4部屋、多目的室として1部屋の利用が可能となっております。

また、利用対象団体である近隣自治会、老人クラブ、身障福祉会、各地区社教には7月1日より利用可能となる旨の通知をいたしましたが、現在の利用団体は身障福祉会、いきいきサロン、市街地地区社協の3団体であり、ともに1階の管理室のみの利用状況となっております。今後は次第に利用団体数も伸びていくものと思われま。

また、6月議会におきまして、長南町西小学校の跡地利用を視察するなど、民間事業者からの活用要望があれば、貸し出しすることも視野に入れていたと答弁いたしましたが、現在のところ、当施設に係る活用について、具体的な要望は1件もございません。

今後、新たな民間事業者からの活用要望も予想されますが、当施設の貸し出しに当たっては、事業者側と利用団体側との調整を図るなど、慎重に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 再質問。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 再質問というよりも、本当に頑張ってやっていただけてありがたく思っております。また、地域の方たちにもっともっと活用していただけるような周知方法を考えていただければと思っております。

そして、民間が来た場合には、必ず地域の方たちと利用団体との調整を図って、慎重にやっていただいて、我々地域の方たちが使えるようなことは確保していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

では、3件質問を提出させていただいておりますが、1件ずつ分けて質問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○7番（藤乗一由君） では、1件目です。3項目に分かれております。子育て支援、出生率向上、移住定住促進のための対策についてお伺いいたします。

（1）奨学金返済補助制度について。これからの、あるいは現在の子育て世代であるご夫婦、世代の中には、奨学金の返済が家計の負担になって、子供を持つこと、結婚そのもの、そうしたことをためらったり、第2子、第3子を考えないという選択をとるケースもあると、全国的に少なからずあるとお聞きしております。

町では、この状況を考慮した中で、Uターン、Iターン、こうした形への支援策として一定の条件を設けた中で、奨学金返済への補助金制度を始めてはどうかということを提案させていただきます。これをうまく進めることによって、より一層の移住定住促進、子育て支援、出生率の向上、ひいては空き家対策、こういったものと連携させるということができます。また、地域コミュニティの再構成に繋げることも可能と考えます。地域で高齢化、そして若い世代が少なくなっているということで、若い世代が空洞化している、子供が少ないという地区も少なからずある訳です。そして、全国的には余り事例がないと思います。だからこそ、

町として先立って取り組んでいくということも考えてはどうかということで提案いたします。

(2) としまして、通勤費補助制度というものについてです。

現在、いすみ市では、特に都会部からの移住、定住を促すために、通勤費の補助制度を実施しております。これによって一定の成果を上げているというふうにお聞きしますが、ただしいすみ市の場合には、現実的には転入者よりも流出のほうがそれを上回っているという現実もあるようです。

現在、町ではオリンピック、サーフィン、この人気に町の知名度もアップしていることで、非常に移住、定住、増えているような状況ではあるようですけれども、この人気だけにあやかばかりで、移住者を期待するということが将来的にも継続的に確保できるものなのかという点では不安があります。そうした人気だけで子育て世代の移住者という部分について、ある程度ピンポイントで本当に見込めていけるのかという疑問もある訳です。

そんな状況の中で、今後この制度の必要性についても検討していくと、継続的に移住者、定住者を増やすということを考えていった中で、将来設計ということも含めて考えていくべきではないかなということ、町長の考えをお伺いしたいと思います。

3つ目としまして、以上挙げたような制度には、それぞれもちろん問題点もございます。実際に運用している中で、問題点が出てきたというケースも現実に報告されているはずですが、この制度を検討するに当たっては、現状までの一宮への移住者、こうした方々、転入してきた方々の状況、これについての情報を十分に収集することがまず第一に必要なと思います。

町では、これまで新たな町の事業を開始するに当たりまして、情報の収集、データの収集、これが十分でない。メリット、デメリット、これを冷静に検討するという部分が基本的な部分が欠けているように見えます。検討が不十分、そういうような直近の例で挙げますと、巡回バスの季節運用の件、まもるっくの採用案といったものが私のほうからも疑問、問題点について提出させていただきましたので、実際に直近の例として挙げられると思います。

先ほど挙げました1、2につきまして、今後のオリンピックの開催を控えて、新たな施策の検討もしなくてはならないという段階に来ると思いますが、それを念頭に入れて、事業の取り組み姿勢ということについて、どのようにお考えになっているか、今後の取り組みについて考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 藤乗議員の1に対しての質問が終わりました。答弁を願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 奨学金返済補助制度、通勤費補助制度の増設を検討してはどうかというご提案、そして3つ目は町のこれまでの施策について準備が不十分であるというご指摘かと思えます。3つ目につきましては、私どもとしてはベストを尽くさせていただいているのでありますが、ご評価いただけないということは甘受させていただきます。

総括的にお答えを差し上げたく存じますが、ご質問いただきました奨学金返済補助制度、通勤費補助制度につきましては、近年では若者の地方定住を促す処方箋の一つとして一部の地方自治体で推進されつつあるものであります。しかし、3点目のご指摘の中で、問題点があるとおっしゃっていただいたとおり、やはりいろいろな問題があるということが認識されている訳であります。地方自治体それぞれの財政力の差によって制度の導入の可否、あるいは奨学金、交通費の補助などの金額差などを生じさせることも予測されます。教育支援策については、現在の若者世代のみに行われた場合、世代間の所得格差を助長させる可能性もあるということで、今制度のさらなるブラッシュアップが必要だということが一般的に認識されているかと存じます。

当町の現状を見ますと、幸いなことに人口は微増であります。今、これはおっしゃっていただいたとおり、オリンピックということの効果があると思えます。オリンピック、あるいはサーフィンといったものの要因が働いていると思えますけれども、移住、定住について、当町でオリンピックを開催するということを含めて、数多くのマスメディアに取り上げられているところであります。このPR効果は大変大きなものがあります。

こうした中で、人口が減らないということを見ておきますと、現在町が行っている多くの施策は決して間違いではないというふうに判断できると考えています。さらに今新たな金銭的支援策を展開するというよりも、我々はこれまでとってきた施策は決して間違いではないということ踏まえた上で、さらに住んでみたいと思わせる魅力づくり、これに主力を割くべきではないかというふうに考える訳であります。

現実には、これから予想のできない事務量を必要とするであろうオリンピックの大会準備を控えた状態で、また上総一ノ宮東口開設、釣ヶ崎海岸広場整備事業、中央公民館の建て替えなど、町の財政に負担の大きい事業を抱えております。こういったことも考慮する必要があると存じます。当面、オリンピックの成功を最優先に取り組むとともに、新たな施策についても模索してまいりたいと考える次第であります。

以上であります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ただいまのご回答に再質問という形でさせていただきます。

魅力づくりということでお話しいただいたのですけれども、具体的にどのような施策、方策を想定しているのでしょうかということですが、これには恐らく事例としてよその自治体の参考例といったものは、イメージなどにあるというふうに想像できますが、その辺のところを含めてお伝えいただければありがたいです。もちろん一宮で運用する場合には、一宮に合ったような形に修正しなければいけないという場面も恐らくあるかと思います。

もう一つとしまして、先ほど情報収集、準備ということについて申し上げましたけれども、具体的にどのような方たちをターゲットにして、一宮に移住してもらいたいのかということが明確でなければ、ただ漠然とサーフィンを起点としてと、オリンピックがあるからというところだけでしても、一宮に本当に来てほしい方に来てもらえるとは限りません。ターゲットを明確にしなければいけないということで、そのためには現在までにこのところ移住、定住者が比較的多いという状況の中で、それらの方の情報をきちんと収集しているのであろうかと、それなしに魅力づくりと言っても、全然関係のない人への魅力を発信してもしようがないのではないかというふうに思います。

具体的には、近年の移住者、傾向につきまして、どちらから、地域、年代はどういったものなのか、あるいは家族構成だとか、職場はどこにあるのか、通勤先、また意識調査としまして、何がよくて一宮を選んだのか、ほかとの比較ということは当然あると思います。あるいは、実際に住んでみた上での不満、これが解消されていくことがむしろ魅力づくりになるんじゃないかというふうに思いますが、そうした情報収集が最優先されるだろうと思います。

ですから、住んでみたいと思う魅力づくり、このためには、町として要するにお客さんというか、対象となる方ですけれども、その将来の移住者が何を魅力にするのかということがまず第一にはっきりされているのかどうかということをお伺いしたいです。

そして、次に2つ目としまして、今申し上げたような情報収集はこれまで行ってきたのでしょうかということです。

また、3つ目としまして、町が魅力づくりということで設定している魅力というのが曲がりなりにもあるかと思いますが、収集した情報等、町が設定する魅力というものが果たしてマッチしているのだろうかということです。

そして、もう一つ最後に、もしこうした情報収集や魅力づくりに関するこういう設定というものがまだできていないということであれば、これはやむを得ないので、今後つくってい

かなければならないわけだと思いますが、今後それに取り組む予定はあるのでしょうかという事です。

そもそもこの2例、事業の提案をしましたが、この目的、目標にしている事柄として4つの大きな柱がございます。

まず、第1に移住、定住の促進、これは町、あるいはこの地域の人口減少対策です。ということは、子育て世代、働き盛りの世代の移住、定住の促進が必要であるということになります。また、町の財政的なことを考えれば、比較的高額の納税の方のほうが大勢いらしていただけの方がいいだろうという考え方もございます。あるいは、将来的な町の潤いというか、人気というか、そういった点を考えた中で、環境意識などが高い外国の方、こういった方の移住、定住を促進するというのも一つの方法かとも考えられます。

2つ目の柱としまして、出生率を向上させるという、これはもちろん町単独で考えられることではございませんけれども、人口減少対策として、地域から、地方からということではなければ恐らく難しいだろうと、町のためにもなる、国のためにもなるという考え方です。

また、3つ目としまして、子育て支援、子育てのための環境を向上すると、周辺の自治体とは異なる特徴的な施策によって、これを支援していくことでさらに人気を高めるということとです。

4つ目として、先ほど申し上げたように高齢化によって、地域コミュニティの崩壊の危機がございます。地区ごとに様子は違うわけですね、同じ町内でも。これを再構築することで、地域での共助の形のつくり直しをしていくということに繋がられるのではないかとこのための手段の一例としまして、提案させていただいている訳です。

また、さらにこれを通じて空き家対策といったことも考えられますが、そうしたことにつきまして、提案しているものですから、単純な移住定住促進というものでも、単純な子育て支援というものでもありません。その点を考慮した上で、先ほどの情報等の収集に関してもそうなんです、お答えいただけるとありがたいです。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、私が考えるところでは、今回2つの金銭的な補助という形での移住促進プランをご提案いただきました。先ほど申し上げたように、なかなかこれから大きな支出増が見込まれる中で、こちらを直ちに採用するかとか、難しいということをおっしゃるとおりであります。

けれども、ただ全体の中で検討はさせていただきたいというふうに考える次第ではあります。

私の全体の今おっしゃっていただいたことに対してお答えなんですけれども、この移住、定住の各種プラン、実際に成功している自治体もございすが、努力しながらなかなかこれが難しいというところもございすが、これは実はその自治体の自発的な努力だけで、この大きな課題に答えることができるという、その余地は非常に小さいというところに私は起因していると思います。

どういことを申し上げているかといいますと、さまざまな条件の結合の上で、ある場所では移住モーメントが働くし、ある場合は移住モーメントは働かないわけです。私どもの県の中でも、例えば今回例に挙げていただいたいすみ市、いすみ市さんは大変多くの施策に努力を傾注されていらっしゃる。また、そのさらに南の自治体でもそうだと思います。

私どものところは、そうした金銭的補助を差し上げていないにもかかわらず、またオリンピックの到来の前から人口が維持される、あるいは微増であるということでもあります。客観的な条件の中で、自治体側が投資を行う、その投資を行うということは、そのほかに回すお金が減るということでもありますけれども、投資を行わなくてもなお人口が維持、あるいは微増であるということであるとすれば、私どもが今なすべきことは、そうしたもちろん促進要因を排除するという必要はないと思います。促進の施策も検討すべきだと思いますが、まずやるべきことは、こうした今恵まれている中で、何が促進要因、この要するに誘因になっているか、これをきちっとつかまえた上でこれを弱めない、それが最も重要なことではないかというふうに考える次第であります。そういう観点から、私は移住、定住のことを考えていくべきかというふうに思っている次第であります。

また、さらに踏み込んで申し上げますと、日本の人口は減ってまいります。しかし、人口が減ると直ちにこれは不幸せかというところでもない。

私も他の自治体はどうですかというご質問をいただきました。先般、全国町村会の会合に出まして、兵庫県、あるいは北海道の自治体のお話を伺いました。人口がものすごく減っていて、高齢化率がものすごく高い。しかし、残って住んでいる人たちは非常に幸せであると、これからさらに高齢化率が上がっても、我々のところは少なくとも首長の今の認識では全く恐れを抱いていない。本当に高齢者のケアで大変なのは東京都ではないですかというお話がありました。我々田舎は十分これからも幸せですという話がありました。

私は、そういった話を聞いて、目からうろここという感じもあった訳なんですけれども、人口が増えなくても、そこに住んでいる人たちの幸せを考える、そうした道も模索すべきではない

かというふうに考えるわけです。それこそ住んでみたいと思う魅力づくりになっていくのではないかと。

ただ、ではどうすればそうなるのか、決定打が必ずしもこうすればいいですよということはない訳ですので、そこはこれからの模索にもなりますが、今町が行っている状況が決して無意味だとは私は思いません。それなりの効果を上げているという中で、今行っている事業を熟成させ、完成度を高めていく、そうしたことを地道に取り組んでいくことが必要だというふうに考える次第であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ご回答いただいたのですけれども、私が先ほどお聞きしました質問の答えをいただいているんですね。私のほうとしましては、この魅力づくりということで、何を魅力とするのかというところが1つ目、2つ目は情報収集をしてきたんですかという点です。それと、3つ目は、この魅力という部分と町が収集した情報とがマッチしているのでしょうかということ。最終的に4つ目としまして、情報収集、あるいは魅力の設定がないのであれば、今後それに取り組む予定はありますかという質問だったのですが、魅力づくりということで、づくりということで終始されていたので、町がこの考える何を発信する、誰を対象として魅力としているのかというところは、恐らくないのだろうというふうに解釈させていただきますが、それ以外の部分、情報収集等、そこら辺のところがお答えいただいているので、確認としてもう一度お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 先ほど再質問に対する回答ということで、要項でこれから町長は発言いたします。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 先ほど申し上げたとおり、私どもの今の一宮町が十分にそうした魅力を備えているというふうに考えるわけであります。

例えば、私が一つ考えていることとして、これについて、聞き取りは個別には行いましたが、データとして数量的な処理はしていませんが、海岸の存在、特にサーフィンの好適地としてのポイントがたくさんあるということ、これは移住者の方々から大変魅力として言われています。

それから、もう一つは何とんでも外房線の利便性であります。特急と快速が毎時1本あ

って、東京駅と直結されているということ。それから、もう一つは地価が総体的に安いということ。この3つは少なくとも誘因として実際に移住された方から伺っております。

そういう中で、私どもの町として、データを集めるということについては、従来移住された方々に移住の理由というのは伺わなかったんです。しかし、伺える範囲で、例えばサーフィンがこちらにおいでになることに何か寄与しましたかと、そういうようなことをこれから伺ってみるのもありかもしれないというふうなことで今準備をしています。もちろんこれは、個人情報に属することですから、お答えいただけない方はもちろんお答えいただかなくて結構なんですけれども、そうしたことは行っていこうというふうに思っています。

私としては、そうした我々が現在持っている諸条件、これを劣化させないということがまず何としても大事な戦略ではないかというふうに考える次第であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） そうしますと、私が申し上げましたような情報収集という形ではしていないというふうに解釈させていただいてよろしいのかと思います。

今後、具体的に、定量的に、あるいは定性的にきちんとそういう情報を収集していただいて、効果的に発信をして、町が本当に移住していただきたいという世代の方、そういう対象の方々に受けとめられるような形にしていっていただきたいなというふうに思います。

そうしましたら、2件目の質問のほうに移らせていただきます。

町内の環境整備について、町の考えをお伺いいたします。これは2項目挙げさせていただきました。

1つ目としまして、海岸と周辺環境整備に関してです。

町内の住民や町民の方や事業者の方にご意見をお伺いしていきますと、オリンピックを控えて、町を訪れる方に向けて海岸と周辺環境整備がもっとよくなって欲しいということについてお伺いすることが多々ございます。この中身については、多岐にわたる訳ですけれども、主な事柄として幾つか次のようなものを挙げさせていただきます。それ以外にも多くご意見はございますが、余りにも広がってしまうので、ある程度集中させていただきます。

1つ目、海岸そのものの美化について。

2つ目、駐車場の管理、あるいは附属施設としてのシャワーの増設、また仮設ではない常設のトイレの設置、駐車場内でのゴミ箱の設置、あるいは有料駐車場利用時のマナー、実際

にはマナーというよりもルールをきちんと守っていただけないような問題がございまして、それへの対応。

3つ目としまして、さくら通りの違法駐車、あるいは迷惑駐車、これの問題です。これにつきましては、交差点の角に近いところに車を止めたりというような明らかに違法であるというようなケースもあります。それによって、今後さらに事故が発生しても不思議ではないというような場面が多々あるようです。

4つ目としまして、海岸の県道の美化、これは雑草が多いため、汚らしくて住民にとっても不便な場合があるということをお聞きします。中には、白子のほうは大変きれいにしているのに、一宮に入ってくると、途端にそういう状況になってしまって情けないというようなご意見もあります。

以上のような事柄について、町としてどのように対応する考えか、お伺いしたいと思います。

2項目めとしまして、里山の洞庭湖をはじめとした町内の里山の観光スポットの環境整備についてお伺いします。

洞庭湖は町勢要覧をはじめ、「るるぶ」といった町を紹介するガイドなどにも必ず掲載されております。それにもかかわらず、町では観光資源としての整備を全くしていません。年に一、二回の除草はしていただいているのではありますが、実際には町内外の方が散策を楽しめるというようなレベルの状況ではございません。

昨年にも一般質問におきまして、里山や森林を観光資源として積極的に活用すべきではないかというふうに申し上げましたが、提案しましたが、答弁としまして、洞庭湖などといった豊かな自然もあり、これを利用することを今後検討したいというような趣旨の回答をいただきました。

また、以前にボランティアを募って、これを積極的に支援することで環境維持を図ってはどうかという提案をいたしました。結果的に簡単に申し上げますと町は関与しないというような意味合いの町長のお話でした。サーフィンだけに偏った施策だけでは、町の内陸部への観光客、来町者の誘導は難しいものです。オリンピック後ということも視野に入れまして、今後内陸部、里山等のスポット、これを観光資源として一層利用していけるようにすることについて、どのように考えるのかということについてお伺いしたいと思います。これは前回の回答を踏まえた上で、より具体的な施策をいただけるようお願いいたします。

以上、2点目の質問です。

○議長（吉野繁徳君） 藤乗一由君の一般質問2が終わりました。答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） では、海岸そのものの美化についてですが、現在ボランティアによるビーチクリーンが行われており、週2回町で回収し、広域環境衛生センターに搬入しています。また、この9月1日には2つの協議会合同の海岸清掃を実施し、今後も継続していく予定です。

海岸に設置されている構築物の修繕や重機を必要とする撤去物等があった場合には、県と協力し合って対応してまいります。また、プラスチックごみの海洋汚染の軽減に取り組んでいる国連が定めたクリーンシーズにI O Cとともに参加を表明し、海岸の美化にも努めてまいります。

続いて、さくら通りの迷惑駐車ですが、これは地域住民の皆様が大変ご迷惑なさっていることは、痛感しているところでございます。今後は、警察やサーフィン業組合等と連携を図り、迷惑駐車をしている人へのマナーやモラルの改善、向上を促すような呼びかけを行い、迷惑駐車への減少に努めてまいります。

次に、海岸県道の美化についてですが、県ではオリンピックに向けて、現在県道飯岡一宮線の路肩や植樹帯等の整備を計画しており、雑草や堆積土の撤去を予定と伺っております。

また、町ではボランティアにより植樹帯の整備されている箇所については、連絡を密にして、美化への協力体制の強化を図ります。今後もオリンピック開催に向けて、県や関係機関と協力し、県道の美化に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、私のほうから1点目の海岸と周辺環境、これについての2点目、駐車場の管理そのほかの関係、そして（2）の里山の観光スポットの環境整備、この2点について私のほうから答弁いたします。

まず、1点目、駐車場の管理や附属施設としてのシャワーの増設、それと仮設ではないトイレの設置、ゴミ箱の設置、有料駐車場利用のマナーの問題、これにつきましては、まずシャワーの増設につきましては、平成27年度から29年度にかけ、一宮海岸に6基、そして釣ヶ崎海岸広場に1基設置しており、当初の予定どおりの台数を設置いたしましたので、今後増設の予定はございません。

そして、仮設ではないトイレの設置、これにつきましては、現在有料駐車場の基金により

財源を確保している段階でございます。トイレの設置場所や排水等を十分検討した中で進めてまいります。また、ごみ箱の設置は外部からの持ち込みなども考えられますので、他の公共施設同様に設置はせず、個々で持ち帰ってもらうというような考えでおります。

有料駐車場のマナーの問題につきましては、駐車場警備員と観光パトロール員によって駐車場内の管理をしておりますが、ほかの利用者に迷惑をかけたり、不正に侵入し、駐車する者などが出ないよう警備を徹底し、今後も利用者が快適に駐車場を利用し、一宮の町を満喫できるよう万全の体制で管理に努めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁ございますか。

○産業観光課長（小関秀一君） もう1点ございました。失礼しました。

洞庭湖を初めとした町内の里山の観光スポット、こちらについてですけれども、内陸部のスポットや里山、森林を観光資源として考えた場合、一宮の場合、洞庭湖周辺と憩いの森がメインとなってくると考えております。洞庭湖につきましては、職員が年2回程度草刈りを実施し、遊歩道を少しでも快適に利用していただけるよう努力しているところでございます。また、憩いの森につきましては、利用団体の方々による森林整備のほか、老朽化した施設の補修等を町の職員が行うなど、対応しておるところでございます。

いずれの施設も全盛期に比べ、利用者が大幅に減少しており、再び観光スポットとして集客を目指すためには、老朽化した施設の改修や今までとは違ったアイデアでのPRが必要となるため、一筋縄ではいかないのが現状であります。しかし、今後の町の観光を考えた場合、森林は町の重要な観光資源に位置づけられると考えておりますので、利用者の声を聞きながら引き続き再生方法、そしてまた管理の面でのボランティアの関わりを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁ございませんか。

答弁終わりました。再質問ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

それぞれにご回答いただいたのですけれども、1つ目としましては、海岸の駐車場に関連することですけれども、海岸の駐車場は町民のサーフィンを愛好する方もたくさん利用されている訳ですけれども、この方の中から先ほど申し上げたようなシャワーの増設、あるいは

ごみ箱の設置をしたらどうかということについてご意見がありました。

また、この駐車場利用のマナーの問題なんですけれども、実を申しますと、その方から利用者の様子をつぶさに見ていきますと、明らかに町外の方で、料金を払わずに波のチェックに来ましたと言いながらずっと車を管理所の前を通り抜けさせてしまう。管理しているガードマンの方も、実際には遠くまで行かれたら追い掛けていけませんから対応し切れないというようなケースが結構見受けられるというようなことをお聞きしました。

これは、むしろマナーというよりもルール違反な訳なんですけれども、あとごみの問題等もあって、これはごみ箱を設置するとマイナス面もかなりあるかとは思いますが、そうしたことも検討されてはいいのではないかというようなご意見でした。

また、さくら通りに違法駐車をしているような方たちが、迷惑駐車をしているような方たちがマナーの面で問題がある訳なんですけれども、それに近いような形で、ルール違反をしながら駐車場を利用されているような形になっているという意識の面で近い方がそういうふうに行われているのではないかということだと思います。

これらを解決するために、なかなか難しい面があるとは思いますが、サーファー、これをより一層増やしたいという考えであれば、これらに対処できるような方法を考えていただきたい。シャワーの増設等、これは違法駐車をしながら、駐車場がないところで、あるいはシャワーのないところで利用されている方がいるということに対する差別化という意味でも、考えていただくことも必要なのではないかというふうに考えます。

予定どおりの台数はそろっているのですが、計画としてはありませんというような木で鼻をくくったような回答だけでは、こうして建設的なご意見をいただいている方から、またさらにいろいろなご意見をという形になりにくくなってしまわないかなということをご心配いたします。

また、トイレについては、シャワーの次はトイレだろうというふうに多くの方が思っている訳なんですけれども、駐車料をいただいている訳ですから、仮設ではないトイレの設置について、町としていろいろな方策が考えられると思いますが、場合によっては県有林のごく一部を利用させていただくという方策も考えられるかと思えます。排水の問題、かなり落差を持たなければ内側に流せないというような問題もあるかと思えますけれども、今後県のほうで海岸に出る導入路、これの設置について進められるということになっているようですけれども、この設置にあわせながら、町のいろいろな考え方を県に提出していくことで可能性を広げていただくと、さまざまな可能性を含めて早い時期から県に対して意見、要望をしていく

べきだと思います。

それでなければ、例えば道ができてしまってから後でそこにつけたいと言ってもできない話だということになってしまう可能性もあります。こうした点について、どのようにお考えかということをお聞きしたいのが1つ目。

2つ目としまして、これは洞庭湖周辺の問題ですけれども、先ほど申し上げたように年に2回程度実施しているということは承知していますが、現実的には全く散策できるようなものではありません。とても遊歩道と言えるような状況ではございません。

以前に担当課を通じまして、ボランティアによる草刈りを支援してほしいというお願いをしましたが、これは広報、あるいはその他に関する協力です。機材については、お借りできることになりましたが、町長のお考えをお聞きした中では、基本的にはボランティアというものは自主的に活動するもので、本来行政の支援を期待するものではないというような趣旨のお話でした。

つまり簡単に言うと、特別な支援はしないが、勝手にやってくださいというようなものというふうを受けとめました。少なくとも洞庭湖を整備していくことがそれほど重要ではないのかなというふうに受け取れなくもないというふうに思いました。サーフィンばかりに傾注していていいものかどうか。

実際には洞庭湖も史跡に指定されております。史跡としては高藤山、これは教育課のほうで整備されている訳ですね。同様な史跡として整備しないのかというふうにも思います。担当課のほうにお伺いしますと、東部土地改良区がもっときちんと整備してくれるとありがたいというような守備範囲が非常に不明確な、責任の所在が不明確ともとれるような話もあって、町としてどうやっていくのかというのが非常に曖昧としている、道筋が見えない状況です。

県のほうでは、アダプト制度というのがあるそうですけれども、町でもむしろ積極的にそうした制度を拡張したようなものをつくって、ボランティアなりの支援を積極的にしていくという形があってしかるべきじゃないかなというふうに思います。その点について、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） ただいまの再質問に関して答弁ございますか。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、私のほうから海岸関係の再質問、こちらについて答弁いたします。

海岸のトイレの設置につきましては、今、藤乗議員からも話が出ましたが、県有林であったり、県立の九十九里自然公園もあり、あるいはこれから始められる土塁を含めた道路整備、それらそれぞれがあつて、それぞれ制約がある中でのことでもあります。そうしたことも踏まえ検討し、ご指摘のように早期に関係部署と協議を進めてまいりたいと思っております。

また、現状につきましては、駐車場警備員、そして海岸パトロール員などがおりますので、こういったパトロール員などから随時利用者の状況を聴取いたしまして、現状把握に努め、反映させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 洞庭湖の問題についてご回答差し上げたく存じます。

洞庭湖はかつて桜の名所として大変有名でございました。当時の写真を見ますと、春先、林床はきれいに除草され、落ち葉や小枝も払われております。大変快適な環境で、観光客は思い思いの場所に敷物を敷いて腰をおろしております。

これは、当時は林の中の落ち葉や小枝も肥料や燃料として使うほか、草も牛馬の餌に使われていたことが背景にあると思います。農家の生活上の必要性から林床の管理が徹底して行われていたと考えられる訳であります。

燃料革命が起こり、石油とガス、電気が用いられるようになりますと、落ち葉も小枝はもちろん、牛馬も使わなくなりますので、草も要らなくなります。そうした中で、既に数十年にわたって、洞庭湖についてそれ以前のような管理は行われていません。したがって、周辺は落ち葉、小枝の堆積は言うまでもなく、雑草、雑木が生い茂った状態となっております。

そうした中で、あれだけ広い洞庭湖を行政で整備して、例えばかつての花見の名所であったレベルまで清掃するとなると、一度行うだけでも膨大な手間とお金がかかります。また、それを継続していくのは、これまた大変な手間とお金になります。これを行政で行うとなれば、相当の効果を展望しながらでなくては行えません。

しかし、現在洞庭湖の桜はすっかり衰えてしまっています。他の名所に比べて特筆すべきものは全くありません。とすれば、現状で周辺環境の整備に大量の手間と資金を投入するのは、意味のないことだと思います。しかも洞庭湖は現役の灌漑用ため池です。そこで4月1日から取水して10月に至るまで、ほぼ水のない状態が続きます。水のない状態では、特に遊歩道がある上の池は、池の底が露出しているだけで、美的には見るべきものはありません。夏の間、水のない、したがって観光の目的地として機能し得ない洞庭湖には、手入れを行っ

て返ってくる利益が展望できません。ただ、将来桜を補植したり、あるいは上野公園の不忍池のように柳を混植するなどして、3月末の1週間に限って花見の名所として機能させる可能性はあります。

そうは言っても各地に桜の名所は数多くある現在、新たに桜を植えた洞庭湖にどれだけの観光客を誘導できるかは不分明です。新たに植えた苗木が見事な桜になるまで10年以上かかります。また、桜の樹種によりますが、樹木の定期的な手入れも必要です。こうした除草の間を通じて膨大な手間と資金を環境整備に投入し続けるのは、無理な選択です。なし得ることは必要な補植と一部分に限定した手入れを行うということだと思います。

以上のような諸要素を勘案すると、私は洞庭湖については、現状に即して言えば、西部里山全体の周遊の中の一経過点として、洞庭の碑の所在地を中心に史跡としての価値を中心に位置づけていくのが現実的だと考えます。

今後、桜などの補植を行い、部分的な環境美化を行って、そこから新たな発展を伺う可能性は残すべきだと思いますが、現在の状況下における除草、その他の管理水準は、当面のレベルが合理的なものだと判断します。

以上であります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

そうしますと、現在のところ私が意見差し上げましたような整備をしていくという考えはないということだと、了解いたしました。

では、次に3件目ですけれども、来年度も予定されているという国際サーフィン大会についてお伺いいたします。2項目ございます。

来年も実施される国際サーフィン大会の計画、内容について、特に資金計画を交えて予定を説明していただきたい。

2つ目としまして、スポンサー集め、これが難航すれば、再び町からの補助金で賄うという話になるのではないかとこの点を危惧いたします。再び大塚基金を利用することなのでありましょうか。スポンサー集めに関して町はどのような態度でかかわるのか、それらについて、前回よりさらに具体的な内容で、取り組みを含めてご説明いただきたいと思います。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の3つ目のご質問にお答えを申し上げます。

スポンサー集めの問題であります。スポンサー集めが難航した場合、町からの補助金で賄うということになるのではないかとということで、スポンサー集めについて町はどのような態度で関わるか、説明を求めるといふご質問でございます。

主催者からこれから提出していただく資金計画を前提にしまして、私ども大会開催に向けたスポンサー集めをはじめとする支援につきましては、昨年から今年にかけての大変さまざまな私どもも悔いを残すところございました。そういうことがないように、スポンサー集めを初めとする支援を積極的に実施していきたいというふうに考えている次第であります。

大塚基金につきましては、今後の資金集めの状況等、総合的に勘案して利用の可否について検討していきたいと考えておりますが、今の段階で町としては、極力利用せずに済む方法を主催者ととも検討し、取り組んでいきたいというふうに考えている次第であります。

以上であります。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁ありますか。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 藤乗議員の1つ目、来年の予定ということでございますが、来年度につきましても今年度と同様のQ S 6000の大会を開催する予定でございます。現在、今年度大会における実施内容に関する事業実績報告書を主催者側のほうで作成して、総括を行っているところでございます。

今後、総括した結果を踏まえて、実施主体であるWSLに来年度の運営、資金計画等について、早急に提出させたいと考えております。提出された運営、資金計画を踏まえて、町としての支援内容を今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。再質問どうぞ。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

お答えによりますと、まだ計画がはっきりしていないということですね。ただ、過去のスポンサーの内容について、資料等で拝見いたしますと、一流企業による大口のスポンサー、こういったものがほとんどとれていないというふうに見られます。Q S 3000といったような、より予算規模が小さい、そういう大会の開催の場合には、それでもいいでしょうけれども、

Q S 6000以上、そのクラスになると、これまでのスポンサー獲得、こういった取り組みではとても限界があるのではないかというふうには見えません。

主催者との話し合いの中でということですが、その点について、主催者ともきちんと確認した上で、より大口の一流企業と言われるような企業からのスポンサー獲得、こういったことが進まない、改めて町が補助金をというふうな話になってしまわざるを得ないのではないかと、危惧いたします。

そのため、町ができる範囲、この中でより具体的な取り組みの方向性とか活動内容について、どのようにお考えなのかということについてお示してください。また、それに向けたおまかなスケジュール、これについてもご説明いただきたいと思います。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 現在、私どもが把握している範囲で、確かに藤乗議員おっしゃるとおり、過去の大会では一流企業の大口スポンサーを確保するという点には成功していないということでもあります。ここは主催者側とも認識を共有し、町といたしましてもさまざまな法規などに抵触しないということをよく気をつけながら、積極的に大口スポンサーの獲得に向けて、実行委員会、主催者側とともに行動をする用意がございます。町に関係する事業を行っていただいている皆様にもスポンサーとしてご協力いただく、そうしたお願いも今後展開する必要があるというふうには考えているところであります。

さて、スケジュールでございますが、間もなく今年度大会の事業実績報告書が出ます。それに並行しまして、現在主催者側には来年度の運営、資金計画を早急に出していただくようお願いをいたしております。私どもも今回につきましては、最大漏らさず一緒させていただくという中で、しっかりと取り組んでいきたいというふうには考える次第であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） お答えいただいたことについて、私の意見として一言述べさせていただきます。

先ほどのご回答の中で、今後大塚基金を使う選択肢というのは捨てないということがございましたが、オリンピックに向けた町の事業として、あくまでサポートして進めていくというのがこの大会開催のほうですから、基金を使うということよりは、基金でない一般財源の

ほうから、きちんと正々堂々と予算支出を計画するという形が本来望ましい形だと思います。

最終的に、あくまでも基金を利用する道筋を捨てないというのは、ですから、いかなるものかだと思います。

私を感じる中では、その裏には基金は寄附金でありますから、そもそも皆さんからいただいた税金ではない。だから、それを使ってもいいんだという気持ちが透けて見えるように感じられます。税金でなければ、皆さんのコンセンサスを得なくてもオーケーです。寄附者だけから了承をもらえばいいのです。というような意味が含まれているというふうに感じられるということです。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時30分といたしますが、なお議員の皆様には1時までには役場玄関前にお集まりください。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 袴田 忍 君

○議長（吉野繁徳君） 一般質問で8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

私は質問が2つございます。1問ずつ区切らせて質問したいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） お願いいたします。

それでは、1つ目は南消防署の早期建て替え、移転についてのこれは前回の議会でも質問をして、再質問で終わってしまって、本来であれば再々質問までしたかったかなというのがあったものですから、今回もう一回取り上げて質問させていただきます。

私は8月下旬、私と私の知人とで、昨年9月に完成した長生分署を視察しました。長生分署は鉄筋コンクリート造の耐震構造で、非常用自家発電設備、太陽光発電設備を設けるとと

もに、緊急車両、消防署の地下に雨水を再利用できる貯水槽を設置し、大規模災害発生時においても消防力を十分に発揮できる機能を有した消防、防災の拠点となるものでした。また、救急自動車の車庫の屋上部分には約200名の避難が可能なスペースを確保し、多くの方が活用できる安全な地域防災の拠点施設としての重要な役割を果たすものでした。

私は、この新しい長生分署を前にして、老朽化した一宮町にあります南消防署の一日も早い建て替え、移転を望む気持ちはさらに強くなりました。

そこで、質問いたします。

1点目は、既に46年の年数が経過し、老朽化している南消防署は耐震基準を満たしていないと聞いていますが、どこまでの地震に耐えられるのでしょうか。

2点目、大地震が到来し、南消防署が倒壊等で機能できない場合のバックアップ体制はどうなっているのでしょうか。

3点目、前回の質問に対して、町長は各市町村の担当課長会議、消防委員の会議を経て、消防署の適正配置の議論が進むだろうと述べましたが、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

以上の3点、お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

まず、1点目のどこまでの地震に耐えられるかという件でございます。

南消防署の耐震性であります。ご質問の地震に対する強度は、安全性を構造力学上診断指数として広く利用されている構造耐震指数、略称でI s 値というものであります。で表すことが多い訳であります。I s 値0.6以上ある建物は、震度6強、あるいは震度7程度の地震に対しても、建物の倒壊や崩壊を起こす危険性が低いと考えられておる訳であります。

消防本部では、平成21年度に耐震診断を実施し、その結果は南消防署の建築物としての構造耐震指標では、南北方向の北側からの加力において、1階は0.73、2階が2.73であります。南側からの加力において1階は0.63、2階が2.73であります。また、東西方向の加力では、西側からの加力において1階は1.22、2階が1.68、東側からの加力において1階は1.34、2階が2.05という結果でありました。

このことから、先ほど申し上げましたとおり、I s 値0.6以上ある建物は、震度6強から

7程度の地震に対して危険がないと、建物の倒壊、あるいは崩壊を引き起こす危険性は低いという訳ではありますが、そういうことから考えますと、南消防署にあつては震度6強から7程度の地震には耐えられるものと考えられる訳であります。

2点目の南消防署が倒壊等で機能できない場合のバックアップ体制についてというご質問ではありますが、ご質問いただいたような大規模な地震等が発生した場合、長生郡市内でも甚大な被害が発生していると想定されます。

まず、車両にあつては、こうした中で消防本部全体の車両及び予備の車両で対応し、人員にあつては消防本部の非番職員等を非常参集させ、対応いたします。長生郡市消防本部での対応が困難な場合には、千葉県内全ての消防本部の応援体制である広域消防応援隊及び全国の消防機関相互の応援体制である緊急消防援助隊等を要請し、対応することとなります。

3点目、消防署の適正配置の進捗状況についてであります。

5月31日に、消防本部で開催された消防担当課長会議では、各市町村とも現在の8署所体制、4消防署と4分署の体制にはこだわらないというものでありました。また、7月10日に開催された消防委員会では、消防署の数については、今後の情勢を考慮し、減らしていく方向とするとの結果でありました。

これを受け、現在消防本部において、火災、救急、その他の災害全てにおける体制確保のため、長生郡市全体としての消防署の位置、規模、署所数などの総合的な検討が始められ、案が固まり次第、各市町村との協議に入ると伺っております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁ございますか、再質問。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 馬淵町長に再質問したいと思えます。

先ほどの答弁から見ますと、南消防署は震度6強から7程度の地震に耐えられるとなりますと、建てかえなくてもいいのかなという気もこの回答に出てしまうんですが、でも老朽化である、一番この長生管内で古い消防署であるということで再質問させていただきます。

消防署の移転先については、一宮町がこれは馬淵町長の前の玉川町長時代だと思いますが、平成27年に議会議長、広域組合議員、消防委員、南消防署の署長、消防団の支団長、区長会の会長で組織した策定委員会で、東野に4カ所の候補地を選定し、優先順位をつけて広域消防本部に伝えております。というような私はお話を聞きました。

一宮町は、この東野への移転はあくまでも主張していただきたいと私は今でも考えており

ます。それは町の位置を考えた場合に、釣地区、そして海岸地区に行くに当たり、時間的な範囲、これはある程度一定消防車が着くまで、救急車が着くまでに8分ないし9分で行ける平均的なものを考えた場合に、この場所が最適なのかなということ、27年にそういった経緯に至ったのではないかなと私は聞いております。この意見に対して、町長の意見をお聞きしたい。

そして、また消防署がどこに建設されるのか、これはまだまだ不透明なところがございしますが、事前に町民の代表である議会、もちろん私たちでございしますが、そのほか住民説明会を開催するなど、十分に検討し、理解を得ることが必要であると私は考えます。これに対して明確な町長の発言をいただきたいと思います。

お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員の再質問にお答えを差し上げたく存じます。

先ほど申し上げましたとおり、現在消防本部におきまして、長生郡市全体としての消防署の位置、規模、署所数などの総合的な検討が始まっている状況であります。この中で、一町長としての意見を表明するのは時期尚早と考えます。誠に申し訳ございませんが、もう少し議論の推移を待ちたいと存ずる次第であります。

こうした流れの中で、玉川町長時代に議会に対して建設地の案を提示したと伺っております。このことについては、広域のほうでも把握をいたしておると思っておりますけれども、全体状況としては、また最初からやり直す、そういう局面にあらうかと私は今感じているところであります。いずれにいたしましても、広域での合意に基づいての建設ということになりますので、いましばし議論の収れんをお待ちいただきたいと、こういうふうに願うところであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

要望等あれば簡潔に願います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 町長、要望でございます。

私が6月議会でも指摘したところでございますが、救急車が現場に到着する時間、国の基準では8分と聞いております。長生郡市は10分弱と大きくオーバーしております。

一宮町では、南消防署から離れている東浪見地区への到着時間が大きな問題になっていると私は思います。消防署の建て替え、移設は、このような現状を改善するものでなくてはなりません。消防署を減らすというのは、財政負担を減らすということにも当てはまると思いますが、私は住民の生命、財産を守ることがおろそかにならないか心配です。人口減少を考えてのことで、高齢者の増加により救急車の出動回数はもちろん増えるでしょうし、住民の生命、財産を守るという市町村の責務が大切と私は考えます。

町民の代表として、町長、町の中央部に移転できるよう、実現できるよう努力をしていただきたい。そういう要望をいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 申し訳ありません。先ほどご質問いただいたことでお答えを失念したことがございます。

住民、議会の皆様へ十分ご説明を差し上げて進めるようにということでございますが、このことについては、私もそのように進めさせていただきたく存じます。

また、今後の再編の中で、一宮町への安全の確保につきましては、現在の水準を下げるということは断じてあってはいけないと、そのように私も考えている次第であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 袴田 忍君、先へ進んでもらえますか。

○8番（袴田 忍君） それでは、2問目に移らせていただきます。

2問目は、障害者雇用についての町の状況という形でつくらせていただきました。

これはこの夏、国の機関で、あることが大きくクローズアップされているのでございますが、障害者雇用、これは手帳を持っている方の雇用問題でございます。それに関して質問させていただきます。

新聞、テレビ等のニュースで、国及び行政機関、企業への障害者雇用の問題が取り上げられています。実際に私は福祉の現場で働く従事者である人を見る限り、この雇用問題は福祉の理念でもあるノーマライゼーションに反した行為であり、障害者が社会参加、そして働く意欲を失わせる、大変重大なものであると私は考えます。

そこで、行政機関である町当局は、障害者雇用についてどのような配慮をなさっているのか、お伺いします。

1点目、町の行政機関で働く障害者雇用枠はありますか、雇用枠があるとして、過去10年

間にどれくらいの方が働いておられたのか、お伺いしたい。

2点目、障害者雇用枠で、町が推薦をして一般企業で働く障害者の方は過去10年ぐらいでどれくらいいらっしゃいましたか。

3点目、障害者手帳を持って働きたい障害者の方に職場のあっせん、または関係機関等へつなげる紹介等はなされていますか、働く場所の確保に動いているのか、お伺いしたいと思います。

この3点、お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を願います。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 障害者雇用につきましてお答えいたします。

障害者雇用促進法に基づき、事業主には障害者の職業の安定を図ることを目的に雇用率が設定され、障害者の雇用義務が課せられております。国及び地方公共団体における法定雇用率は、障害者手帳所持者の増加に伴い、段階的に引き上げられてきております。一宮町の職員数から計算しますと、平成10年7月から平成24年3月までは1人、平成25年4月から平成30年3月までは2人、平成30年4月からは率は引き上げられております。現在2.5%ですが、計算上2人という雇用義務が課せられている状況にあります。現在、この法定雇用率を達成し、地域の一員として働ける場になっております。

過去10年間にける雇用状況についてですが、平成27年度末までは2人の雇用状況でありました。しかし、一般職員の退職に伴い、平成28年度及び平成29年度につきましては、数カ月間において定員に至らなかったことから、非常勤職員の雇用により法定雇用率を達しておりました。その後、平成29年1人、平成30年1人の職員採用により、現在は一般職員において法定雇用率を達成している状況でございます。

終わります。

○議長（吉野繁徳君） 鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、2点目、3点目のご質問については、関連した項目でございますので、あわせてお答えをいたします。

町が一般企業等に対し障害者の方を推薦したり、一般就労を希望する障害者の方へ職場をあっせんすることはありませんが、一般就労を希望する障害者の方に対しては、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の専門機関につなげること

により、個々の障害者の状況に応じた職場確保を実現できるよう進めております。

なお、それでも一般就労へ結びつかなかった障害者につきましては、障害福祉サービスの就労移行支援等を利用し、就労に必要な知識等の習得を支援しております。

過去10年間に36人の方が障害福祉サービスの就労移行支援等の訓練、訓練と申しますのは、清掃等の業務スキルの獲得と向上を目指した支援、挨拶や身だしなみ習得への支援、面接練習や履歴書の添削にかかわる支援などがございます。これらを受け、そのうち8人の方が一般就労をしております。

今後、一人でも多くの障害者の方が一般就労につながるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 私は、実際に障害者が働きたいという方を多く見受けております。実際に私のホームでも1人障害者手帳を持って職場に復帰したい。ですが、なかなかそれが見つからない。じゃ、どこに行ったらいいのかなど、ハローワークに行きました。ハローワークから障害者雇用のサービス課にまたそこから送られました。行き場、行き場所を失っているわけですね。これは今の国の制度ができて、地域行政がもう少し力を入れていただける部分があれば、素直に一直線で行けるんじゃないか、振られて、振られて行くというのはなかなか遠回りになってしまいますので、障害者はそこで諦めてしまう。

私は、障害者が働くという意欲があれば、私はこれは一つ考えられることなんですが、仕事がなければ町から手当をいただく、年金をいただく。町の財政を圧迫するものであります。であれば、僕は働いてもらうべき、障害者であっても働くべきと私は考えているんです。

ですから、この辺の制度のあり方をもう一度国はもう一回今回の水増し、それから手帳の発行があるにもかかわらず、手帳なしでの雇用という形で、障害者が非常に今困窮している中で、町がとれるのは障害者手帳を持っている方を確実に把握していただいて、働いているか、働いていないのか、年金をもらっているのか、もらっていないのか、はっきり把握していただいて、仕事につなげていただくような配慮をしていただきたいなど私は思っております。

これは今一宮町の中にも、一宮学園さんの中にも発達障害を持った子供さんもいらっしゃいます。そして、その隣の青松学園にも身体障害者の方がいらっしゃいます。その施設の中

で暮らす方も、多分仕事を希望している人が多いのではないかと私は思います。であるならば、仕事を紹介してあげる。年金をもらうよりも仕事だよというのを優先していただいて、今後福祉政策を進めていただければ、お金の流れが違ってくるのではないかなと私は思っています。

課長に誠に申し訳ありません。いろいろなサービスをしていただいているんですが、手帳を持った方の把握をしていただいて、雇用の問題に関して町も鋭く入っていただければありがたいなと思っています。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

私は、大きく2問の質問をいたします。

最初に1番目、国・県による汚水処理事業運営の「広域化・共同化計画」策定について質問いたします。

1つ目が現在までの進捗状況は。

2番目、6月議会でのこの広域化・共同化計画について、町長は役場の一つの課だけでは策定するに当たり難しいと思う。ただ、今後県の指導や近隣市町村と協力しながら、一宮町の現状を踏まえて、策定に向け取り組みや対策を考えていきますと答弁されています。

その後、約3カ月が経過しています。町内には5カ所の汚水処理場があり、その関係役員は早急にはっきりとした方向性を示してほしいと言っています。町長のはっきりとした考えを述べていただきたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜野澤議員のご質問につきましてお答えをいたします。

2つ目の6月議会以降の状況でございますが、私の考えを差し上げるようにということでございます。

汚水処理の広域化・共同化計画の説明会が8月3日に実施され、平成34年度までの計画策定に向けて動き始めたというところで、現在は動き始めたところであります。都市環境課のスタッフより、10月末ごろには千葉県が主催の勉強会が行われると伺っております。

現段階では、この広域化・共同化計画につきまして、はっきりとした方向性が見えていないために、役場内の関連各課と意見交換をしながら、取り組みや対策について、今後考えていこうと考えている次第であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 現在までの進捗状況についてお答えいたします。

前回の6月議会後、汚水処理の広域化・共同化計画に係る説明会が8月3日に実施されました。内容につきましては、産業観光課と情報の共有を行っております。

今年度、千葉県が主催で勉強会を10月下旬に行う予定です。また、アンケートの実施などもあります。人口の減少や施設の老朽化、職員減少などの現状や課題について検討を行う予定になっております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ただいまの答弁で、現段階でははっきりとした方向性が見えていないのですが、質問で述べましたが、町内5カ所の汚水処理場の関係者、役員は早急に取り組みや対策の方向性をぜひ示してほしいとのこと。まだ県の動向を見ながら、ただいまの答弁で見ながらということですが、私は3月、6月、9月議会でこの汚水処理事業について質問してきました。いまだに明確な方向性の答弁がありません。

そこで、要望ですが、馬淵町長ははっきりとした方向性を示せないで、副町長を中心としたプロジェクトチームを設置し、この事業を行う方向で取り組むことを要望してこの質問を終わりますが、町長の見解がもしあれば伺いますけれども、ないようでしたらこの質問はこれで終わります。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） この広域化につきましては、国・県のほうからの主導で始まったもの

であります。町がそちらの進捗状況を踏まえずに独自に動くのは不適切と考えます。したが
いまして、私どもの現在の進め方に瑕疵はないと考えるものであります。

○議長（吉野繁徳君） 9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 今、馬淵町長の答弁がありました。

町が独自で動くのは不適切ではないかという言葉に対して、ちょっとまた不信感を覚えち
ゃうんですが、町長がここに3月から9月まで私質問しているので、動向的には、最終的に
は町長が決断する訳ですよ。ですので、はっきりした方向性を示すべきだと思います。今
後、これからその方向で町長は考えていただければと思います。

次の質問に入ります。

2問目、WSL QS6000について質問します。

平成30年5月20日から27日の8日間、釣ヶ崎海岸で行われた国際サーフィン大会、男子が
QS6000、女子がQS1000について伺います。

1つ目として、男子QS6000出場の外国選手、日本人選手、女子QS1000出場の外国選手、
日本人選手、それぞれの人数を伺います。

②8日間それぞれの役員、スタッフ数、またそれぞれの8日間の来場者数を伺います。

③男子QS6000、女子QS1000の成績は。

④一宮町での経済効果は幾らか。

⑤この大会が終了して約4カ月が過ぎようとしています。私は開催前から要求していた収
支決算書及び領収書、支出したそれぞれの領収書がいまだに提出、報告されていないが、ど
うなっているのか、町長に伺います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 細かい具体的なことについて、後ほどスタッフのほうからお答えを差
し上げます。

今、3つ目、男子のQS6000、女子のQS1000の成績はどうかというところからでよろし
いですか。

○9番（鵜野澤一夫君） できれば、町長、4つ目、5つ目をお願いします。

○町長（馬淵昌也君） かしこまりました。

では、4つ目、5つ目ということでお答えをいたします。

4つ目、一宮町での経済効果は幾らかということでもありますけれども、一宮町の今回のQ

S 6000の経済効果につきましては、正式に数値を算出したしておりません。平成28年に行われた同様の大会で来場者数1万5,000人に対し、全体の来場者数の消費額が6,822万円、そして経済効果全体で9,058万円という算出がなされております。これは一宮町サーフォノミクス調査報告書、平成29年3月のものですが、そこに記載されております。その中に、一宮町で直接使われたお金ということで1,620万円ということで推計値が出ております。

今回は来場者が2万2,000人ということでございますので、この消費額6,822万円は1億5万円へ増額します。また、9,058万円の経済効果総額は1億3,285万円に増加する訳であります。

この一宮町への直接効果として、平成28年段階で1,620万円と推計されているものですが、これは同じ比率で2万2,000人の今回増額をいたしますので、平成28年以上の経済効果があったと推測ができるころだと考えます。

また、直接的な経済効果と異なる範疇ではありますが、メディアでは大きく取り上げられまして、十二社祭りのおみこしの展示など、町のPRは十二分に行われて、知名度の向上に繋がったと考える次第であります。

5番目、この収支決算書及び領収書はどうなっているかということであります。

ご指摘のとおり、大会終了から約4カ月が経とうとしております。本大会支援事業の事業終了は、交付申請の届け出によりますと8月31日となっております。補助金交付要領に基づき、事業終了から30日以内に実績報告書を提出するという事となっております。

本日、9月18日ということで、まだ少々期限まで時間があり、現在のところでは提出に至っておりませんが、期限厳守での提出ということで確約を得ております。提出後、内容を精査した上で、しかるべき時期、なるべく早く皆様にご報告を差し上げたく存ずる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁ございますか。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは、私のほうからは1番目から3番目までのほうの回答をしたいと思います。

1つ目の男子Q S 6000、女子Q S 1000の外国人選手、日本人選手の出場人数ですが、男子は外国人選手が115人、日本人選手が29人、計144名でした。また、女子は外国人選手が7人、日本人選手が25人、計32人でした。

2つ目、8日間それぞれの役員スタッフ、来場者数でございます。

スタッフに関しては、各日とも運営28人、イベント15人、警備6人、ジャッジ12人、映像10人、合わせまして73人、8日間で584人でした。

観客数ですが、1日目約500人、2日目約1,500人、3日目約2,000人、4日目約3,000人、5日目1,500人、6日目が約3,000人、7日目約7,000人、8日目約3,500人で合計2万2,000人でございます。

3つ目、男子Q S 6000、女子Q S 1000の成績ですけれども、男子の優勝者はオーストラリアのライアン・カリナ、2位がハワイのセス・モニーツ、女子の優勝は日本の松田詩野、2位はタヒチのカレール・ポプケでした。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） このWS L Q S 6000について再質問いたします。

再質問は、④一宮町での経済効果と⑤この大会の収支決算書及び領収書についての2点を再質問いたします。

最初の一宮町での経済効果は幾らかと、ただいまの答弁で、平成28年の大会来場者数は1万5,000人で1,620万円の経済効果があったと推計されています。1人当たりに換算すると1,080円になる計算になります。今回は来場者数が2万2,000人ということですので、2,376万円ということになります。どう見てもこの約2,400万円の経済効果があったとは私は思えないんです。

1日の来場者数がこれは計算すると2,750人というふうになります。176人の選手のほとんどがグランドヴィューマンションに宿泊で泊まっております。それ以外のスタッフ、役員73人はいすみ市の外房と長生村の太陽の里に宿泊しており、町内の宿泊施設にはスタッフ、役員は利用していないというのが現状です。ホテルシーサイドオーツカの大塚実会長基金を条例改正して2,000万円をこの大会に補助しているのに、スタッフ、役員は利用していないと、この中身のことは私は聞いております。結局、スタッフ、役員は一宮町の宿泊施設には、料金が高いのかわかりませんが、利用していないわけはどうか、町長に伺います。

一宮町の最高責任者の馬淵町長は、本当にこのような経済効果があったのか、担当課長に任せるのではなく、町長みずから明確な、適正な答弁を求めます。

⑤のこの大会の収支決算書及び領収書について伺います。

ただいまの答弁の確認ですが、補助金交付要領では、この大会の事業終了は交付申請の届け出が8月31日となっているので、2,000万円の交付は8月31に行ったのか、それから30日以内に収支決算書を提出するという事なのか、それについても伺います。

いずれにしても、大会が終了して4カ月経とうとしています。昨年みたいに企画会社が全ての支払いを一本化して、1枚の領収書でなんてあってはいけないと思います。それぞれの支出した項目の領収書を添えていただきたい。

私の知り合いの東京のイベント会社が実際この大会を見に来ました。あの会場の南側の保安林の中に、まだ設置されていない鉄のパイプの管が山積みになっています。ということは、少し規模を縮小してつくったのではないかなと思います。

その東京のイベント会社は、こんなに高額な費用は通常はかからないと言っています。また、町民の皆さんは、いまだに収支報告がないのは金額の帳尻を合わせるために工作しているのではないかと非常に悪く解釈しております。

何をもって事業終了は交付申請の届け出が8月31日なのか、全くわかりません。町長は、何事もスピーディーに物事を早く進めていく責任があります。明確な見解を伺います。

○議長（吉野繁徳君） 再質問に対する答弁を願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜野澤議員の再質問にお答えいたします。

まず、スピーディーにということでもありますけれども、私も心がけている次第であります。しかし、それぞれの物事には進む速度があって、必ずしもお心に沿わないところがあるということは大変残念に思いますが、決して懈怠をしているわけではないので、ご理解を賜れば幸いです。

さて、経済効果につきましてですが、2,400万円の概算が出るけれども、それは疑わしいのではないかというご意見であります。

経済効果につきましては、先ほども申し上げたとおり、正式な調査を行っていないので、推測の域を出ません。グランドビューへは、選手は有料で宿泊しております。また、来場者による町内での消費活動も間違いなくございます。そういった中では、経済効果はなかった、あつたと水かけ論になりますが、私はあつたと確信しているところであります。

また、繰り返しにはなりますが、この直接的な町への消費の金額とは別でありますけれども、大会自体、新聞、テレビ等で大きく取り上げられ、一宮の知名度の上昇が明らかに見えます。大会後も町への取材、町に関するテレビでの放映など、はかり知れない効果も出てき

ていると考えられます。

ちなみに、テレビでは15秒の映像を流すのに600万円かかると言われております。最近の一宮の取り上げられ方からいけば、経済効果、直接的な町での消費ではありませんが、大変大きな宣伝効果が上がっていると考え次第であります。

また、こうした報道を通じた町への関心の高まりは、移住、定住のモーメントも生み、サーフィン愛好者の皆様など、長生地域全体では人口が減っている訳でありますけれども、当一宮町の中ではわずかながら増加している訳であります。

そうした中で、私といたしましては、繰り返しになりますが、オリンピック開催決定、そしてそれと連動するQ S 6000に対する支援といった町の取り組みは、直接的な町での消費、直接的なレスポンスとしての経済消費としては分類されませんが、大きな効果を生んでいると考えます。

さて、最後、収支決算書及び領収書についてであります。

まず、この交付についてであります。WS Lからは4月26日に補助金交付申請書が必要添付書類とあわせて提出されている訳であります。これを審査し、適正であると認めた上で、5月11日に補助金の交付を決定し、WS Lへ通知を行いました。

その5月28日に、WS Lより概算払いの請求が行われました。6月11日に概算払いということで、1,940万4,000円を支払っている訳であります。

事業実績報告書、領収書につきましては、間違いなく期限までに提出することを確約いただいております。先ほどの答弁と重なりますが、内容を精査した上で、速やかにご報告申し上げます。いまだ期限の中でございますので、しばしのご猶予をいただければと存する次第であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 今の町長の答弁で、私が聞いているのが1点漏れているかなとは思いますが、④のほうの私はこの8日間、5月20日から28日までのこの大会の一宮町での経済効果、それ以降だとか、今後オリンピックを迎えてテレビ放映だとか、そういう宣伝効果を私は聞いている訳じゃないんです。この8日間の一宮町での経済効果を聞いているんです。町のトップである町長は、その辺も把握しなければ、来年また行くかもしれません、それを聞いているんです。その中の一つで2,000万円の基金を使用した大塚実基金、これを公金として町は補助している訳です。それを出したところについての宿泊者がいないということ

はどういうことなのか、最初の4番目の質問で聞いているんです。それが無いので、再々の質問をしています。

⑤のほうについても、6月11日に1,940万4,000円を支払った。実際にこの8日間の大会の終了後、6月11日に払っている訳ですが、であるならば、この6月11日より30日以内に収支報告書、領収書を添付するのがというこの最初の答弁で私は解釈したんです。なぜ8月31日をもって期限として、その30日以内に提出をするのか、その辺のちょっと意味が全然わかりません。6月11日に支払ってあるのであれば、それから30日以内に出すのがという解釈を私は持っているんですが、その辺について伺います。

○議長（吉野繁徳君） ただいまの質問に関しまして答弁。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 先ほども申し上げましたとおり、私は町内への直接的な消費があると考えていると申し上げた次第です。この推計値しか私どもにとって根拠になるものはない訳ですけれども、鵜野澤議員はないとお考えである。ここは先ほど申し上げましたとおり水かけ論になるというところであります。

○9番（鵜野澤一夫君） ないということじゃないです。あるかどうかということです。

○町長（馬淵昌也君） 私はあると思っておりますということであります。

期日については、担当スタッフから答弁を差し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 8月31日の期日といいますのは、この事業全体の終了期日ということで、当初補助金要領の中で出されていまして、それに基づきまして、その後30日以内という期限は切っておりますので、手続的には問題ないと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上、答弁終わりました。

恐れ入ります、鵜野澤一夫君に申し上げます。

要望をお伺いします。

どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） このQ S 6000のサーフィン大会について、私も町民の皆さんも不透明なところがたくさんある訳です。馬淵町長に対して町民の多くは不信感を抱いております。

先ほどもちょっと言いましたが、今後この大会を行うということであれば、主催者、WSL側が2,000万円を出して、不足金を町が補助するという形が本来この日本の大会では主催

者が出すんです。これは全然逆なことをやっていますので、これは先ほど藤乗議員が質問した中で、寄附の集め方のいろいろな問題もあるかもしれませんが、本来2,000万円の出し方についても、過去2年間やったときに、県はそれぞれ補助していますが、今年3回目については一銭も補助していません。

私がおもうには、これは要望です。2,000万円を町の公費で出すということであれば、あの施設とか、例えば町内業者でできるんです。入札をかけて経費節減することもできるんです。何も一方的に企画会社が全部請け負って、それをやる必要もないと思うんです。そのやり方自体がちょっとおかしいかなと思っているんです。町内業者でできるものは町内業者を使うのが当然だと思います。2,000万円の経済効果をそういう町内で賄うということで、経済効果を図ることを私は今後要望して、私の質問を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、鶴野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 鶴 沢 一 男 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、5番、鶴沢一男君の一般質問を行います。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 私は、3項目について質問をいたします。

まず、1点目、旧東浪見農協跡地についてを質問いたします。

旧東浪見農協跡地は、東浪見地区の中心地であること、また隣接する東浪見小学校、東浪見こども園、東浪見コミュニティセンターの附属施設として利用すべきと考えております。

その理由として2点申し上げます。

1点目は、現実的な利便性によるものであります。

東浪見コミュニティセンターは駐車スペースが数台しかなく、今までは取り壊された東浪見農協の駐車場を使用しておりました。また、東浪見小学校、東浪見こども園で行事があるときは駐車場の確保ができず、路上駐車がなされています。そして、東浪見地区には、一宮地区にある海岸広場のような広い駐車スペースがなく、大型バスが駐車できる場所がありません。地区社協や子供会など、バスを使った行事のときには集合する場所もなく、東浪見地区の中心地にあるこの場所は、地区の多目的広場として最適であると考えております。

2点目の理由として、歴史的な背景によるものです。

昭和28年11月3日、旧東浪見村と一宮町が合併をいたしました。そのときこの場所は、旧東浪見村の役場が置かれていた場所であり、東浪見地区の象徴とも言える場所です。

そして、合併以降65年が過ぎ、東浪見地区から公共施設の多くが廃止されてきた経緯を考えると、この場所は公共施設として町が所有することが必然と考えます。

それに伴い2点質問をいたします。

1点目、現在は長生農協と賃貸契約を結んでいるが、将来的に所有者の都合で返還するリスクを考えると、町の所有とすべきと考えます。町の見解を伺います。

2点目、現在は使用を禁止しているが、今後の利用計画及び整備計画について町の考えを伺います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢一男議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

この旧東浪見農協跡地でございますけれども、6月補正以降、いまだに一般に開放していない状況となっております。これは、長生農協が所有地の一部を隣接地権者に売却するために現在分筆作業を行っていることから、借り受けがずれ込んでいるものであります。この間、町の支払いは発生しておりません。9月下旬から10月上旬には一般に開放できると考えております。

また、さきの6月の補正議案のときにも、鵜沢議員から賃貸ではなく購入を考えてほしいというご意見を頂戴いたしました。繰り返しになりますけれども、東浪見地区の中心地であること、また東浪見地区の方から見ると、合併以降一宮地区ばかり優遇されてきたのではないかという意見をおっしゃる方がいること、これも十分承知をいたしております。恐らく歴代町長在任中、このような申し出があれば、購入に向けて動かれたのではないかと推測する次第であります。

今回の長生農協さんの申し出につきましては、私どもが事前に全く予期していなかったものであります。したがって、すぐに完備された利用計画というのは難しい状況でございますが、購入に向けて進んでいきたいと考えている次第であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 今後の対応よろしく願いいたします。

2点目に移ります。

学童わんぱくクラブについてを質問いたします。

町が実施する放課後児童健全育成事業である学童わんぱくクラブ、通称学童保育について、事業の充実を図るために政策を提言させていただきます。

一宮学童わんぱくクラブ及び東浪見学童わんぱくクラブの開設施設は、学童保育所として専用の施設とすることを求めます。

学童保育は、放課後、児童が毎日生活をする場所であることから、継続した生活が確保されなければなりません。例えば、読みかけの本、着がえ服など、個々の持ち物を保管する場所も必要であると考えます。施設の都合でその都度児童に不自由な思いをさせてはならないと考えるものであります。

そして、一宮学童わんぱくクラブ及び東浪見学童わんぱくクラブの開設場所は、学校の敷地内を基本とすることを求めます。これは授業終了後、学童保育所までの移動時の安全性の問題、また校庭での屋外遊び、夏休み期間のプールの利用の利便性を考えたものであります。

以上を踏まえ、次のとおり質問いたします。

子供たちの放課後等の充実を図るためには、専用の施設が必要と考えます。整備計画、予算計画について伺います。

お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、鶴沢議員の学童保育わんぱくクラブのご質問につきましてお答えいたします。

学童わんぱくクラブの施設の新規建設になりますと、子ども・子育て支援整備交付金では、建設に係る費用は補助金の対象にはなりますが、土地の買収等の費用は補助金の対象にはなりません。土地買収予算や施設の建設場所は確保が難しい状況であり、また児童数もここ2年から3年がピークで減少傾向に向かうと考えられるため、町としては、現在のところ新規に施設を設ける考えはありません。

また、今後の児童受け入れ体制や学校施設内の教室の利用の見直しを行うとともに、学童指導員の確保や研修指導等の実施による環境整備、学童を利用する児童の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） ありがとうございます。

しかし、残念ながら十分理解できる答弁とは考えていません。改めて質問させてもらいます。

ここで再質問させてください。

学童保育の目的は、共働き、ひとり親の小学生の放課後、土曜日、春休み、夏休み、冬休みなどの学校が休業時は一日の生活を継続的に保障することを通して、親の仕事と子育ての両立を保障すること、この学童保育の目的を果たすためには、安全で安心な専用の施設が学校内にあることが最も有効的だと私は考えております。

現在、町は就業前の児童を対象とした保育所の運営については、こども園の開設などにより、その大きな目的は果たしたと考えております。しかし、就業前の児童を対象としたものであり、一宮町の子ども・子育て支援の充実を考えたとき、今後の最大の課題は小学生児童を対象とした学童保育の整備だと考えております。

先ほどの回答では、施設の新設は考えていない。学校内の教室の利用方法を見直したいとの答弁がありましたが、そこで伺います。

東浪見学童保育は、今年の夏休みの運営時には定員が80名、ただし1教室40名で2教室を使用した場合の定員です。しかし、1教室のみが利用され、50人を超える児童が入ってまいりました。これはすし詰め状態であり、健全な状態とは言えません。今後の夏休み、冬休み、春休みなどの施設の利用計画について伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） 鵜沢議員の再質問にお答えします。

東浪見学童わんぱくクラブについては、夏季休業中の利用者が増加したため、1つの教室を増設し、利用予定でしたが、学童支援員の人員不足等により、1つの教室のみで保育をしている状態でした。これは我が町だけではなく、近隣の町村でも支援員の不足は深刻化しており、学童支援員の人件費等の待遇改善も検討した中で、2つの教室を有効活用して学童が快適に利用できるように、環境づくりのほうには努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） よろしく願いいたします。

3番目の質問に移ります。

新にこにこサービスについてであります。

町では、外出支援事業として65歳以上の高齢者、体の不自由な方を対象に、町内どこでも送迎する新にこにこサービスを実施しております。この事業は、高齢者等の方々の生活を支える大変重要な役割を果たしていることは周知のとおりであります。しかし、今町民の間では、この新にこにこサービスがなくなるのではないかと、また変わるのではないかとという不安の声が上がっております。外出支援事業のさらなる充実を求め、次のとおり質問をいたします。

1点目、現在の事業運営の状況と課題について。

2点目、平成31年度の運営計画についてを伺います。

お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの1点目と2点目につきましては、関連がございますので、一括にて答弁をさせていただきます。

新にこにこサービスについては、無償運送によるデマンド運送として平成22年10月より現行の制度となり、65歳以上、身体障害者の方を対象に、月片道8回、透析の方は16回、町内全域で運行しており、平成30年9月1日現在で805名の登録があり、月に約180名の利用をいただいております。利用者の方からは大変好評をいただいております。

新にこにこサービスは、社会福祉協議会への委託事業として実施しておりますが、平成30年3月30日付、国土交通省自動車局旅客課長通知により、市町村無償運送の委託方式は適切ではないとの通達があったため、現在新にこにこサービスの町直営化に向けて検討を進めているところでございます。

なお、町直営化の時期でございますが、来年度4月からの施行を予定しており、新年度予算で直営化に要する費用を計上させていただきたいと思っております。

今後も高齢者、障害者の方を安心して一宮町で生活を送っていただけるよう、本サービスが町民の方の足として、安心、便利に利用していただけるよう進めてまいります。

今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。何かございますか。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 今の答弁を受けて再質問いたします。

社会福祉協議会委託から町直営になるとの回答が今ありましたが、利用者からは町直営となった場合でも、現在のスタッフの体制を継続することを望む声が多く寄せられております。町の考えはその辺どうなっているか、教えてください。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） できれば新にここサービスの要領を熟知している現在のスタッフのまま町が雇用したほうが町直営にスムーズに移行できると考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 今の答弁、確認しますけれども、平成31年4月1日から社会福祉協議会の委託を町直営で行う。そのときに、現在のスタッフというのは、例えば運転手だとか中の事務関係、そういうスタッフが引き続きやっていく、そういうことでよろしいかどうか、確認させてください。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。的確にお願いします。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） そのように考えてもらって結構だと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

以上で、鶴沢一男君の一般質問を終わります。

会議再開後1時間10分を経過いたしました。ここで20分ほど休憩をとります。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時00分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（吉野繁徳君） 一般質問、1番、藤井幸恵君、一般質問をお願いします。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。

大きく3つの質問がありますので、1つずつ区切って質問してもよろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○1番（藤井幸恵君） 1、町長の公約について。

馬淵町長就任後、2年が経過いたしました。住民の皆さんが期待した町長の公約について、再度その後の進捗状況をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

私の公約ということでございます。進捗状況はどのようになるか。

私は過去に幾つかのメディアで自己の政治的見解を述べさせていただきました。発表時に自らそれを公約と銘打って差し上げたことはございませんが、私が発表してきたもの、特にチェンジー宮と書いたビラなどを中心に、公約に準ずるものと考えられますので、その進捗状況をご説明を申し上げたいと存じます。

具体的な主な成果について、ただいま申し上げましたチェンジー宮を掲げたビラをベースに、平成29年度第2回定例会でのご質問にお答えした答弁も踏まえて、現在までの展開を申し述べさせていただきます。

初めに、政策展開の第1層をなす自主財源確保のための各政策を行いますについてですが、3本の柱の一つである商工業、農業、サービス業を観光と結びつけて町内事業者の所得の増加、それに伴う町税の増加を図ることについて、個別的な遂行状況を申し上げます。

商工業についてですが、駅前の観光拠点施設は、まさしく観光を軸に、商工業、農業、サービス業を結びつける機能を期待して、地方創生の枠組みを利用して設営したものです。予想にたがわぬ好調な滑り出しを見せているところであります。観光案内所の来訪者実績は開店した4月末から8月までで4,333人、物産直売所の売り上げは同期間で前年比14%の増加、またテナントのエキスタも好調と認識しております。

一宮町の心臓部、玉前神社周辺商店街の再活性化策として、まち・ひと・しごと総合戦略に盛り込んだ地方創生のプランに沿って、まちづくり会社、一宮リアライズを興し、SUZUMINEを設営いたしました。現在はほぼ満室と聞いております。これは玉前神社への参詣客増加を受けての商店街再活性化の確かな一助となっていると考えます。

県道30号、（通称）九十九里ビーチラインは、オリンピックの効果もあり、道路沿いにサーフショップやカフェ、リゾートホテルなどが立ち並び、ハワイさながらの様相を呈しております。今後、中心市街地とともに、エリア全体が観光資源として機能するように、景観を保全する方向を模索したいと考えています。

続いて、農業についてですが、若手農家の方々と話し合いを重ねて、新たな振興策を検討しております。今年度は農家の方々の農産物加工品を販売ルートに乗せるための手助けとして、特産品開発支援事業を創設しました。今回は1件、トマト加工品のプランを採用したところであります。

さて、続きまして第2の柱、新規移住者の誘致と住民税の増加であります。

これにつきましては、東京圏における移住フェアへの参加を軸に、私も陣頭指揮をとり、努力をいたしておるところであります。

実際には、先ほど藤乗議員のご質問の回答の中でも触れさせていただきました行政の努力による効果を上回るほど、最近のオリンピック効果と言うべきものが感じられるところがあります。当町への移住の関心を高めているようで、報道が頻繁になされていることありまして、町の知名度は飛躍的に上昇しつつあると実感するところがあります。いずれにせよ移住への関心は弱まっておらず、今後につなげていきたいと考えているところがあります。

なお、平成29年度の町税は前年度に比して4,789万5,000円の増加となりました。税務課の諸君の努力による面がありますけれども、全体としての増加となったことをご報告いたします。

さて、続いて第2層をなす、こうして確保した財源によりインフラ、防災、福祉、教育、文化活動各方面でのサービス水準を上げることについての施策の遂行状況をご説明申し上げます。

まず、道路網の整備であります。

町にとって最大の課題の一つである長生グリーンラインの延伸については、長年進展がありませんでした。ところが平成30年度につきまして、千葉県のほうで茂原一宮間の調査費がついたということでもあります。今後の工事実施に向けての大きな一歩と言えると思います。南総一宮線についても、長生土木事務所と潜在的な問題を確認した上で、早期建設ということで合意を得ています。

現在、以前より行われている町道1-7号線、船頭給から海岸の拡幅が続けられています。通学路の整備については、事業着手が可能な箇所から順次改善を行っております。30年来の

本町の懸案であった上総一ノ宮駅東口開設事業は、オリンピックの追い風もあり、現在開設に向けて調整の最終段階に達しつつあります。明日、議会に関連のご審議をいただくところであります。

避難用道路、高台の整備については、個々に必要の認識を深めております。まずは、町の方々の方々や専門家などからなる検討委員会を立ち上げ、そこで速やかに整備プランを作成していただこうと考えております。現在、委員会立ち上げの準備中であります。

自主防災会は、権現前区、16区などで新たに立ち上がっており、私も各種自主防災会の行事に積極的に出席して認識を共有するようしております。

循環バスについては、今年で3年目の運行になりますが、乗客数も安定しており、一定の成功をおさめていると考えます。議会の皆様からルートや運行スケジュールの設定などさらなるサービス向上を求められておりますので、今年の運行の実績をもとに、より住民の皆様の満足度を上げる形で進めていきたいと考えます。

続いて、学校教育についてはアクティブラーニング導入と英語教育の充実を軸に施策を進めております。アクティブラーニングにつきましては、各校での研修が進行しており、先生方の理解も進んでおります。また、英語教育については本年度からALTを1名増強し、2名といたしました。さらに学習補助員の確保にも努め、英語教育については、他自治体に比して強化された状態にあります。情報教育では、子供たちがICTを使いこなしロボットをプログラムで制御することで、児童の情報処理能力はもとより能動的な学びと創造力を高めることが期待できるロボットプログラミング教室を継続して実施しております。

ハード面では、小学校全教室、中学校一部教室のエアコン設置を行いました。今年の夏の暑さに際して大いに効果を上げたと同っております。また、懸案であった東浪見小のフェンスの修理は完了し、一宮小のグラウンドの整備も現在施工中であります。

一宮商業高校へのサポート強化については、商業高校との連携会議などには町長として必ず出席し、できる限りの協力を各局面で行うように努めております。現在は同校が国からスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに選ばれたことを踏まえて、観光産業を軸としたカリキュラム実施上の協力関係を構築中です。先日は私みずから商業高校へ赴き、一宮町の観光の現状と課題を講義いたしました。

自然保護の増進については、特に海岸部のクリーン作業に努力を傾注しております。現在国連、IOCとの連携でクリーン・シーズ・プロジェクトへの参加の手続きを進めております。

このほかまだ道半ばの政策もありますが、住民の皆様、議会の皆様のお力添えを賜り、今

後とも誠実・公平で清廉な政治を進めること、住民が主人公の原則を徹底すること、戦略的・計画的に政策を進めること、徹底的な現場主義をモットーに、オリンピック開催を控えて、町に吹いている追い風を最大限に生かしながら、ポジティブ・スパイラルでチェンジー宮を実現するよう全力で取り組んでまいりたく存じます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

1 番、藤井幸恵君。

○1 番（藤井幸恵君） 1 番、藤井幸恵です。

答弁ありがとうございました。

冒頭で、町長はみずから公約として差し上げたことはない。それに準ずるものと前置きをした上で進捗状況を説明されました。このことこそが馬淵町長の政治姿勢を見事にあらわしている言葉だと感じます。

再質問はありません。次の質問に移ります。

2、一宮版サーフノミクス推進事業について。

2016年度、内閣府の地方創生推進交付金事業として採択されましたが、その後国の要綱の変更に伴い、町の計画も修正する必要が出てきました。

そこで、以下の点を伺います。

1、今までの当事業の実績と成果。

2、当事業のP D C A、プラン、ドゥ、チェック、アクションはどうか。

3、今後の当事業の方針、方向性は。

お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） それでは、藤井議員の2点目の質問についてお答えいたします。

政府の推進する地方創生は、人口減少対策や雇用創生を目的に、全国の各自治体が独自に考えた事業を国に提出し、審査を経て内容が認められた場合、国からの交付金を受けられ、実施する流れでこれまで進められてまいりました。

一宮町においては、海岸を訪れる大勢のサーフィン客や観光客をさらに増やし、その経済効果を町全体に波及させ、また移住、定住にも繋げていく、このことを基本方針として地方創生事業に取り組んでまいりました。

これまでに実施しました事業実績といたしましては、釣ヶ崎海岸を会場としたQ S 6000国際サーフィン大会、町全体に観光客を巡回させることを目的とした無料観光バス、商店街の空き店舗を改修して整備した複合施設SUZUMINE、今年オープンしました観光案内所、物産直売所等の駅前観光拠点施設、一宮小と東浪見小で実施しているロボットプログラミング教室、町立保育所で実施している絵本教室、その他小規模のものも含めまして、多数の事業を実施してまいりました。3年間継続して交付金を受けている事業だけではなく、初年度のみ交付金を受け、その後は町単独財源で行ってきている事業もございます。

また、地方創生は事業実施に当たり数値目標をつくることが求められておりますが、地方創生初年度の平成27年度と平成29年度を比較した結果、観光客は69万人から73万人に増加し、一宮町の人口につきましても総人口、世帯数ともに若干ながら増えている状況でございます。

増加の要因といたしましては、地方創生事業はもとより、東京2020オリンピック競技会場に決定したことも大きく影響しているものと考えられますが、観光ホテルの新規開業やアパート等の賃貸住宅の建築など、民間資本における新たな事業も盛んに行われており、オリンピック競技となりましたサーフィンが本町の活性化の大きな要因となっていることは間違いのない事実だと思われまます。

地方創生の事業評価に関しましては、行政だけではなく、金融機関や教育分野、情報メディアなどの外部有識者が参画するまち・ひと・しごと創生有識者会議を各年度ごとに開催し、PDCAサイクルの考えをもとに、事業内容の評価や検討を行っております。委員の皆様からは、サーフィンを中心としたまちづくりに一定の評価をいただいているところです。

今後の地方創生の方針、方向性ですが、本町が提出している地方創生推進交付金事業計画は3年間継続認定であり、今年度が最終年度となっております。来年度以降の地方創生推進交付金事業を実施するためには、改めて国の計画認定を受ける必要がございます。しかし、来年からの3年間はオリンピックの1年前、オリンピック開催年、オリンピックの翌年といった一宮町において非常に重要な年になります。

一宮町の知名度を国内外に広めるチャンスでもあり、同時に本町を訪れる国内外のお客様に満足していただける体制を整えていかなければなりません。今後は地方創生推進交付金も町活性化の事業財源の一つとして考え、国への計画申請や新年度予算の検討に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

1 番、藤井幸恵君。

○1 番（藤井幸恵君） 1 番、藤井幸恵です。

答弁ありがとうございました。

P D C Aについては、まち・ひと・しごと創生有識者会議が今月開催されるようですので、そこでの内容も含め、きっちり検証していただきたいと思います。

再質問をいたします。

今後の方針、方向性について、いまだ定まっていないようですが、事業を戦略的に効率よく進めるには、早期の計画立案は必須です。具体的にいうなら、今後一宮版サーフォノミクス事業の中に、外国人観光客や子育て世帯への移住、定住促進のためのアプローチを明確な目標として掲げるお考えはありますか、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員の再質問にお答えを差し上げたく存じます。

私が考えますに、外国人観光客、あるいは子育て世帯の方の移住誘導といったこと、これは我が町にとっても大変重要なことと考えております。現在、部分的なアイデアはございますが、全体的なものはまだできていないというのは、今おっしゃっていただいたとおりであります。今後の計画を立てる中で、十分この点は検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

1 番、藤井幸恵君。

○1 番（藤井幸恵君） 1 番、藤井幸恵です。

一言今の答弁を受けて述べさせてください。

オリンピックという世界共通のネームバリュー、初のサーフィン競技開催地というレガシー、一宮町にとってサーフィンが大きな魅力、資源であることは今さら言うまでもなく否定しようのない事実です。だからこそ、たくさんの方が町を訪れ、移住をも考える。このことを町の政策に生かさない手はありません。手法、手段については幾つもの選択肢があり、正解は一つではないでしょう。

一宮版サーフォノミクス、サーフィンによる経済効果を住民の皆さんが今はまだ実感できないというならば、先ほどの答弁の中にもあったようなサーフォノミクスによる詳細な実

績や具体的なデータ、数字等、行政側からの丁寧な説明が不足しているのではないかと思います。特にこれからどうしていくかという町の未来予想図を町長には明確な目標、ビジョンを交え語って欲しいのです。

先ほどの答弁にもありましたが、来年からの3年間はオリンピックの1年前、オリンピックの開催年、オリンピックの翌年といった、一宮町において非常に重要な年です。行政の説明責任を果たすためにも、1年前にも同じ提案をしましたが、一宮版サーフォノミクス推進事業の住民説明会の開催を要望して、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

3、放課後子ども総合プランについて。

多様化する子育て家庭のあり方に伴い、行政はさまざまなニーズに対し、細やかな子育て支援政策が求められています。学童保育の増加もその一つで、現場では大変苦慮されているように思います。国では、子供たちの放課後の健やかな育ちを見守る場として放課後子ども総合プランを推奨しています。親の就労にかかわらず、全ての子供たちが対象となるこの事業は、一宮町の持つ課題を解決する糸口になるのではないのでしょうか、町でも取り組んでみてはどうかと思いますが、見解を伺います。

お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、藤井議員の放課後子ども総合プランのご質問についてお答えします。

放課後子ども総合プランは、全ての子供たちを対象に、安心、安全な子供の活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習支援やスポーツ、文化芸能活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子ども教室と共稼ぎ家庭など、いわゆる放課後児童クラブを一体型とした総合的な放課後対策の取り組みであり、学校施設の余裕教室を活用した事業です。

現状では、一宮・東浪見小学校の余裕教室は、放課後児童クラブが利用している状況であり、一時的な使用ができる部屋の活動等を含め、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては関係各課との連携を図り、今後も検討をしてまいります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。

再質問ではありません。要望いたします。

学童保育の増加、子供たちの居場所、遊び場づくりの問題、新たに学童保育施設や児童館をつくったとしても解決できない課題が残ります。問題の本質はハードウェア、箱物ではありません。子供たちにとってゴールデンタイムというべき放課後は、豊かな体験、さまざまな遊びや活動を通し、大きな学びや健やかな育ちを育む貴重な時間でもあります。つまりは質の担保です。

放課後子ども総合プランは、スポーツ、文化芸術、学習支援等による生活文化活動のほか、自然体験活動、社会科体験活動を学校だけでなく地域住民の皆さんのご協力のもと、子供たちに提供していこうという事業です。千葉県でも学童保育と子供教室とを合わせた一体型を推進しています。国・県からの補助金もある事業ですので、この機会にぜひ前向きに検討していただけたらと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、藤井幸恵君の一般質問を終わります。

◇ 鵜 沢 清 永 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、4番、鵜沢清永君の一般質問を行います。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 3問あるんですが、一つずつ、すみません、お願いします。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。

○4番（鵜沢清永君） まず、1つ目、椎木長者線について質問いたします。

以前から何度も質問している椎木長者線だが、日に日に交通量が増えていっています。網田住民などから早く道路を広げてほしいという声を多く聞きます。以前質問してからの進行状況と今後の工事の見通しについて伺います。よろしくをお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 椎木長者線についてですが、県道一宮椎木長者線では、枇杷畑地区につて用地交渉が難航している箇所があり、そうした中、千葉県では事業の進捗を図るため、今年度用地買収の完了している箇所の道路拡幅工事を発注したと聞いております。今後も早期完成に向け要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

4番、鶴沢清永君。

○4番（鶴沢清永君） ありがとうございます。工事が進むことを大変うれしく思います。

最近では、その道沿いに新しく家が建ったり、子供たちも自転車で通ったりして、本当に事故がいつ起こってもおかしくない道路です。今後とも早期完成に向け、強く要望していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、2問目、綱田区産廃不法投棄について質問いたします。

3年前から始まったと思われる綱田区の産廃不法投棄だが、近隣の梨畑が被害を受けている。投棄された場所はかなりの広範囲となっており、地権者の許可などがなかったと聞いている。雨が降った後などは変色した水が溜まるなどしているが、この不法投棄について、町はどう対処していくのか伺う。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 綱田区の埋め立てについてですが、当時町条例対象の3,000平米未満となる小規模埋め立ての申請が町にありましたが、書類の不足や不備等があったため、許可しませんでした。その後、必要書類の提出について指導を行いました。許可を得ないまま埋め立てを行ってしまったものです。

8月27日に県庁本庁舎4階産業廃棄物指導課において、綱田区の埋め立てについて、県庁廃棄物指導課、長生地域振興事務所及び町で協議を行ったところ、埋め立て面積が町条例対象外となる3,000平米を超えている可能性があることと、再生土で埋め立てされている可能性もあるので、県庁廃棄物指導課、長生地域振興事務所及び町で役割分担を決め、今後行為者に対し厳しく対処してまいります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 4番、鶴沢清永君。

○4番（鶴沢清永君） 町が許可をおろさなかったとはいえ、その埋め立てをさせたのは、町のほうにも責任があると思います。埋め立てたところには、先ほども言いましたが、梨畑やすぐ隣には線路などもあります。僕も現場を見に行きましたが、とても危険な状況にあります。地元住民からは、本当に一刻も早く元に戻してほしいという声が多く上がっているので、ここは早急に元の形に戻すように対処していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、3問目です。

3つ目、オリンピックについて、先日2年前イベントが行われたが、住民への周知が行き渡っていない、知らない住民が多かった。次のイベントは、もう1年前イベントになるのだが、そこに向かってどう盛り上げていくのか、そして今現在何か決まっていることがあるのか伺う。よろしくお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） ただいまの鶴沢議員のオリンピックについてのご質問についてお答えいたします。

7月24日に行われました2年前イベントですけれども、周知に関しましては広報、回覧、ホームページへのアップ、県民だより、防災無線、FMラジオ放送でのPR、新聞広告とでき得る限りの方法で行ったところでございます。

ご指摘のとおり、次は1年前イベントであります。これまでの3年前、2年前とは状況が異なることが想定されます。町といたしましては、千葉県と協力しながら、さらなる盛り上げに向かって努力してまいります。現在、決まっていることがあるのかということですが、はっきりと決まっていることは現段階ではございません。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 再質問ございますか。

4番、鶴沢清永君。

○4番（鶴沢清永君） 4番。

要望ですが、1年前イベントがこの前行われた2年前イベントのようではちょっとだめだと思うんですね。なぜかという、県知事なども来ている中で、県が支援して支援金を出している地元のアスリート、要は一宮在住の3人がいるんですが、その3人がそこに出席していない状況で、その企画を回している電通からさらにハニーという会社に任せて、そのまたマネジメントしている選手がそこに出てきているという、オリンピックを盛り上げるというよりも、自分たちの利権のようなところが見え隠れしていたようなイベントになっていたもので、これでは地元もお客様も盛り上がらないと思うので、これからは町もイベントの内容を把握して盛り上げていただきたいと思います。

これを要望して質問を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、鶴沢清永君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

私は4問ありますが、一つずつお願いいたします。

まず、ごみ袋代値下げとリサイクルについてという質問です。

私ども共産党は町政アンケートを行いました。町への要望で最も多かったのがごみ袋代値下げとリサイクルの促進でした。一宮町は本当にごみ袋が高いです。一宮町のごみ袋代は40リットルが1袋で65円、県内でトップクラスの高さです。ごみ袋代が高いのは、ごみ袋代に処理料金が上乗せされているからです。ごみ処理はもともと自治体の仕事です。そうした仕事をするために税金を徴収している訳ですから、袋代への上乗せは税金の二重取りです。そういうことで、ごみ袋代値下げの署名活動を始めました。

〈場議員と私とそれぞれのエリアで始めたのですけれども、私の地元のエリアでは今100筆以上の署名が集まりました。100筆集めるには200軒くらい訪問して、玄関払いもちろんありましたけれども、200軒くらい訪問いたしました。

それで、住民のさまざまな声を聞くことができたんですけれども、私のエリアでは7月20日頃から8月末までに100筆余りの署名を集めたんですけれども、住民の方々といろいろ対話してみると、ご意見は千差万別で、高いとは思わないという方ももちろんおられました。その位は自分で負担しなさいとも言われました。そのほかに、高いとは思わないとおっしゃる方の中には、何もかも一緒にして出せるから助かる。東京ではそうはいかないということでした。布団などはただで出せるから助かると言っておられましたね。また、古くから住んでおられる方々は慣れてしまっているので、何とも思わないという方もおられました。リサイクルが進んでいる自治体から越してきた方で、一宮はリサイクルが進んでいないので、ごみ袋を安くするだけの署名はできないという方もおられました。

私どものアンケートは、ごみ袋代値下げとリサイクルの問題という、そういうアンケートだったもので、リサイクルのほうに重点を置かれた方ももちろんいらっしゃったことはいたし方ないんですが、ですからただ値下げだけの署名、アンケートはリサイクルと値下げについてですが、署名は一応ごみ袋代の値下げということで行いました。

リサイクルの進んでいるところから越して来た方のご意見を少し紹介させていただきます

と、鎌ヶ谷市というところ、これはプラマークのついている食品袋、それを燃やすごみと別のごみ袋で回収しているということでした。プラマークってご存じですよ。四角い、プラと真ん中に書いてあって、矢印でこうやって囲って、こうなってこういう、こういうマークです。見えるかな。そういう訳です。

それで、その方と話し終わってから、家に帰ってインターネットで調べてみますと、その方の住んでおられた自治体では、プラスチック用30リットルが20枚108円で売られているそうです。1枚にすると5円40銭ということになります。有料ですが安いです。また、そこでは燃やすごみが25リットル入りも20枚108円ということ、同じ値段ですね。燃やすごみのほうが5リットル少ないですけども、そういう訳でした。

そのほかアンケート用紙に、船橋市では金属のリサイクルの対象が多くて出しやすいと記入されたものがありました。一宮では燃えない不燃ごみに入れておりますけれども、フライパンとか、ああいう調理器具など、千葉市では細かく分けているということで、これもちょっと大変といえば大変と言われましたけれども、ティッシュの箱もトイレットペーパーの芯も資源ごみになるんだそうです。

ちょっと別の問題になるかと思いますが、私ども海岸の近くではごみの集積所に弁当の空きなども捨てていく人がいて、そのほうが困るといった意見もありました。

話を元に戻しますと、私が住んでいるところはよそから越してきた方が多いんです。さまざまな情報や意見を聞くことができるんですが、それで町長にあえて質問したいのですが、今まで住民とこうした問題について話し合われたことおありでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 渡邊美枝子議員のご質問にお答えを申し上げます。

私、ごみ袋の値段、あるいはリサイクルのシステムなどについて、個別には住民の皆様と話をすることで、伺ったことは多々ございます。ごみ袋値下げ、あるいはリサイクルに特化した会合というのを催したことはないんですけども、個々に町の皆様とお話しする機会、地区の総会へ出たり、あるいは個別にお目にかかったときなど、いろいろと伺う機会がございます。

ごみ捨て場をどう設定して管理するかというお話もよくございますけれども、その一方でごみ袋の問題、あるいはリサイクルの問題、これが断続的には確かに皆様の話題となっているということで、私も伺っておる次第であります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

それでは、ちょっと再質問させていただきます。

住民のご意見の内容を少しお聞かせいただけますか、それから広域の会議で発言できるのは町長だけですから、住民の声を広く聞く機会を設け、どうしたらいいのか、話し合っただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

リサイクルの問題にしても、住民の協力がなければ出来ないことなんです。先日も伺った先で、汚れたままのリサイクルごみが出されていて、かえって迷惑になるんじゃないかというご意見がありました。こういう問題は広報などで知らせたいということでした。こうした素朴な疑問も出るんですね。ペットボトルとか何か汚れたまま出しているというんです。これは迷惑じゃないかなという、そういうことも伺いました。

ですから、そういう問題をもっと住民と話し合っただきたいんですけれども、どうお考えでしょうか、伺います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 個々にお話しした中身では、私余りたくさんはつきり覚えていないところもございますが、例えばスプレーの缶について穴をあけるのか、あけないのかとか、そういうふうなお話、それから前にいたところよりは高いというお話も伺ったことがあります。

それから、リサイクルについては、今瓶と缶、それからペットボトルが集められているんですけれども、紙も集めていますね。それ以外のものは集めないのかと、もっと頻繁にそういったものの収集をして欲しいというふうな希望も伺ったことがあります。

個別にはさまざまあったと思いますが、なかなか一つには取れんしない皆様のご議論、先ほどおっしゃっていただいたことと同じことになりますけれども、皆様のご意見はいろいろな側面から私に寄せていただきました。

広域のほうですけれども、例えばこの値段の問題なんですけれども、私以前にもこの定例会の一般質問の中で、ごみ袋の値下げについての問題提起を広域の管理者会議などで行って欲しいというご要望をいただきました。私のほうといたしましては、町村会など機会を見て、必ずお話を提起しております。

ただ、全体として今私が議論を反すうしてみますと、袋の値段を下げた場合、その部分の処理費が皆様のご負担からそこが切り離されます。そうしますと、それは自治体の町負担金

のほうで賄わなければいけないということですので、結局は皆様の税金から今度は支出する。目の前で実際に捨てていただく方にご負担いただくのか、それともどなたと問わず税金でお払いするのか、これは実際にお捨ていただく方にお払いいただいたほうがいいんじゃないかという意見もございました。

それから、もう一つ粗大ごみにつきまして、これは実際衛生センターに参りますと、係員がおりまして、ベッドですとか机ですとか大きなものが運び込まれますと、全てハンマーでたたき壊して処理をしております。これが全く無料であります。この作業は、非常に私はコストがかかっているものだと思います。

こうしたところが無料でサービスを差し上げているということからしますと、このビニール袋だけで事を決めるのはなかなか難しいというのも私の考えであります。これはその他の組長さん方もそういうふうにおっしゃっておいりました。

この値下げ問題、関係市町村との協議が前提となります。また、ご要望につきましては、私のほうから折を見て、必ず問題提起はさせていただきますが、今申し上げたような議論が過去には行われていたということでもあります。

それから、リサイクルにつきましても、リサイクルはもしさらにリサイクルのシステムを細分化していくとなりますと、その対応を広域のほうできちんと確立しなければいけません。これに対する人件費、その他の支出もきちんと算出した上でないと、なかなか総論としては賛成でも、実際に各論で賛成というのが難しい局面もあろうかと思えます。このあたりも今後広域のほうへ私も問題提起をさせていただきながら、議論をしていきたいと思う次第であります。ただ、なかなか一朝一夕に展望が開けるといってもないかなという感触があるところが正直なところであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

先ほどごみ袋を安くすると、税金の負担が住民が負担するとおっしゃいましたけれども、これは税金の率が変わるんじゃなくて、税金の使い道の優先順位が少し変わるということですね。別に住民の負担が高くなるというわけじゃないと思えますけれども。

それで、リサイクルの問題にしても、住民の力をいただかないと、これはできない仕事だと思うんですね。ですから、こういう問題もごみの問題って大変奥深いんですよ。私もいろ

いろな住民の方と話を伺っていてそう思いました。ただ単に安くしろじゃなくて、それだからただ単に安くしろという質問じゃなくて、こういう質問にしたんですけれども、ですから住民の方とこういうことを話し合う機会を十分に持って、これからもこの問題に取り組んでいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

一宮では、新にこにこサービスと福祉タクシーの制度があります。これはずっと続けていただきたいのですが、新にこにこサービスは町外に出られないですね。事業を行わない日もあります。1日前に予約するという手続もあります。これはこれで仕方がないと思うんです。福祉タクシーは重度の方でないとは利用できません。これは介護タクシーだから、これはこれで仕方がないと思うんですけれども、そこで福祉タクシーの制度をさらに発展させていただきたいと思うんです。福祉タクシーって、これを介護タクシーではなく、一般のタクシーにも発展させていただいて、普通の方が町外に出るためにつくっていただきたいんですね、新しい制度を。

例えば、長生村では70歳以上の運転免許返納者や若い方ですけれども、妊産婦も対象になった福祉タクシー事業があります。新にこにこサービスと重なる部分もあるとは思いますが、町の外に出るための対策として、町外限定のタクシー券を発行するというお考えはないでしょうか、お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、まず初めに新にこにこサービスと福祉タクシーの事業内容についてご説明いたします。

外出支援事業のいわゆる新にこにこサービスですが、原則1人で乗りおりできる65歳以上の方、身体障害者手帳をお持ちの方が利用できます。あらかじめ福祉健康課へ登録の上、前日の午後3時までの予約により、町内どこへでも送迎を行います。利用料金は無料で月8回、透析の方は16回まで利用することができますが、運行は平日のみでございます。業務は一宮町社会福祉協議会に委託し、シルバー人材センターを活用することにより、比較的経費を安く運行し、高齢者の雇用の確保にも効果的となっております。平成29年度決算額は電話受付事務員の賃金を除いた約460万円でございます。

次に、福祉タクシー事業は介護タクシー運賃の一部を助成するものでございます。

介護タクシーとは、介護の必要な方が乗り降りできるように、車椅子のまま乗り降りできるリフトやストレッチャーで横になったまま乗りおりできる装備を持つ車両で、町は介護タクシーの事業所と協定を締結しており、町外へも利用ができます。利用できる方は、要介護認定3以上の方、身体障害者手帳1、2級または3級で体幹、下肢、視覚に障害のある方、療育手帳が最重度または重度の方でございます。登録申請により介護タクシー利用チケットを交付しております。平成29年度決算額は約40万円でございます。

この2つの事業の内容を長生村と比較しますと、一宮町では妊産婦は対象者にしていませんが、自動車運転免許証返還者の条件はございません。また、長生村は要介護認定4以上に対し、一宮町は要介護3以上となっております。長生村の福祉タクシー事業と外出支援事業合わせた平成29年度決算額は、一宮町の約3.2倍の約1,600万円になり、平成30年度はさらに増加する見込みであると伺っております。

一方、近隣市町の条件は、一宮町が65歳以上であることに対して、年齢が70歳以上や75歳以上であること、高齢者のみの世帯であること、対象者が非課税者であること等、一宮町より利用条件が厳しく定められております。

高齢者が町の外に出るための対策として、町外限定のタクシー券発行の考えはとのご意見でございますが、長生村並みにこれを実施しますと、多額の予算を伴うことが想定されることから、新にこにこサービス事業との調整も踏まえ、また町の公共交通全体を考えながら、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

要望だけいたします。

町外に出られる交通手段ができていないと、運転免許証の返納もする気にはならないでしょう。今まで自分で運転して病院などに通っていた人が高齢になってから駅まで新にこにこサービスで行くとしても、電車を待って切符を買って慣れない電車に乗って、電車を降りてから、また慣れない道を歩くといった通い方に慣れることができるのでしょうか、そういうことを考えて、これは進めてほしいと思っております。

次の質問に移ります。

次は介護の問題で、ご家族の立場に立って負担軽減をお願いしたいんですけれども、1つ

目として介護保険の利用料軽減について質問します。

介護というのは大変お金がかかるものです。また、在宅で介護された方が精神的にも辛かったという話はよく聞きます。少し前までは、家族が介護をするのが当然のような考え方もありましたから、我慢しなさいと言われて、それが結構きつかったということはよく伺っています。

今はもちろん公的な介護がありますから、精神的な辛さも、公的な介護をできる限り利用して、介護を担う家族のストレスが少しでも軽減されたらと思うんです。ところが国民年金って少ないですよ。施設に入所できないくらい少ないです。お金がないから利用しないなどということはあってはならないんですね。それで、在宅であっても、利用料について町独自の減免制度がありましたら教えていただきたいです。

ちなみに、船橋市では利用者負担の40%が軽減される介護保険利用者負担助成制度というのがあり、22項目のサービスが対象になっています。

それと、2つ目として障害者控除の周知の徹底について伺います。

私は以前平成27年9月議会でこれは質問しました。それ以前にもく場議員が質問しているんです。

それで、今年社保協キャラバンというので伺ったんです。私ども押しかけて行ったという感じでやったんですけれども、そのとき今まで前は出来ていたのに、この周知の徹底が今回は出来てなかったんですね。そういう結果を見ました。

それで、今どのようなお知らせの仕方をしているのでしょうか。当時、私が質問したのは、介護認定の通知に同封して送るなどして、周知の徹底をしてもらえないかということだったんです。扶養していれば、特養などに入所をしても受けられますが、この制度を知っている方が余りいないんですよ。受けている方はご存じなんですけれども、これは家族の方も余り知らないようなので、どのようにしているか、ちょっと質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、1点目の介護利用料の減免制度についてお答えをいたします。

現在、町では介護利用料の減免制度はございません。

介護保険法の中では、町の一般会計繰入金については、介護給付及び予防給付に要する費

用額の負担は12.5%と定められています。また、平成29年度末現在1億4,650万4,000円の準備基金積立金がございますが、第7期介護保険事業計画策定時において、今後は高齢者の増加に伴い、介護給付費の大幅な支出増加が見込まれています。そのため、準備基金については介護保険料の値上げを最小限に抑えるために充てる必要があり、今回ご質問がありました利用者負担の減免を実施することは、事業運営に支障が出るおそれがあります。

なお、利用者負担が高額になった場合には、高額介護サービス費として、限度額を超えた差額分が追って利用者に給付されることになっています。具体的には、世帯全員が町民税非課税の場合は1世帯当たり2万4,600円、個人の場合には1万5,000円の限度額となっております。

続きまして、2点目の税上の障害者控除の周知徹底の件についてお答えいたします。

この制度は、一宮町障害者控除対象者認定書交付要綱に基づいており、身体障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、65歳以上の方で介護認定の際に主治医に依頼する主治医意見書、認定調査時に作成する認定調査票の両方にそれぞれ寝たきり度、認知症の進行度という項目があり、上記要綱で定められた認定判断基準を満たした場合に交付される障害者控除対象者認定書を税の申告時に添付することにより、障害者控除を受けることができる制度となっております。これまでは毎年確定申告時期の広報誌への掲載、ホームページ、住民税の申告書裏面の注意事項など、さまざまな方法で周知してまいりました。

今後はこれに加え、介護認定を受けている方全てに発送している介護保険負担割合証送付時に、障害者控除の概要を記載したものを同封し、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

介護保険利用料の減免の問題ですが、一宮町でも平成15年、だから15年前ですか、4月1日現在で、生計中心者が所得税非課税の場合、訪問介護は利用者負担が3%だったという資料がインターネットから出てきました。そういうこともやっていた時代があったということをご存知いただけますか。

それから、障害者控除ですが、これは大変わかりにくいんです。これは介護されている方とか、そういう方の税負担を公平にするための制度なので、これはぜひお知らせしてほしいです。介護されている方というのは、結構疲れ切っていますから、ホームページや広報とか

でお知らせしても、細かいことは考えたくないものなんです。ですから、介護認定を受けている方を扶養している家族が利用できる税の控除ですが、これは実感がわかないんでしょうね。だからこそ、わかりやすくお知らせしなければならないと思います。

ですから、介護関係の通知と同封するのが一番わかりやすいと思うんです。ですから、またこの介護認定のときに同封することをお願いします。何年か前にこれはやってもらっていたんですね。ですから、そんなに難しいことを要求しているわけじゃないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 要望でいいですか。

○3番（渡邊美枝子君） だって、やってくれるということだから要望です。

次の質問、次は通学路の安全対策で、私はこれは交通標識とか、そういうものに限った質問ですが、中の橋通りの十字路で通学路にもなっている場所があるんです。この場所の安全対策について、16区とかからも要望が出ていると思うんですが、出ているとしたらどういう内容か、教えていただきたいのが一つと。

私も要望を伺っているんです。それは交通標識のとまれの標識が潮風とか何かで、色がなくなっちゃっているんですね。色が落ちちゃっていて、真っ白になっちゃっているんです。ですから、かえって見苦しいし、さっぱりわからないし、それを何とかしてほしいということと、ミラーがありますよね。そのミラーの下に注意と書かれた表示あるんですけども、それがさびついちちゃっていて、何が書いてあるか分からないんです。そういう標識を新しくすれば、通行する方々もいろいろ気をつけることになるからいいのではないか、そういうことを進めて欲しいという、そういう素朴な要望なんです。

私としては、あそこは押しボタン式の信号をつけてほしいとか、赤色灯をつけるという案もあるんですけども、押しボタン式信号がつかないのかと思って警察に伺ったこともあるんですが、そうしたことをどうお考えか、お聞かせください。

2つ質問しました。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 通学路の交通安全対策についてですが、カーブミラーの注意看板がさびている。とまれの標識が薄くなっているという2点の要望が出ています。

カーブミラーの注意看板は交換する予定です。とまれの標識及び横断歩道関係は警察の管轄であり、警察に改善要望してまいります。押しボタン式信号ですが、役場下の信号との距

離や退避箇所の確保が難しいなど、信号機設置は難しいと聞いております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

それでは、要望いたします。

注意という標識、あれは新しくつくっていただけるということですので、それはお願いいたします。

それで、この標識、三角形のとまれのあれは警察ですので、私も機会あるごとに警察には要望してきましたが、担当課からの要望もお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、あすの会議は午後2時から行います。よろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後 4時02分

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

9 月 19 日 （ 水 ）

平成30年第3回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

平成30年9月19日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	志田延子
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爇場博敏
15番	藤井敏憲	16番	吉野繁徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計管理者	鶴岡治美	教育長	町田義昭
総務課長	大場雅彦	秘書広報課長	渡邊高明
企画課長	塩田健	税務課長	秦和範
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	鶴岡英美
都市環境課長	土屋勉	産業観光課長	小関秀一
オリンピック推進課長	高田亮	保育所長	小安栄子
教育課長	峰島勝彦		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 関谷智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 認定第1号 平成29年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第二 認定第2号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第三 認定第 3号 平成29年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第四 認定第 4号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第五 認定第 5号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第六 報告第 1号 平成29年度一宮町健全化判断比率について
- 日程第七 報告第 2号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第八 議案第 1号 一宮町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第九 議案第 2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定について
- 日程第十 議案第 3号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第十一 議案第 4号 平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十二 議案第 5号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十三 議案第 6号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十四 発議第 1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書

開議 午後 2時02分

◎開議の宣告

○議長（吉野繁徳君） 皆さん、こんにちは。

昨日に引き続きまして、お忙しい中ご参集ご苦労さまでございます。本日もよろしくお願
い申し上げます。

ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の
会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元にお配りしてございます。これをもってご了承願います。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） これより日程に入ります。

日程第1、認定第1号 平成29年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とい
たします。

提案理由の説明を求めます。

なお、説明者に申し上げます。

本認定案については、事前に決算書及び決算説明資料を配付しております。決算書の備考
欄には詳細な説明が記載されておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、認定第1号 平成29年度一宮町一般会計の歳入歳出決
算についてご説明申し上げます。

それでは、お手元にお配りされています平成29年度一宮町決算資料、このA4の横のもの
ですね。青い見出しで一般会計と書かれたところをお開きください。2枚めくっていただき
ますと、右下に一般会計2と書かれたページになります。

この表の中の上のほう左から見ていただきますと、款がありまして、その次に予算額、次
の収入済額、この収入済額とこの右のほう行っていただきまして、対前年度増減率、主にこ
の欄で説明させていただきます。

今見ていただいている一般会計2の資料でございますが、一般会計の歳入状況になります。合計欄、一番下になりますが、収入済額合計で48億9,398万3,000円、前年度と比べ2億67万円、率にして4.3%の増加でございます。歳入のうち主なものを説明させていただきます。

1款の町税につきましては、歳入の29.4%を占め、財源の柱であります。納税義務者の増加に伴い、町民税が増額となったほか、住宅、アパートなど、新築家屋が増加したことで固定資産税が増額になるなど、前年度に比べ3.4%、4,789万4,000円増加の14億3,679万円でございます。

10款地方交付税は歳入の23.5%を占め、前年度に比べ3.8%、4,592万1,000円減少の11億5,119万4,000円となりました。これは普通交付税の算定対象になっている包括算定経費が単位費用の見直しにより減少したことに加え、町税の増加に伴い交付税算定上の収入額が増加したことにより交付税が減額算定となったものでございます。

14款の国庫支出金につきましては、前年度に比べ3.2%、1,501万6,000円増加の4億8,727万円でございます。これは、商業環境整備事業などの地方創生関連交付金事業の終了による減額要因もございましたが、保育所民営化に伴う児童福祉費負担金や道路新設改良事業に対する防災安全社会資本整備総合交付金の増加により、国庫支出金全体で増額となっております。

15款の県支出金につきましては、前年度に比べ31%、1億5,245万3,000円減少の3億3,925万4,000円となりました。これは保育所民営化に伴う児童福祉費負担金など、増額となる要因もございましたが、一宮どろんこ保育園施設建設に対する保育所等整備交付金事業の終了に伴う減額が主な要因となり、県支出金全体で減少となったものでございます。

18款の繰越金につきましては、前年度に比べ2億1,527万3,000円増加の3億205万1,000円でございます。これは保育所整備基金繰入金は減額となりましたが、財源調整のため財政調整基金から1億9,950万8,000円を繰り入れしたほか、公共施設整備基金、豊栄基金からの繰り入れの増加により、繰入金全体で大幅な増額となったものでございます。

歳入の最後に21款の町債になりますが、前年度に比べ23.5%、4,260万円増加の2億2,350万円でございます。これは駅前観光拠点施設整備事業や町道1-7号線道路改良事業の財源に地方債を発行したことにより増加となったものでございます。

次のページ、一般会計3と書かれた表をごらんください。

こちらは歳出の状況になりますが、総額45億3,804万4,000円、前年度に比べ2.5%、1億1,162万円の増加でございます。こちらでも歳出のうち主なものを説明させていただきます。

2 款の総務費につきましては、商業環境整備などの地方創生加速化事業の終了による減額要因もございましたが、今後の公共施設整備のために公共施設整備基金に積み立てしたほか、駅前観光拠点施設建設に係る地方創生拠点整備事業の増加などが要因となり、前年度に比べ 1 億8,009万1,000円増加の10億9,262万8,000円となりました。

3 款の民生費につきましては、保育所民営化に伴う施設型給付費や障害者自立支援事業などの増加要因もございましたが、保育所整備事業の終了により前年度と比べ 1 億9,245万4,000円減少の11億4,928万6,000円でございます。

4 款の衛生費につきましては、長生郡市広域市町村圏組合に対するし尿処理建設に伴う負担金の増加が主な要因となり、前年度から4,690万5,000円増加の 4 億4,958万3,000円でございます。

9 款の教育費になりますが、小中学校のエアコン借り上げ事業やスポーツ振興くじ助成金を活用した G S S センター床改修事業が主な要因となり、前年度から2,544万円増加の 2 億8,511万4,000円でございます。

続きまして、黄色い冊子、決算書の260ページをごらんいただきたいと思います。

1 の歳入から 2 の歳出を差し引いた額は 3 億5,593万9,000円で、そこから一宮排水機場補修事業など、繰り越しました事業の財源を差し引いた実質収支額、こちらは 2 億2,652万5,000円でございます。

最後に決算書の414ページをごらんください。一番後ろのページになります。

こちらは各基金の残高でございます。29年度中に全体で7,390万7,000円減少し、19億6,305万3,000円の残高となっております。特徴といたしましては、表の中段、ふるさと納税による一宮町ふるさと応援基金の積み立てや中段やや下になりますが、豊栄基金、こちらが駅東口開設基本調査委託事業により減少したこと、また28年度決算におきましての決算剰余金、こちらを今後の公共施設の長寿命化に向けた改修などを見据え、公共施設整備基金へ積み立てしたこと、またそれにより財源調整のため、1 行目の財政調整基金の取り崩しが大きく、基金全体で減少となったものでございます。

決算の状況は以上になりますが、前年度の決算審査特別委員会から要望のありましたことにつきましてご回答申し上げます。

まず、要望事項、一般会計におきましては 2 点ございました。

1 点目、町営住宅使用料の収入未済額については、過去 5 年間を見ても毎年増加の一途であると、負担の公平性を確保する上からも収入未済額の解消は重要であり、加入者の生活実

態等を十分考慮した上で、収入未済額の解消に努められたい。

回答ですが、家庭環境や身体的問題で納付いただけない方のほかに、悪質な滞納者もおります。滞納理由を詳しく調査し、悪質な滞納者には保証人に相談するなど、厳しく徴収するとともに、徴収する職員の意識改善にも努め、徴収額の目標を持って取り組んでおります。

2点目、町道1-7号線は町の重要な幹線道路である。2020東京オリンピックを控えた中で、全線の拡幅完了は、用地買収や町の財政状況から大変難しいと思われるが、早期の完成を要望するというものです。

回答になります。

船頭給交差点から終点の旧県道まで、総延長が1,300メートルある中で、第1工区の640メートルを完成するのに平成24年度より調査設計にかかり、7年を必要とする予定ですので、残りの第2工区の660メートルを完成させるには、同年数くらいは必要かと考えておりますという答弁でございます。

以上で終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまです。提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、事前に通告をいただいておりますので、通告順に従いこれを行います。

初めに、藤乗一由君の決算に対する質疑を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

それでは、通告で出ささせていただきましたものに沿いまして質問を続けて、まとめて一般会計についてだけ先にさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、2款1項12目の決算書93ページに当たりますが、防災行政無線管理運営事業、これに当たるものです。

内容としまして、1点目、防災行政無線の更新工事並びに戸別受信機とされていますが、これらはそれぞれ今後採用されるとされているデジタル化対応、これに当たるものなのかどうかということです。

また、資料によりますと、戸別受信機は100台となっておりますが、既に配布済みのものかどうかということ。それから、デジタル対応機でない場合には、今後移行期間中に無駄になってしまうということも考えられるわけで、移行期間を経てその後新しい機種にかえなくてはならないということも、あり得なくはないというふうに考えたものですから、ここに

どんな状況かということをお聞きいたします。無駄にならないのかどうなのかということですので。

2つ目としまして、これは29年度のことでないんですけども、最近放送施設に不具合があったということをお聞きしています。これはどのような状況であったのかと、それから保守点検、これが確実で、あるいは不十分でなかった場合、災害時の対応に不具合を生じるという問題が発生する可能性もございますので、その点はどうかということをお聞きしたいと思います。

次の項目ですけれども、2款1項16目の決算書の95ページに当たります。サーフォノミクス関連事業となっているところ、この内容について具体的にどのようなものなのかということについて説明をお願いいたします。

次です。

同じく2款1項17目、97ページになります。

防犯対策事業として防犯カメラ設置工事、これを行っておりますけれども、これは予算のときにご説明いただいた中で、区の要望として設置するというお話だったというふうに記憶しております。この機器の管理、あるいは画像の管理、あるいはその画像の確認とか、そういったことはどういう形でどこで誰が行っているのかということについて、現状についてお伺いしたいと思います。

次です。

同じく2款1項19目、101ページになりますが、駅前観光施設整備事業、この中に観光拠点施設原材料費というふうになっているんですけども、この原材料費というのがどんな目的のために、何を購入するためのものなのかという点についてご説明いただきたいと思います。どういう意味なのかということです。

次にまいります。

次は4款1項2目、決算書で149ページに当たります。

予防接種事業、委託料とありますが、予算の段階では3,400万円余りというような金額になっておまして、270万円余りで想定よりも約8%の減額というふうになっております。その減額になったということはよいことでもあるんですけども、これについて1つ目としまして、少なくなった要因、これについてご説明ください。

2つ目としまして、想定より減ったということが予防効果の上で予防効果が上がっているのか、あるいは予防効果の面でマイナスになっているのかというようなことについて、医療

現場からの意見、データ、こういったものが、あるいは報告などといったものがあるんでしょうか、客観的なものがありましたらご報告いただきたいと思います。

もう一つ3点目としまして、この予防効果の面で、その情報等からいま一つであったなどという状況があった場合には、より一層受診率のアップを図る必要があると思います。その点はどうかということについてお答えください。

次の項目に行きます。

次は5款1項3目、決算書で165ページに当たります。有害鳥獣対策事業という項目ですが、予算額では160万円余り、決算額は125万9,000円余りという形で減額になっております。

そこで、有害鳥獣の駆除、これの実態はどのようになっているのでしょうかということですね。有害鳥獣自体が減少傾向で、そのために減額になったというのであれば大変喜ぶべきことなんですけれども、その辺のところ把握されているのか、現状はどうかということにつきまして、1つ目、予算額との開きの要因は何でしょうかということ、2つ目、捕獲や駆除が想定より進まないというような実態によるものなのかどうかということ、3つ目、29年度の被害状況や害獣などの繁殖実態、こういったものはどのようなものなのか、どんな状態かというのを把握されていたらご説明いただきたいと思います。

次の項目にまいります。

6款1項3目、決算書で181ページです。

観光イベント開催事業という項目ですが、ここに2つのイベント挙げられておりますが、それぞれの目的、それと効果についてご説明いただきたいと思います。

次の項目にまいります。

7款4項3目、194ページに当たります。

公園事業費、都市公園等維持管理事業となっておりますが、ここで対象となっている公園、これはどこに当たるものなのでしょうかと、そして洞庭湖、憩いの森、海岸広場の管理は含まれているのかどうかという点についてお伺いします。

次にまいります。

9款4項1目、239ページに当たります。

文化財保護事業として、高藤山の草刈り清掃委託料とありますが、年間何回の草刈りを行っているのかと、またその目的についてご説明ください。

次です。

9款5項4目、251ページ、G S Sセンター管理運営費、その中の特殊建物建築検査委託料という項目がございますが、この特殊建物建築検査というのがどのような業務を指しているのかということについてご説明ください。

最後に10款2項1目、253ページですが、土木関係災害復旧事業、その中の道路工事等がありますが、この場所、それから必要となった経過、内容についてご説明いただきたいと思っております。

以上、12項目ありますが、それぞれ各ご担当のほうからよろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質疑が終わりました。

答弁を願います。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、1点目の防災行政無線更新工事と戸別受信機の関係についてお答えいたします。

最初に、防災行政無線更新工事になりますが、こちらは電波法の規制により、現在町が利用しているアナログ波が平成34年11月以降利用できなくなることに加え、昭和60年に設置した屋外子局の老朽化が著しいこともあり更新したもので、内容といたしましては、完全デジタル化にも対応できるよう整備したものでございます。

一方、平成29年度購入の戸別受信機につきましては、アナログ専用ですので、役場基地局からアナログ波とデジタル波の両方を発信している間は利用できますが、将来的に完全にデジタル化した際には利用することはできません。

なお、平成29年度購入の100台につきましては、既に貸与済みであったアナログ用受信機の老朽化による交換が中心であり、既に全てが配布済みとなっております。

続きまして、2点目の最近の不具合の関係になります。

去る7月28日、台風12号が接近した際に強風による倒木が原因となり、役場庁舎を含む町内3,300世帯が停電となりました。防災行政無線につきましては、停電時の対策として代替の電源となる無停電装置、UPS装置を備えておりますが、その際の停電がUPSの能力を上回る3時間にも及ぶ長い停電となったため、非常用発電機による電源供給に切り替えるまでの間、一時的にはありますが、電源を失い、放送することができなくなったものでございます。

現在ではその際の不具合を教訓に、UPSの能力向上や非常用発電機へのスムーズな切り替え方法を再確認し、改善を図ったところでございます。

続きまして、防犯カメラの件でございますが、こちらは平成29年4月に防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を定めた上、小中学校の通学路を基本に、不審者情報があった場所や人目につきづらい場所を選定し、順次防犯カメラを設置しているところでございます。

ご質問の管理や画像確認など、運用面につきましては、要綱に基づき総務課長が管理責任者に、総務課の担当職員が管理取扱者となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 次、答弁求めます。

塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） それでは、サーフタウンプロモーション委託料の具体的な内容ということについてお答えいたします。

この委託料につきましては、株式会社電通東日本に委託し、一宮町での暮らし方、働き方を提案するプロモーション動画、SURF & WORKの制作、一宮町の多面的な魅力をホームページ閲覧者に効果的に伝える対談企画を3回行い、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略として掲げている一宮版サーフォノミクスの一環として開設した「サーフィンと生きる町。」のホームページを拡充することで、一宮町の魅力をより効果的にプロモーションできる内容にする事業でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 次、答弁願います。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、私のほうからは2点ほど答弁いたします。

まず、2款1項19目観光拠点施設原材料費、これはどういう意味でしょうかという点でございますけれども、これはサーフボードの収納ラック、これをつくるため購入した資材の費用でございます。

2点目が観光イベント開催事業、こちらが上総国一宮まつりの委託費、それと納涼花火大会の委託料についての目的、効果について説明をということでございますけれども、まず1つ目、上総国一宮まつりでございますが、玉前神社を中心とした十二社祭りの前夜祭として開催するイベントで、参加者は町内外から集まります。去年はアトラクションの部で526人、踊りの部で928人が参加し、華やかに繰り広げられました。また、屋台のほか商店や商工会、体育協会など、バラエティーに富んだ出店もあり、来場者には楽しんでいただいております。このイベントにより観光客を誘致し、経済効果を高めるというものとしているものでござい

ます。

さらにこのイベントは、上総おどりの伝承や参加する小中学校及び一宮商業高校の児童生徒にとっての日ごろの成果を発表する場ともなっており、教育的な面も加味した総合的効果を目指すものであります。平成29年は42回目の開催でしたが、来場者につきましては町民への周知のほか、インターネットによる情報発信により、およそ3,500人が訪れております。

2つ目として、一宮町納涼花火大会でございますが、真夏の風物詩となっており、およそ4万5,000人を集客する町最大の観光イベントとして行っております。注目度の高さは、観光協会のホームページアクセス数において顕著にあらわれております。はまぐり祭りや地引網が300から400件に対し、花火大会は1,930件ございました。花火大会は注目度が高く、最も集客力のあるイベントであることから、観光協会ではこのイベントをさらによいもの、効果の高いものにしようと活発な意見交換が行われております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 次、答弁願います。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、予防接種事業につきまして3点ほどお答えをいたします。

1点目でございますが、予防接種事業の減額の要因を説明させていただきます。

予算額と決算額の差が約270万円のうち、約70%は小児の予防接種での不用額となっております。小児の予防接種は保護者の同意が必要ですが、小児期では予防接種を希望しない保護者がいます。また、乳児期の接種率は高いのですが、幼児、小学生と年齢が上がるにつれ接種率が下がっております。

高齢者の予防接種ですが、定期予防接種、肺炎球菌とインフルエンザは見込み人数の95%は接種されています。しかし、定期での肺炎球菌予防接種が接種していない方の任意での接種を100人と見込んでおりましたが、接種した方が42人でしたので、その分が不用額となっております。

続きまして、2点目の予防効果についてですが、感染症の予防効果については町内で予防接種の対象となっている感染症の集団的な発生がないため、予防接種の効果はあると判断しております。

また、客観的なデータといたしましては、千葉県長生健康福祉センター事業年報によりま

すと、茂原市、長生郡内で平成26年度から定期予防接種を始めた水痘、水ぼうそうでございますが、その発生件数は平成25年度52件、平成26年度90件、平成27年度89件、平成28年度は28件、平成29年度は32件と、明らかに発生件数の減少が見られています。

続きまして、3番目でございます。

受診率アップについてでございますが、今後も予防接種受診率を向上するために、個別通知、ホームページや広報等でも周知いたします。さらに、小児については予防接種日のお知らせ機能を備えた一宮町モバイルサービス、「Cあわせこそだて」の登録を推進するとともに、乳児相談や幼児については、健診の際に予防接種の接種状況を確認し、接種漏れのないよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 次、答弁願います。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 有害鳥獣対策事業の予算額と決算額の開きの要因についての質問ですが、大型獣捕獲に対する報奨金は、一宮町被害防止計画の捕獲計画数に基づき、千葉県野生獣管理事業補助金を活用、捕獲頭数を予算計上しています。

平成29年度一宮町被害防止計画の捕獲計画数は、イノシシ50頭、ニホンジカ5頭、キョンが10頭で、捕獲及びとどめ刺し、死体処理に対する報奨金は各1頭当たり1万円の65万円で予算計上いたしました。それに対する捕獲頭数がイノシシ33頭、ニホンジカ2頭、キョン1頭の合計36頭のため、その差額になるものです。

次に、捕獲駆除が想定より進まないということなのだろうかとの質問ですが、平成28年度の大型獣の捕獲頭数はイノシシ18頭、キョン2頭の計20頭です。平成29年度はイノシシ33頭、ニホンジカ2頭、キョン1頭の計36頭で、報奨金制度の開始をした結果、捕獲駆除が以前より進んでいるといえます。

最後に29年度の被害状況、害獣などの繁殖実態はどのようなものか、把握していたらという質問ですが、平成29年度農作物の被害状況は、イノシシによるものが被害面積180アール、被害金額63万円、アライグマ、ハクビシンの小型獣によるものが被害面積360アール、被害額130万円です。また、害獣などの繁殖実態は、申し訳ありませんが、まだ把握はできておりません。

続きまして、都市公園等維持管理事業につきまして、対象となっている公園はどこにあるかということと、洞庭湖、憩いの森、海岸広場の管理は含まれていないのでしょうかという

質問ですが、都市公園法に定められている公園事業費の対象となっている公園は、舞台公園、望洋公園、城山公園、東野北公園、東野南公園となります。また、洞庭湖、憩いの森、海岸広場の管理は含まれておりません。

次に、土木関係災害復旧事業につきましては、場所と必要となった経緯、内容についての質問ですが、平成28年9月に発生しました台風16号の影響により、細田池の東側で道路の崩落がありました。災害の国庫補助申請をし、国の災害査定を12月に受けたため、工事の発注が1月であり、年度内の完成が難しかったため、繰り越しをしたものです。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を願います。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、藤乗議員の2点の質問について答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

高藤山草刈り清掃の年間の回数及びその目的についてでございます。

高藤山の草刈り清掃は年2回実施しております。時期については9月と2月です。また、その目的については、町文化財指定となっております高藤山城址と古蹟の碑周辺の環境整備や歩行路の安全性の確保のために行っております。

2点目でございます。

特殊建物建築検査委託の業務内容についてでございます。

G S Sセンターの特殊建物建築検査業務委託は、建築基準法第12条各項、第1項特定建築物、第3項防火設備、建築設備、昇降機など、毎年もしくは数年に一度義務づけられている建築物の調査のことです。

検査、調査内容は、建築物の設備等の異常に起因する人的、経済的な事故並びに損失を事前に防ぐために、建築士などの資格を有する者、講習を受講してその資格を得た者が毎年、もしくは数年に一度、定期的に異常がないか、調査、検査を実施し、異常が確認されれば管轄する機関を経て行政庁に報告するほか、所有者、管理者に是非を求め、改善を進めることで建物や設備の安全を維持し、第三者に調査、検査の内容を安全であることを公表を目的としたものであります。町では3年に一度実施しております。次回は平成32年度に実施予定でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

幾つか簡単な再質問というか、お聞きしたい点がございます。

1点目ですけれども、防災行政無線、これに関するのですが、デジタル化が4年後を控えて、現状でこのデジタル化への移行、要するに放送施設は既に工事が始まっているということですが、受信機のことですが、いつごろから動き始めるものか、そういう計画があるのかどうかということです。

なお、聞くところによりますと、デジタル機の場合には従来機よりも相当高いと、1台当たりの価格が5万円程度ではないかというふうにお伺いしております。仮に4,000台ですと2億円ということになりますので、4年間の間に2億円という負担は非常に大きいものがあります。そうしますと、これに対する補助制度などというものが存在するのかどうか、現状でわかっている範囲で教えていただきたいと思います。

次に、サーフォノミクス関連事業のことなんですが、プロモーションをしているということなんですけれども、今後海外の方もホームページ等をごらんになるというケースも相当多いと思います。

インバウンドということを念頭に入れていらっしゃるというふうに思いますので、プロモーションを進めるためには、ホームページの多言語化というようなことも念頭に入れて、早急に進めていただくべきではないかなというふうに思うんですが、その辺のところはいかがでしょうかということです。

次に、防犯カメラに関してなんですけれども、現状では総務課のほうで総務課長を中心とされて管理されているということですが、今後子供の見守りだとか交通安全だとか、そういった面も含めてさらに台数をふやすということになると、5台、10台という程度の場合だったら現状でいいんでしょうけれども、増えた場合のことを考えると、管理の仕組み、そうした担当というものをもっとしっかりとつくった上で、管理のルール、これは機器の管理もそうですが、画像の情報データといったものの管理のルールもしっかりとした形でつくられるべきではないかなというふうに思います。

今後のそうした想定も踏まえて考えていただきたいんですが、それについて現状で何らかの考えがあるのかどうか、ないようでしたら今後準備をしていただきたいと思うんです。

が、いかがでしょうかということです。

次に、観光イベント開催事業、これについてですけれども、2点の観光イベントについて挙げていただきました。参加者、あるいは観覧者、非常に多いということなんですけれども、その内容、現状について、町外者がどのくらいであるのか、あるいは花火大会などはかなり広域からご覧になる方がいらしていると思いますが、どのような状況なのかということを中心に情報を集めた上で、経済効果にもっと繋げられるようにしていただきたいと思うんですけれども、そうした情報収集が十分されているのかどうなのかということをお聞きしたいです。

そして、それによって、例えばイベントの前の時間帯に2時間、3時間と町の中に滞在していただくことができれば、飲食店、こういったところでお金を落としてもらえるように十分つながるはずですね。ですから、そういった方策を当然観光協会などと相談はしているんだと思いますけれども、そういった方策に繋がるように町としても考えていっていただきたいと思うんですが、まずは情報収集とその方法についての検討、どんなふうにお考えでしょうかということなんです。

さらに高藤山の草刈り清掃、これに関してですけれども、史跡その他について散策されている方というのをよく見かけます。

それで、これは簡単ですけれども、そういう散策している方とかのご意見とか集めていらっしゃるのかどうなのかということが現状であるのかどうなのかということがお聞きしたいところです。

これに関しては、現在駅前に観光案内所等、あるわけですから、そこを立ち寄る、通過する方にお聞きすると、意見を聞き取るということも可能だと思いますので、そういったことも含めて、もしそういった情報収集がないようでしたら検討して、できるだけ進めていただきたいというふうに思います。

以上が再質問に当たると思います。

○議長（吉野繁徳君） 再質疑終わりました。

答弁願います。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 防災行政無線の関係につきましてですが、昭和60年に設置したもので、現在議員がおっしゃるとおり、現在の防災無線につきましては過渡期に来ていると、今担当のほうも、それこそ今2万円台で購入できる受信機、デジタル専用にしますと5万円

を超える金額になります。今後どうしていこうかという検討を早い時期に回答というか、方針を決めていかなければならないというのは十分認識しておるところでございます。

これにつきましては、最近になりました今スマホがお年寄りの方も持っているという状況の中で、戸別受信機がなくてもスマホで受信ができるようなシステムも開発されていると、業者のほうからこういうのはいかがでしょうかということである状況でありますので、その辺も含めまして、早い時期に方針を決めたいというふうに考えております。

また、防犯カメラにつきましては、29年度から始めたばかりで、管理の仕方とかいうものは、今後どうしていこうかというのは、まだ何も決まっておりませんが、今、議員からありました意見、十分参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 次、答弁願います。

塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） 「サーフィンと生きる町。」のホームページの多言語化ということでございますが、現在のホームページのこの拡充についても決算額で260万円等がかかっております。これをさらに多言語化といいますと、費用の面でどれくらいかかるのか、また現在のアクセス数や利用している方の情報等を整理しないと、一概に多言語化が必要かどうかわかりませんが、その辺を精査した中で、可能であれば多言語化についても検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉野繁徳君） 次、答弁願います。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） まず、イベントについての情報収集の検討ということですが、実際のところイベント来客の方々、これらの実態については調査は行っていないのが現状でございます。いろいろな調査の形あると思っておりますけれども、費用も伴うでしょうし、今後実行委員会、あるいは観光協会ともちょっと相談して、その辺検討していきたいと思っております。

また、どちらの2つのイベント、片方、お祭りについては午前中、そして花火大会については日中、イベントまでのあいた時間があるわけで、その間に誘致をということでございますけれども、それぞれ実際運営していく中で、ほかに誘客するというのを同時にやるというのは、ちょっと難しいところが多いと思っております。その辺もあわせて今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） 藤乗議員の地主との調整についてのことなんですけれども、町の指定文化財、頂上まで行くまでの町道になりますので、教育課としては道の整備、また状況や環境整備については、地主の方と毎年相談のほうをした中で、毎年町道については整備のほうを行っております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 再質疑に当たり答弁が終わりました。

何かありますか。

渡邊秘書広報課長。

○秘書広報課長（渡邊高明君） 先ほど再質の中で、ホームページの多言語化ということで再質ございましたが、現在町のホームページにつきましては、グーグルの機械翻訳ということで今年予算を計上しております。ホームページに載っている内容につきましては、この多言語化のほうは機械翻訳でございますが、少しずつちょっとその辺の整備は行っている状況でございますので、そちらのほうもちょっと追加で答弁させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 高藤山の件について、ちょっと答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

どんな方が来ているか、調査しているのかというようなことでございますが、これは町外から来て、登山者のように登山者名簿に記入するとか、そういうような状況ではありませんので、どこから来て、どういうふうの高藤山に行くかということについては、申し訳ございませんが、ちょっと把握はできていないということでございます。

ただ、高藤山に登ってこういうことで気がついたよというようなことについては、年間何件かお電話等で情報を送っていただいておりますので、それに伴ってこの草刈り事業なんかもやっていると、そういうような状況でございます。

さらに、あそこも史跡として結構訪れる方も、ルートとしてこれから設定すれば増えていくというのではないかというふうに思いますので、整備してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

意見、提案という部分で、幾つか二、三させていただきます。

予防接種に関する件なんですけれども、これは担当課長とお話しした中でも一部お話ししましたが、予防接種そのものによってそれなりの効果を上げているようだというようなご報告でした。

その前提におきまして、より一層予防接種を活用していただくということで、ご高齢の方も、若いお父さん、お母さん方に対しても、意識啓発ということで、より一層効果を上げられるような形で受診していただくように、方向づけをできるように工夫をしていただきたいと思います。

次に、有害鳥獣の件なんですけれども、今回29年度でニホンジカも駆除されているというような報告、キョンの出現、確認というのめかなりあるようですけれども、キヨンなどの場合、感染症というような問題もあるというふうなお話も聞くことがございますし、鹿の場合にはヤマビルなどの問題もあると思います。そうしますと、かなりこれが繁殖した場合に、ヤマビル等があった場合には、なかなか山の中に入れないというふうな状況にも、これからなってくるおそれもあるというふうに考えられますので、できるだけこういった情報をたくさんとっていただいて、駆除の効果が上がるようにしていただきたいなというふうに思います。

また、これらがアライグマなどについては、ハクビシンもそうですけれども、家屋被害、あるいは人的被害というものを及ぼすというケースもかなりあるというふうな報告があると思います。こうした場合には非常に深刻なケースも考えられなくはないので、そういったことができるだけないように、事前に住民の皆さんにもできるだけ注意をしていただくという、これも意識啓発という部分なんですけれども、そういったところにもできるだけ力を入れていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

あと先ほど教育長のほうでご説明いただいた部分なんですけれども、散策で楽しんでおられる方、私もよく見かけることはございます。多くなりますと、当然トイレですとか、そういった問題も出てくるかと思いますが、意見の中にも当然あると思います。その辺のところも、今後どうしたらいいかという検討の課題になると思うんですが、何らかのアイデアを住民の

方からもいただけるようにしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、藤乗一由君の決算に対する質疑を終結いたします。

次に、渡邊美枝子君の決算に対する質疑を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊でございます。

私は2つ質問ございますので、まず1つ目が3年間、平成27年から29年の実質収支額と基金の推移をお聞きします。

もう一点が29年度消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の使途の町の資料、これはインターネットで出てくるんですけども、その資料によれば、国民健康保険会計への繰出金が936万4,000円になっていますが、この金額は法定外繰出金となっていますかということをお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質疑は終わりました。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 初めに、1点目の平成27年度から29年度の一般会計の実質収支額については、平成27年度は2億2,216万5,000円、平成28年度は2億2,125万3,000円、平成29年度は2億2,652万5,000円でございます。推移につきましては、平成29年度は産地パワーアップ事業の補助取り消しに伴い額が増加しておりますが、予算精度の向上により減額傾向となっております。

また、一般会計に係る基金残高につきましては、平成27年度は18億473万円、平成28年度はふるさと応援基金や豊栄基金への積み立てにより、前年度から8,336万5,000円増加の18億8,809万5,000円、平成29年度は財政調整に伴い、財政調整基金を取り崩したため、前年度から1億2,053万3,000円減少の17億6,756万2,000円となっております。

なお、財政調整基金につきましては、災害など非常事態に備えるため、今後の残高管理に十分注意してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の消費税引き上げに伴う地方消費税増収分につきましては、急速に進展する少子高齢化の中で、国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国と地方の双方が担っている社会保障の財源を安定して確保するために、その全てを社会保障費の財源に充てることとされております。当町では、その使途につきましては社会福祉、社会保険及び保

健衛生の社会保障施策の財源としており、平成29年度地方消費税交付金の社会保障財源分は7,941万7,000円でございます。

また、社会保険の中に含まれます国民健康保険の社会保障財源は936万4,000円となっており、これは法定外の繰出金ではなく、低所得者の保険料負担の緩和や出産育児一時金の保険給付費などに対する繰出金の財源として使われております。

以上で終わります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

再質疑ではございませんが、一般会計が大変安定して推移しているということがわかりました。それに引きかえ、国保が余り充実されていないということもわかりましたので、以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、渡邊美枝子君の決算に対する質疑を終わります。

これにて認定第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 私は、認定第1号 一宮町平成29年度一般会計歳入歳出決算に反対の立場で討論いたします。

評価できる点は、小中学校エアコン設置事業631万円や英会話教室事業300万円など、子育て支援で努力している点です。

しかし、問題点として、第1に一般会計決算案では、実質収支と基金の合計額が過去3年間に約20億円と安定して推移しているにもかかわらず、貧困層を抱えている国保特別会計への一般会計からの法定外繰出金がゼロとなっている。これは問題です。

あわせて、地方消費税交付金の使い道、消費税増税分の使い道が福祉社会保障の充実のために使うという国の方針であるにもかかわらず、国保会計への法定外繰出金がゼロであり、国保、つまり社会保障の充実として使用されていないことは問題であります。

以上から、平成29年度一般会計決算案に反対といたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございませんか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田です。

私は、平成29年度一般会計決算認定を賛成討論したいと思います。

平成29年度一宮町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論いたします。

平成29年度決算は、歳入では財源の根幹をなす町税は町民税や固定資産税などの増加により過去最高の14億円台に推移した一方、もう一つの柱である地方交付税の減少などから、国・県補助金を積極的に活用したほか、各種基金の有効活用による財源補填が図られております。

歳出では、少子高齢化に伴う社会保障費の肥大化など、大変厳しい財政環境の中、町民から好評である事業は継続しつつ、東京2020オリンピック開催に向け、町の観光資源を生かし、地域の活性化を目指した駅前観光拠点設備事業や子育て環境をさらに充実させるための小中学校エアコン整備事業など、新たな事業に積極的に取り組まれた点など、町の発展に向けた意欲的な姿勢が十分にうかがえるものです。

総合的に見ましても、多様化する住民ニーズに十分配慮され、限りある財源が有効に生かされた29年度の町財政運営は、大いに評価できるものと判断いたします。

今後も持続可能な財政運営を目指し、必要性や有効性を厳しく検証した上で、これまで以上に事業の選択と集中に努めていただくことを願い、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、認定第1号 平成29年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、認定第1号 平成29年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第2、認定第2号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、認定第2号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書のほうで説明をさせていただきます。276ページをお願いいたします。

まず、平成29年度末の国保事業の状況でございますが、2,177世帯、3,757人が加入しております。町全体では世帯数で41.3%、加入者ですと30.2%の加入率となっております。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

1款国民健康保険でございますが、収入済額で言いますと前年度に比べて5.7%の減でございます。こちらについては、加入者数の減少等に伴いまして、総所得の金額も減少したことが大きな要因でございます。

次に、278ページをお願いいたします。

3款国庫支出金でございますが、医療費の実績に伴い療養給付費等負担金が減となり、前年度に比べ7%の減でございます。

続きまして、280ページをお願いいたします。

4款療養給付費等交付金でございますが、退職被保険者の減少によりまして、前年度に比べまして41.8%の減でございます。

5款前期高齢者交付金でございますが、こちらについては65歳から74歳までの方の医療費に係る交付金で、前年度に比べまして29.4%の増となっております。

6款県支出金でございますが、前年度に比べまして11.7%の増でございます。

こちらは次のページになりますが、県補助金、財政調整交付金の増によるもので、医療費の実績等が反映されるものでございます。

7款協働事業交付金でございますが、医療費の額に応じて交付されるもので、前年度に比べ10.5%の減となっております。

9款繰入金でございますが、前年度に比べ8%の増でございます。こちらは次のページになりますが、284ページです。一般会計繰入金ですが、出産育児一時金等の増が主なものとなっております。

10款繰越金でございますが、前年度からの繰越金となりまして、前年度に比べ33%の減で

ございました。

288ページをお願いいたします。

歳入合計といたしまして、予算現額18億575万4,000円に対しまして、調定額20億2,104万1,972円、収入済額18億4,293万385円、前年度に比べまして1%の増でございます。

290ページをお願いいたします。

続きまして、歳出をご説明いたします。

まず、1款の総務費でございますが、職員3人分の人件費、運営事務費、保険税賦課徴収事務費等で、前年度に比べ20%の増でございます。不用額につきましては、国保連合会への委託事務の取り扱い件数等の実績の減によるものでございます。

294ページをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、医療費に係る経費でございますが、10億3,710万6,540円で、前年度に比べまして1%の増でございます。不用額につきましては、支払いのほうに支障とならないよう、多目に計上をしているためのものでございます。

300ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金でございますが、前年度に比べ1%の増でございます。

302ページをお願いいたします。

6款介護納付金につきましては、前年度に比べ3%の減でございます。

7款協働事業拠出金でございますが、医療費実績や加入者数に応じまして国保連合会へ支払うものでございまして、前年度に比べまして2%の減となっております。不用額につきましては、医療費実績等によるものでございます。

その下の8款保健事業費でございますが、特定健診、人間ドック、脳ドック助成事業等に係る経費でございます。特定健診の受診者は1,200人、受診率は40.7%で、人間ドックと脳ドックは115件の助成のほうを行っております。不用額は受診者数の実績によるものでございます。

前に戻りまして、270ページをお願いいたします。

歳出の合計といたしまして、予算現額18億575万4,000円に対しまして、支出済額17億5,007万4,016円で、前年度に比べまして1%の減でございます。歳入歳出差引残額といたしまして9,285万6,369円となりまして、こちらにつきましては次年度への繰越金となりました。

説明のほうは以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

4点ほどお聞きしたい項目がございます。

それでは、297ページ、ご説明ありました高額療養費、これに関してですけれども、これの対象となる疾病、あるいはその医療行為、どんなものがそれに当たるのかと、主たるものの名称が確認できるものかどうかということ、そしてそれらの件数、あるいは対象人数、近年の増減の傾向、そういったものは把握されているようでしたらご説明いただきたいと思っています。

2つ目ですけれども、307ページにございます特定健康診査委託料に当たります。それと、もう一つ同じく307ページに人間ドック助成事業というのがございますが、それぞれの受診数の変動についてご説明をいただきたいと思っています。

これらはそれなりに高額の医療費を必要としているもので、町の負担にも当然相当なっているわけですから、これをできるだけ負担の少ないように、未然に防ぐという意味でも効果的に進めていただきたいなと思うところからお聞きいたします。よろしくをお願いします。

それと、もう一つこれは決算資料の中に全体説明資料というのがありますが、この中の歳出総額、これを比較した中で、歳出額の変動の要因についてどのように把握しているかということをご説明ください。国保の場合には、平成28年から29年の差額がマイナス1.1%、その前の27年から28年でマイナス2.2%というふうに、少なくともこの3年間の間で減少傾向にありますけれども、この要因についてご説明いただきたいと思っています。これは介護保険や後期高齢者、これの部分と大変関連性があるものとは思いますが、そうでない点もあると思っています。

また、この国保の減少傾向というところが先ほど渡邊議員のほうから法定外繰り入れというお話もございましたが、減少傾向がもし、ある程度国保の会計の中で許す範囲のものであったらば、むしろ負担額の減額という可能性もあるのではないかとということも含めてお聞きしている質問です。

よろしくお聞きいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質疑が終わりました。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） ご質問のありました件についてお答えさせていただきます。

初めに、高額療養費の関係でございますが、これは1カ月の被保険者負担が基準額を超えたときに発生するもので、特定の疾病に限ったものではございません。多く見られるものとしたしましては、がんとか脳梗塞などの手術とか入院を要するもの、あと人工透析などが挙げられます。

なお、件数については29年度延べ件数になりますが、2,188件ほどあります。近年の傾向につきましては、増加する傾向にありましたが、29年度は減少しております。

次に、特定健診の関係でございますが、29年度で1,200人、受診率のほうは40.7%でございました。近年、被保険者数の減少もありまして、受診者数も減る傾向にあります。受診率については、ほぼ横ばいとなっております。

なお、受診率向上を図るために、こちらは予防にもなりますが、受診を受けていない方に対しまして、はがきでの受診勧奨事業などをこれだけじゃありませんが、行っているところでございます。

次に、人間ドック助成事業でございますが、29年度実績で人間ドックのほうは99件、脳ドックのほうは16件でございました。件数につきましては年々増加しているところでございます。ただし、脳ドックに関しましては年度によってばらつきのほうがございます。

最後に特別会計の歳出に関してでございますが、国保については29年度に国保連合会の協働事業拠出金、こちらの減の影響が大きくなっております。28年度については、保険給付費や後期高齢者支援金などの減が主な減少の原因となっているところでございます。

また、相互の関連性でございますが、国保会計におきましては、後期高齢者のほうに支援金、あと介護保険のほうには納付金を支出しているところでございます。国保加入者については、75歳になると後期高齢者のほうに移行することになります。それ以外は各制度が独立した会計で運営されておりますので、特にございません。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） ただいま答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

以上で、藤乗一由君の決算に対する質疑を終結いたします。

これにて認定第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

私は、反対の立場で討論いたします。

平成29年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に反対の立場で討論いたします。

平成29年度の一宮町国民健康保険特別会計決算案では、現年課税分の収納率が90%を切り、高い国保税を払い切れない被保険者世帯が多く、貧困が広がっています。一方で、国保会計の財政は平成28年から29年の1年間で実質収支を約3,650万円を増やし、財政が豊かになっているにもかかわらず、18歳以下の子供の均等割軽減を行わず、子育て世帯に冷たい内容となりました。

あわせて、一般会計からの法定外繰入金ゼロで、重い国保税を町民に押しつけた特別会計となっているため、反対します。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 認定第2号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

現在、一宮町の国民健康保険は、町全体の約41.3%の世帯が加入をしております。加入者の減少は保険税の全体にも影響し、年々保険税が減少する一方、医療費はほぼ横ばい状態で推移している状況です。

こうした中、町では保険税率を引き上げることなく、特定健診や特定保健指導の勧奨を進め、病気の予防、早期発見に向けた生活習慣病対策、人間ドック助成事業などの医療費削減に努め、加入者の健康管理を支える事業を展開しております。また、保険税を滞納されている方には、納税者の生活状況を十分把握しながら、納税相談や戸別訪問等による徴収を行うなど、保険税の収納率向上にも努力しています。

以上の理由により、適正な決算であると判断し、私はこの決算に賛成をいたします。

なお、今後は県が財政運営の責任主体となりますが、医療費の増加はこれまで同様、町の保険税にはね返ってきますので、引き続き医療費の抑制等に努力されることを申し添えます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第2、認定第2号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立多数。よって、認定第2号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第3、認定第3号 平成29年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(吉野繁徳君) 鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長(鶴岡英美君) それでは、認定第3号 平成29年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

内容の説明に入る前に、平成29年度の町の介護保険事業の状況でございますが、65歳以上の第1号被保険者は3,954人で、対前年度比37人の増、高齢化率31.75%で対前年比0.1%の増でございます。そのうち、介護保険認定者は588名で、対前年度比43人の増、率にしまして14.87%、対前年度比0.96%の増となっております。

それでは、歳入からご説明をいたします。

決算書の316ページをお開きください。

まず、一番上になります。

1款の保険料、収入済額は平成27年度からの第6期事業計画の最終年度でございまして、対前年度比1.7%の増となっております。

続きまして、その下に行きまして3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金、5款の県支出金につきましては、それぞれ保険給付に対する負担金でございます。

下に行きまして7款の繰入金でございますが、対前年度比0.5%の減となっております。

これは人件費、事務費、保険給付費の町の負担分でございます。

その下8款でございますが、繰越金、対前年度比56.8%の増となっております。

歳入合計でございますが、一番下になります、収入済額10億5,988万4,093円で、対前年度比1.5%の増となっております。

続きまして、歳出でございますが、次のページ、318ページをお開きください。

まず、上のほうから1款の総務費でございますが、人件費、事務費、介護認定審査会費が主なものでございます。対前年度比4.1%の減となっており、主な理由は人事異動によるものでございます。

その下、2款の保険給付費は保険給付に係る経費でございます、対前年度比2.0%の増となっております。この保険給付費は、歳出全体の84.4%を占めております。

その下、3款の地域支援事業費は介護予防に係る経費でございます、対前年度比10.7%の増となっております。この事業は、健康教室や介護予防教室などを開き、介護にならないように、また介護の認定度が上がらないように事業を行っております。

その下、5款の諸支出金は、主に平成28年度の保険給付費の精算でございます、国や県等への返還したものでございます。

次のページをお願いいたします。320ページ、上のほうになります。

歳出の合計でございますが、10億4,543万3,403円で、対前年度比3.1%の増となっております。歳入歳出差引額でございますが、1,445万690円で次年度への繰越金となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

1点お伺いしたいと思います。

これも先ほどの国保会計と同様に、資料のほうの歳出総額の中で気になった部分についてお伺いします。

歳出額の変動の要因についてどのように把握しているか、ご説明くださいということで、介護保険の場合には、平成28年から29年で3.1%増、27年から28年でマイナス2.0%、マイナスからプラスに転じているわけですけれども、この前の段階、平成26年からの段階ではプラス3.3%となっております。この変動がどのような要因によるものなのかということですが、これも国保や後期高齢者との関連性がある部分とそうでない部分とあるかと思えます。

実際、介護保険会計の場合に総額で約10億円ということで、この5%増えたり減ったりす

るといのは、金額からすると5,000万円というかなり高額なものになるわけで、その辺のところはどういう要因によるかというところをお聞きいたします。

お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質疑が終わりました。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、決算の増減の主な理由でございますが、まず支出の大きい保険給付費、そして地域支援事業費、それと基金積立金、この3つによって増減が生じると考えております。

まず、27年度から28年度にかけては、保険給付費と地域支援事業費を合算したものは563万4,039円の減、基金積立金は前年度比3,259万5,000円の減であることから、前年度比で決算額が減少をしております。

また、平成28年度から29年度にかけましては、保険給付費と地域支援事業費を合算したものは2,121万7,546円の増、基金積立金は前年度比プラス1,797万9,000円の増であることから、決算額が増加しております。

なお、年度ごとの介護認定者数は、平成27年度は579名、平成28年度は544名と前年度に比べて減少しており、平成29年度は591名と前年度に比べて増加していることも要因になるのではないかと考えております。

あともう一つの国保や後期高齢者との関連性についてお答えをいたします。

まず、関連性がある部分については、後期高齢者の方が増えると介護認定を受け、介護サービスを利用される方の増加が予想されるため、保険給付費も増加すると考えられます。また、国保の方は、75歳以上になると後期高齢者の保険に移行しますが、介護保険については65歳以上の全ての方から保険料納付をしていただきますので、この点については国保や後期高齢者との関連性はないと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

以上で、藤乗一由君の決算に対する質疑を終わります。

次に、渡邊美枝子君の決算に対する質疑を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

資料の3ページのところなんですけれども、保険給付状況の中で、1の①訪問介護の予防、それから⑤の通所リハビリテーションの予防の給付がゼロになっているんですが、これは全てこの年に総合事業に移行したわけですねという質問をお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質疑は終わりました。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

平成28年度の3月の制度改正に伴いまして、介護予防サービスの中の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、それぞれ介護予防生活支援サービス事業に移行したため、従来の区分にて給付はゼロというふうにこの資料の中ではなっております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

再質疑ございますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

再質問はありませんが、この国のやり方、4年前から憂慮してまいりました。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、渡邊美枝子君の決算に対する質疑を終わります。

これにて認定第3号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

平成29年度介護保険特別会計決算に反対の立場で討論します。

平成29年度は第6期介護保険事業計画の締め年度でした。町ではかなり前から介護予防に力を入れていたことは常に評価しております。しかし、国はこの第6期に要支援1、2の介護保険の利用者に対して介護給付の対象外にしました。利用者にとってちょっとわかりにくいやり方であったかもしれません。

国は29年度までに要支援1、2の利用者を市町村が実施する総合事業に丸投げしたわけです。これは国が直接責任を持たなくなったということです。何事も初期のうち、介護も同じ

です。軽度のうちに対応しなければ重度化を招きかねません。利用者と家族の安心を脅かす改悪であります。この改悪一つとっても、町の努力は認めつつも反対せざるを得ません。

よって、平成29年度介護保険特別会計に反対いたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 5番。

平成29年度介護保険特別会計決算認定に、賛成の立場で討論をいたします。

平成29年度は第6期介護保険事業計画の最終年度であり、介護予防の推進に取り組むとともに、第7期事業計画も策定されるなど、滞りなく事業が遂行できたものと考えます。今では65歳以上の高齢者が31%を超え、一宮町の高齢化は年々増加をしております。

このような状況下でも、介護保険特別会計が公費及び介護保険料により運営されていることを踏まえ、介護が必要である人には適正な介護給付を行うことは当然のことですが、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるような体制づくりの一環として、介護予防のための健康運動教室の開催や介護予防推進員の協力により、集会所等で行う出張介護予防教室を開催することで、高齢者の健康への意識も高まることでの閉じこもり予防、また総合事業においては、新たに通所型サービスAを提供したことで、さらなる高齢者の掘り起こしを行うなど、介護認定者の減少や介護給付費の抑制に努める姿勢は評価できるものと考えます。

よって、本会計が適正に運営された結果と判断をし、決算認定に賛成をいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、認定第3号 平成29年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、認定第3号 平成29年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第4、認定第4号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、認定第4号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の372ページをお願いいたします。

まず、平成29年度末の状況でございますが、加入者は1,985人で、前年度と比較しますと60人の増となっております。

それでは、歳入からご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収、普通徴収合わせまして前年度に比べ収入済額は7%の増でございました。

3款繰入金でございますが、こちらにつきましては加入者数等の増加に伴いまして、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金が増え、前年度に比べ1%の増でございます。

次のページ、374ページをお願いいたします。

歳入合計といたしまして、予算現額1億4,144万6,000円に対しまして、調定額1億4,134万343円、収入済額1億4,034万1,043円、前年度に比べまして5.2%の増でございます。

376ページをお願いいたします。

続きまして、歳出をご説明いたします。

まず、1款の総務費でございますが、職員の人件費、運営事務費、賦課徴収事務費等の経費でございまして、支出済額は前年並みでございました。

378ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料の負担金、保険基盤安定制度負担金でございます。加入者数や保険料の増加によりまして、前年度に比べて5.7%の増でございます。

380ページをお願いいたします。

歳出合計につきましては、予算現額1億4,144万6,000円に対しまして、支出済額は1億4,034万1,043円で、前年度に比べまして5.3%の増でございます。

決算認定の説明は以上です。

続きまして、前年度の決算審査特別委員会からの後期高齢者医療特別会計の収入未済額の解消につきましての要望について回答をさせていただきます。

本特別会計に係る保険料の徴収状況につきましては、加入者のおよそ7割弱の方は年金から天引きされる特別徴収で保険料を徴収しているため、現年分は99%と非常に高い収納率となっております。残りの1%で滞納が発生しており、29年度末で滞納している方は10人となっております。

滞納がある方々への対応といたしましては、短期保険証を発行の際や電話連絡、戸別訪問等によりまして滞納の内容を説明いたしまして、また生活状況などを聞き取りしながら、分納等によりまして未済額の解消に努めております。

なお、加入者は一部の方を除き75歳以上の高齢者となり、大幅な収入増は見込めないといった状況がございます。今後についても、聞き取りをしながら生活状況を把握した上で、適切に必要な対応を行いながら、収入未済額の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

1件お伺いしたいと思います。

歳出額の変動の要因についてご説明いただきたいということです。

恐らく高齢化率の上昇ということだとは思いますが、平成27年から28年分の段階でプラス9.6%、約1割ですが、28から29年分、これでプラス5.3%というふうに、これまで増加が続いているわけですけれども、この変動要因、それから国保や介護保険との関連性というところでお伺いしたいと思います。

あわせて、申し訳ありませんが、再質問として関連でさせていただきたい部分もあわせてご説明いただけると大変ありがたいです。この増加傾向が今その前年約1割、それから半分の5%となってきたところで、増加傾向というのがどこまで続くと予想されているのか、いつごろが上げどまりなのかということも、あわせてお願いできるとありがたいです。

よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 質疑が終わりました。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、ご質問のありました件についてお答えいたします。

後期高齢者特別会計の歳出に関してでございますが、後期高齢者の場合、収納した保険料を広域連合に納付金として納めております。保険料が増加すれば納付金の額もふえることとなります。保険料は所得に応じる部分もありますので、単純に加入者数だけでは捉えることはできませんが、被保険者数が29年度が1,985人で前年度対比60人の増、28年度は1,925人で前年度対比62人の増となっております。これにより、保険料が増加し歳出の納付金も増える結果となっております。

関連性でございますが、先ほど国保の特別会計の中でもお話をしましたが、先ほど説明したとおりとなっております。

あと今後の見通しという点でございますが、団塊の世代ということで、今69歳から71歳の年齢層が大変多くなっております。一応、今後この方々が後期高齢者のほうへ移動してまいりますので、後期高齢者のほうも加入者が増えてくるということで、しばらく10年位は増えていくのではないかと予測しているところでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

以上で、藤乗一由君の決算に対する質疑を終わります。

これにて認定第4号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

後期高齢者医療特別会計決算に反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保や健保から切り離し、負担増と年齢による差別医療を強いるものです。医療費の増加などが保険料引き上げに繋がり、2年ごとに保険料は引き上げられていきます。

高齢者は介護や医療にお金がかかるものです。しかし、年金は下がり、消費税は上がります。その中で、引き下げられた年金の中から引き上げられた保険料が天引きされていきます。これでは老後の不安は募るばかりです。こうした制度は廃止し、以前の老人医療制度に戻すことを求め、この決算に反対いたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 認定第4号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は財政基盤の安定化を図るため、県内市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営されています。75歳を迎えた方、65歳から74歳までの一定の障害がある広域連合の認定を受けた方を対象に構成され、財源は国・県、市町村が負担する公費5割、現役世代からの支援金4割、加入者の保険料で賄われています。

保険料は年金からの特別徴収者が7割、あとの3割が窓口納付や口座引き落としの普通徴収者で、未納の方には納付相談、個別徴収などを行っています。

また、所得が低い方の保険料軽減策も継続して行っております。町では、このほかに各種申請や医療費削減を目的とした特定健診、人間ドック助成事業を行っています。

以上のことから、高齢者が安心して受診できるよう、健康の保持増進を目的とし、収納率向上にも努力している本決算を適切なものと判断し、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、認定第4号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。よって、認定第4号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第5、認定第5号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、認定第5号 平成29年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

それでは、決算書の394、395ページをご覧ください。

まず、歳入から説明申し上げます。

1款分担金及び負担金でございますが、収入済額325万円、これは新規の加入金でございます。5件の加入がございまして、それぞれ65万円ずつ納めていただいたものです。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、平成29年度分と滞納繰り越し分を合わせまして3,467万4,682円でございます。

次に、4款でございますが、繰入金でございます。

一般会計からの繰り入れで5,942万1,000円でございます。これにつきましては、集落排水事業を行った際の借入金の償還及び職員人件費、さらに管理費に充てるものでございます。

次に、396ページをお願いします。

5款でございますが、前年度の繰越金で207万605円でございます。

そのほか諸収入を合わせ、歳入合計は9,941万9,691円ございました。

続きまして、歳出でございますが、398、399ページをご覧ください。

1款総務費、1項管理費でございますが、まず1目一般管理費でございますが、399ページ右の備考欄に示すように、職員人件費及び一般事務費でございます。大きなところでは、事務費の一番下に公課費とありますが、209万4,400円、こちらが29年度に支払った消費税でございます。9月に前年度の確定申告し、翌3月に当年度の中間申告をした際に支払ったものでございます。

次に、各地区の施設管理費でございますが、原地区は1,427万4,645円でございます。

次のページをご覧ください。

東浪見地区につきましては1,536万5,276円、さらに次のページをお開きください。402、403ページになりますが、北部地区、こちらは591万2,331円ございました。それぞれ維持管理費に要した費用でございます。

続きまして、公債費でございますが、これは農業集落排水に取り組んだ際、町は町負担分を借り入れいたしましたので、その償還でございます。元金及び利子を合わせまして4,996万1,957円でございます。

なお、この償還につきましては、2033年度、平成にいたしますと平成45年になりますが、

これまで続くものでございます。

405ページをお願いします。

支出済額合計でございますが、9,424万1,971円となりました。

406ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。このうち5として、実質収支額517万7,000円とありますが、これが繰越金となります。

決算説明は以上ですが、次に決算審査特別委員会からの要望であります農業集落排水処理施設使用料の収入未済額、この回収についてでございますが、これにお答えいたします。

平成29年度決算では、収入未済額は2,035万7,495円となっております。徴収に当たっては通常の納付書送付時に未払いの請求を同封するとともに、戸別訪問で滞納整理に努めておりますが、なかなか徴収率が上がらないのが現状であります。今後につきましては、個別相談等にさらに労力を傾け、それぞれの生活状況に合わせた納付方法を模索するなど、徴収率の向上に鋭意努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。通告された質疑はありませんので、質疑を省略し、討論に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、よって質疑を省略し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、認定第5号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することと決定いたしました。

会議開会后2時間経ちます。ここで15分ほど休憩をとらせていただきます。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時17分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（吉野繁徳君） 日程第6、報告第1号 平成29年度一宮町健全化判断比率について、
日程第7、報告第2号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、よって、日程第6、報告第1号及び日程第7、報告
第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 報告第1号 平成29年度一宮町健全化判断比率についてご説明い
たします。

議案つづり30ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度一宮町
健全化判断比率について、次のとおり報告するものでございます。

31ページの表をご覧ください。

平成29年度一宮町健全化判断比率につきましては、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字
の比率は決算が黒字となっておりますので、数字のほうは入っておりません。

③の実質公債費率につきましては、平成29年は6.2%で、平成28年度は6.5%ですので、
0.3ポイント改善されており、早期健全化基準の25%を下回っております。比率改善の主な
要因ですが、分母に含まれます普通交付税が減少するなど、比率が悪化する要因もありまし
たが、一般会計における公債費が毎年の償還で減少していることなどが要因となり、今回の
算定では0.3ポイントの比率改善となったものでございます。

次に、④の将来負担比率につきましては、平成29年度は17.5%で、平成28年度が15.3%で
すので、2.2ポイント上昇となりました。この比率は町の地方債残高を初め、債務負担行為
に基づく今後の支出予定額、また長生広域など、一部事務組合の地方債のうち、この先町が
負担する見込額、さらには町職員が一度に全員退職したと仮定したときの退職金の見込額を

合わせた額が町の財政規模にどれくらい占めるのかを表わす比率でございます。

こちらは郡市において将来負担額から差し引くことのできる財政調整基金などの基金が減少したことに加え、町の債務負担行為額が小中学校及び保健センターのエアコン借り上げ事業により増額したことなどによるものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

報告第2号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、次のとおり報告するものでございます。

34ページをお願いいたします。

こちらにつきましても決算におきまして黒字でありましたので、数字のほうは入っておりません。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

本案については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第8、議案第1号 一宮町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 議案第1号 一宮町都市公園及び公園施設の設置基準を改める条例の一部を改正する条例についてですが、議案書の36ページからをお願いいたします。

これまで都市公園における運動施設率につきましては、国が全国一律の基準を設定しておりますが、昨年の都市公園法施行令の改正に伴い、地方公共団体が100分の50を参酌し、

地域の実情に応じて条例で定めることとなりました。この参酌基準は、政令改正前に国が一律に定めていた基準値であり、現在国内でも大半の市町村がこの参酌基準を踏襲する形で運動施設率を設定しています。町の都市公園計画においては、この基準を拡大、または縮小しなければならない特別な要因はないことから、今後も都市公園としての一定のオープンスペースを確保するため、国が定める参酌基準を町の基準として定めるものです。

補足として、この条例は公布の日から施行し、改正後の一宮町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の規定は、平成30年5月1日から適用するものです。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第1号 一宮町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第9、議案第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定についてご説明いたします。

39ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,290万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ44億1,930万円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

48ページをお開きください。

1款議会費から61ページの12款諸支出金につきましては、右ページの説明欄によりご説明いたします。

なお、各款における人件費の増減につきましては、人事異動や共済費負担率の変更によるものでございますので、説明のほうを省略させていただきます。

それでは、49ページ、上から5番目になります。情報化推進事業15万2,000円の増額につきましては、平成27年度に構築したL G W A N回線のサーバー用ウイルス対策ソフトを強化する必要が生じたことから、計上させていただいたものでございます。

次のまちづくり推進事業556万2,000円の増額につきましては、一宮駅東側駅前広場整備に向けた乗降客数や車の利用台数の調査委託料でございます。

次のふるさと応援事業2,400万円の増額につきましては、当初予算で6,000万円を見込んでおりましたが、4月から7月の実績により2,400万円の増額が見込まれることから、返礼に係る費用と基金積み立てにそれぞれ1,200万円を計上するものでございます。

次の防災行政無線管理運営事業315万4,000円の増額につきましては、戸別受信機のふぐあいに伴い、8月末時点で51台の要望があることから、新規に100台の購入経費として計上するものでございます。

一番下の集会所等改修費補助事業118万6,000円の増額につきましては、10区集会所のトイレの水洗化及び11区集会所の台所、床等の改修に要する経費の2分の1を補助するものでございます。

53ページ、上から3つ目になります。

母子保健事業9万4,000円の増額につきましては、どろんこ保育園から新たにフッ化物洗口したいという要望を受けて計上するものでございます。

次の不法投棄防止対策事業17万円の増額につきましては、不法投棄防止等の看板設置要望が多く、在庫不足となったことから要望するものでございます。

2つ下の土地改良維持管理適正化事業31万4,000円の増額につきましては、一宮排水機場の1号ポンプの不具合が確認されたことから、平成32年度に適正化事業を活用して、整備補

修事業を予定しており、事業採択に向けたヒアリングで設計書が必要となることから、設計を委託するものでございます。

次の憩いの森管理運営費63万8,000円の増額につきましては、木橋が老朽化により修繕不能なことから、新たに架け替えるものでございます。

55ページ、上から2つ目、観光拠点施設運営事業59万7,000円の増額についてですが、需用費につきましては、駅前の旧直売所の貸し付けに伴い、最低限の修繕を付するものでございます。また、工事請負費につきましては、新たにオープンした施設に高齢者に配慮した手すりを設置するものでございます。

2つ下の道路維持管理事業300万円の増額につきましては、8月までに緊急対応工事が多く発生したことにより、予算不足が予想されることから計上するものでございます。

次の道路新設改良工事1,070万円の増額のうち850万円につきましては、老女子地先の町道において、広域水道部の水道管布設工事が行われることから、その工事にあわせて町で側溝改修工事を行うものでございます。また、220万円につきましては、国庫補助事業で実施している町道1-7号線及び1-8号線の道路改良工事に当たり、交付金の配分率の変更に伴う増額でございます。

下から2番目の都市下水路維持管理事業は、中央ポンプ場関係でございます。この438万4,000円の増額のうち需用費につきましては、今年度高潮の影響で頻繁にポンプが稼働したことにより、予算不足となることから増額を要望するものでございます。

また、公共下水道雨水全体計画策定業務委託料につきましては、都市下水路事業から事業転換の認可取得に当たり、町単独の費用で設計書を作成する必要があることから計上するものでございます。

57ページ、一番上の霊園維持管理事業64万1,000円の増額につきましては、腐食している屋外照明灯の修繕工事に伴うものでございます。

次の豊栄基金500万円の増額につきましては、平成28年度に設置した基金への積み立てに対して一般寄附があったものでございます。

次の災害対応費181万2,000円の増額につきましては、8月8日、台風13号が接近した際には、午後5時15分から警戒配備体制をとり、避難所3カ所を開設、避難者102人を受け入れ、翌日午前10時に体制を解除いたしました。計上した金額は、職員の時間外勤務手当、避難者に配布した朝食代及び使用した毛布のクリーニング代でございます。

下から2段目、東浪見小学校管理運営事業16万5,000円の増額、その下の一宮小学校管理

運営事業16万3,000円の増額、59ページ、上から4つ目、学校管理運営事業13万円の増額につきましては、小中学校で消防設備点検を行った際に指摘を受けた消防機器の改善に伴うものでございます。

59ページ、一番上と2番目及び5番目、オリンピック・パラリンピック活用教育推進事業、それぞれ10万1,000円の増額につきましては、昨年度に引き続き小中学校が教育推進校として指定されたことから、県の補助金を活用して、それぞれの学校でおもてなしプロジェクト等を実施するものでございます。

一番下の公民館管理運営費54万8,000円の増額についてですが、修繕料は冷暖房設備、室外機の修繕に係る経費でございます。工事請負費につきましては、ボイラー室の自動火災報知設備電路引き替え工事に係る経費でございます。備品購入費につきましては、ビデオカメラ購入に係るものでございます。

61ページ、上から2つ目になります。

G S Sセンター管理運営費30万円の増額につきましては、施設2階の東側に取りつけてあります暗幕用カーテンレールの不具合により、利用者に迷惑をかけていることから修繕するものでございます。

その下の国民健康保険事業特別会計から介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の各繰出金につきましては、人事異動に伴い特別会計の人件費が減額となることに伴うものでございます。また、農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、共済費の負担率改正に伴う増額でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

46、47ページをごらんください。

9款の地方特例交付金から21款町債につきましても、右ページにより説明させていただきます。

一番上の地方特例交付金175万9,000円の増額につきましては、住宅ローン控除による町民税の減収分に対する補填でございます。

次の土木費補助金75万円の増額につきましては、町道1-7号線、1-8号線道路事業に係る交付金の増額分でございます。

次のオリンピック・パラリンピックを活用した教育推進事業委託金30万円につきましては、小中学校が行うおもてなしプロジェクト等活動費として、県からの委託金でございます。

次の一般寄附金2,900万円の増額につきましては、内訳として2,400万円がふるさと寄附金

の増額分、500万円が豊栄基金への積み立て分として受領したものでございます。

次のふるさと応援基金繰入金455万円につきましては、歳出中にある上総一ノ宮駅東側駅前広場基礎調査委託料556万2,000円のうち455万円につきましては、東口開設に伴う事業に活用するように指定されたふるさと給付金を充てるものでございます。

一番下の公共事業等債140万円の増額につきましては、町道1-7号線、1-8号線道路事業における補助残分について、起債借り入れすることから増額となるものでございます。

最後に下から2番目の繰越金2,514万5,000円の増額につきましては、歳出との差額分を前年度の繰越金から充てるものでございます。

39ページにお戻りください。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は第3表、地方債補正によるものでございます。

43ページをご覧ください。

第2表の債務負担行為の補正につきましては、駅東口整備事業につきましては、記載されたとおり、2年間で上限8億1,000万円の事業を約束するものでございます。

第3表、地方債の補正につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました公共事業等債140万円分が起債の増額となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

何点かお伺いしたいことがございます。

最初に57ページにございます、東浪見小学校管理運営事業、金額は小さいんですけども、作動式スポット型感知器設置工事、これはどういうもので、何の目的のためのものなのかということをご説明ください。

次に、49ページ、戻ります。

先ほどの決算の中でもお聞きしましたが、この防災行政無線の戸別受信機、恐らくご説明で聞きますと51台で要望があつて、100台を予定しているということで、現在のアナログ対

応のものだというふうに想定しますが、それでいいのかどうか、またこれが残ってしまうということは恐らくないと思いますが、そういう心配はないのかどうか、現状の無線受信の方法の中でということですね。

それと、同じページのまちづくり推進事業、一ノ宮駅東側駅前広場基礎調査委託料ということで、55万円余りという形に出ておりますが、これについては調査委託料としても余りに高額過ぎるのではないかという部分の一つ、それともう一つ、以前に当初の3月議会ですか、たしかお聞きした中では、東口と周辺に関して、東口の開設以外に周辺に関してどの位の経費が必要ですかというふうに想定しているかというふうにお聞きしたときに、東側広場の中ではU字溝の改修に200万円以内であろうと、それから中央分離帯というか、東側の広場の中の中央部分、松の植栽があるところですが、その辺の改修に500万円以内であろうというような想定ですというお答えをいただきました。

あわせて東側あたりでと、神門踏切に接続する部分も含めてというふうに私はお伺いしたんですが、そうではない部分の西口のバリアフリー化という点も含めて、あえて私としては要望してない部分のことも200万円以内程度だろうというふうに言っていたんですが、むしろこういったものを合わせていただかなければ、東側のロータリー、これにかかわる経費として想定される部分が我々としてはどれ位これからかかるのかというのが見当がつかない。町はどういうふうに想定しているのかということも分からないという状況になってしまう訳ですね。

場合によっては、こういった調査に関しては、どの位かというふうに聞かれていないからというようなお答えというのも想定されるんですけども、それじゃちょっとへ理屈かなというふうに思われます。

先ほどの当初の説明からいくとかなり高過ぎるというふうに考えられます。その辺のところはどういうことなのでしょうということについてもお答えいただきたいと思います。

あともう一点、同じく49ページですね。失礼しました。

ふるさと応援事業、これで増額の補正ということなんですが、これは本年度の見込みとして、ふるさと納税がどのくらいあると想定しているのかというところを町の想定額というところを教えていただきたいんですが。

最後に債務負担行為、こちらの件につきましてですが、当初の先ほどの説明の時点では、8月の下旬までにJRのほうの本設計が上がって、正確な金額が出されるということで説明がございました。

これに関して、1つは本当に正確な金額はいつになったら出るんだろうかということですね。

それと、まだ正確な金額が出てないということは、あるいはこの時点では出されないということは、かなり早い段階で分かっていたはずですので、事前にこういう状況だということをご説明いただいてしかるべきではないかなと私は考えるんですけども、その辺のところはいかがなものでしょうかということについて伺います。

○議長（吉野繁徳君） ただいまの質疑に関する答弁願います。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、東浪見小学校管理運営事業の中の15目工事請負費、作動式スポット型感知器設置工事について説明のほうをいたします。

こちらにつきましては、平成26年度に新築しました給食室、こちらのほうに火災報知器の設置のほうが必要という指示のほうがございました。これは、7月に行いました消防設置点検の結果の中の指示になりますので、これを急遽お願いするものになります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁ありますか。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 最初に、防災無線戸別受信機の関係でございますが、こちらは要望いただいてから既に早い人ですと2カ月ぐらいお待たせしている状況で、これは今までの流れからいきますと、50台ずつ補正をお願いしていた訳なんですけれども、今回また交換してくれと、聞こえないよという要望が既に50台超えてしまったという状況がありましたので、今回100台要望させていただいたものでございます。

それと、ふるさと応援事業のこのふるさと寄附金につきましては、これはあくまでも寄附される方がいて初めて計上できるものですので、ちょっと予測が不可能という状況でございます。去年実績として1億円超えましたが、ことしも1億円いくだろうというような推定がなかなか出来ません。ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁はございますか。

塩田企画課長。

○企画課長（塩田 健君） それでは、最初に調査の件でございますが、今回は東側ということで、広場の設計でございますが、調査だけではなく、基本構想プラス基本計画まで入っておりますので、この金額となっているところであります。

また、なぜこの金額が抜けていたのかというところでございますが、実際に神門踏切の閉鎖の状況ははっきりしなかったこと、現在の都市計画上はあの踏切は閉鎖という形になっておりますので、あの部分まで駅前広場という形で面積を決定しております。

しかしながら、神門踏切が現在では閉鎖するけれども、今後拡幅という話が出てきておりまして、それがオリンピック後になるというところで、閉鎖にならないという形であれば、当然面積の修正も出てくるということが判明したところがあります。

また、私のほうで精査したところ、もともとあの駅前広場の形状として、橋上駅ができた場合を想定しております。そのときはおり口が南へ向かって降りるという形で北側の歩道を一部膨らましております。それは南側の歩道を広くして人が通行でき、北側の歩道についてはバスが通れる、回転するために歩道を少し狭くしております。

ところが現実に今回は北側に口が降りてくるということになりますと、どうしても歩道の幅が足りないという現状が出てきました。この部分も含めると、どうしてもまた改良が必要になると。

また、あわせてJRのほうからは、あそこをヤードとして一部使いたい。そのためにはもろもろの作業を行うんだという話も出てきておりますので、その辺もあわせて今回3月の説明で抜けていて、大変申し訳ありませんが、一括で全部見直して、新しいまちづくりを進めていきたいと考えたところで、予算を計上させていただいたものでございます。

続きまして、説明と違うというお話でございますけれども、まずこの補助金については、県のほうとお話ししておりますが、この一宮町の東口に限って特別の補助金であるということでございます。県としても、補助金の議会議決まではさまざまな意見があると、町としても拙速な動きにより、県議会に影響を与えてはならないように配慮すること。また、県の動きに合わせた日程も組まなければならないことは、十分ご推察いただけるものと思います。

さらには、JRとの協議では、工期の問題がございました。町や県の示した当初の工程でいきますと、議会の期日に合わせた日程では、工期が足りずにオリンピックまでには完成しないとJR側が強く主張してまいりました。しかし、詳細設計を組む中で工期を短縮していただけるようさまざまなお願いをし、現在県、JR、町にて日程のすり合わせを何度も協議した結果がこうなっております。

したがって、結果、JRとしては工法の変更などがありますために、詳細設計が終わって、事業費の確定は9月下旬になるということも8月になってJR側から考えが示されてまいりました。したがって、県は最終的に補正予算では詳細設計額による事業費ではなく、今年の

1月に示された概算設計による事業費8億1,000万円を総額として、債務負担行為として負担額として4億500万円の補正、これを上限として計上しているものでございます。

町としても、8月中旬には補正予算額の締め切りがございますので、その間ずっと検討が行われた中ですが、詳細設計による事業費の確定前となるところでありますが、県との予算の整合性、JRの工期の問題などから、9月の町の定例議会で補正予算として事業費8億1,000万円を計上することといたしたものであります。

なお、事業費が確定する前に議会にて審議するのか、以前の説明と異なる事務処理となったとするならば、その時点で変更について説明すべきというようなご指摘でございますが、県の内部における各部署との調整、県議会対応、JRの内部での工程短縮など、関係者それぞれぎりぎりの調整を行った上での最終的な予算措置、それと合わせた日程となっておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 最後の件につきましては、経過は分かりました。

経過はわかりましたが、私としては、県の、あるいはその他の都合もあって公開できない部分もあると、分からない部分も多いというのも分かるんですが、3月の時点でもまだ確定していないけれども、想定額、予想額でいきたいというようなお話があったので、JRからいつ頃になるという連絡があった時点で、今回も想定額というような形でいかざるを得ないということが連絡されてもよかったのではないかなという意味で申し上げているわけですね。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第2号 平成30年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議の途中ですが、ここで会議時間についてお諮りいたします。

会議規則第8条第2項により、本日の会議時間を午後6時まで1時間延長したいと思いますが、これにご異議ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、よって本日の会議時間を午後6時まで延長することに決定いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第10、議案第3号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長(鎗田浩司君) 議案第3号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)議定についてご説明いたします。

議案つづりの68ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,781万円とするものでございます。

今回の補正でございますが、4月の人事異動に伴いまして、職員の人件費の変動により一般会計からの繰り入れを512万2,000円減額いたしまして、また平成29年度退職医療給付費等交付金の精算に伴う返還金167万9,000円の不足金を繰越金より繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第3号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第11、議案第4号 平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長(鶴岡英美君) それでは、議案第4号 平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第1次)議定についてをご説明申し上げます。

議案つづりの80ページをお開きください。

平成30年度一宮町の介護保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ892万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,953万1,000円とする。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う人件費の減額をするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。

議案つづりの86ページをお開きください。

歳出の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費895万8,000円の減額及び3款の地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費3万円の増額につきましては、人事異動に伴う人件費を計上するものです。3月末に保健師が1名退職しましたので、その分の減額、また4月の人事異動により中堅の職員が1名転出、かわりに新人の職員が1名の転入がありましたので、その給料の差額分を減額するものでございます。

次に、歳入ですが、84ページにお戻りください。

先ほど申しました人事異動の給料の差額分に基づきまして、それぞれここにあります3款国庫支出金、5款県支出金、それと7款の繰入金、これは人事異動によります給料の減額分についての補正となります。それぞれ定められた補助率により、経費及び町負担分の経費になります。

また、下のほうの7款の繰入金につきましては、一般会計繰入金の895万8,000円の減額ということで、一般職員の人件費分について、町からの繰入金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第4号 平成30年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第12、議案第5号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第5号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの92ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ193万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,038万2,000円とするものでございます。

今回の補正でございますが、4月の人事異動に伴いまして、職員の人件費の変動により193万9,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第5号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第13、議案第6号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、議案第6号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを説明申し上げます。

議案つづりの104ページご覧願います。

平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところに

よる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,667万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、一般人件費のうち職員手当及び共済費、これらは率に変更となりましたので、それに伴う増加ということでございます。額といたしましては1万5,000円というものでございます。したがって、補正後の歳入歳出をそれぞれ9,667万1,000円とするものでございます。

甚だ簡単ですが、以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第6号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第14、発議第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 発議第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。
平成30年9月19日提出。

提出者、一宮町議会議員、鶴沢一男。賛成者、一宮町議会議員、袴田 忍、同じく島崎保幸、同じく渡邊美枝子、同じく藤井幸恵。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

それでは、意見書の案について皆さんに説明いたします。読み上げます。

精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書。

憲法第14条は「法の下での平等」をうたい、国連の障害者権利条約第4条は「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も控えること」と明記をしている。障害者基本法が改正され、精神障害者も「障害者」と規定された。障害者差別解消法は「差別の解消」を宣言している。

このような状況の中、身体・知的障害者に適用されている千葉県重度心身障害者医療費助成制度から、精神障害者は除外されている。よって、千葉県におかれては、精神障害者も身体・知的障害者と同等に重度心身障害者医療費助成制度の適用対象とするよう、必要な装置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月19日。

千葉県一宮町議会議長、吉野繁徳。

千葉県知事、森田健作様。

千葉県議会議長、吉本 充様。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、発議第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にする意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長(吉野繁徳君) 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第3回一宮町議会定例会を閉会いたします。

2日間、どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 5時07分